

平成 26 年度版

環 境 白 書

(詳細版)

静岡県

平成 27 年 9 月

平成 26 年度版環境白書 詳細版 目次

環境の現状及び施策の展開

第 1 章 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

第 1 節 環境にやさしい暮らし方の実践

- 1 環境にやさしい暮らし方を学ぶ1
- 2 環境リーダー等の人材の活用5
- 3 県民や企業等との連携・機会の拡大6

第 2 節 環境と経済の両立（ふじのくにグリーン・イノベーションの推進）

- 1 環境に配慮した事業活動の促進11
- 2 環境と経済の調和を目指すモデル地域の形成支援12
- 3 環境配慮型製品の普及促進13
- 4 環境・エネルギー分野への参入・技術支援15

第 2 章 低炭素社会に向けた取組

第 1 節 地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進

- 1 県民運動の推進17
- 2 省エネ設備・機器の導入の促進18
- 3 建築物の省エネ化・長寿命化の推進20

第 2 節 新エネルギー等の導入倍増

- 1 エネルギーの地産地消の推進22
- 2 技術開発支援24

第 3 節 低炭素型まちづくりの推進・物流の効率化

- 1 コンパクトなまちづくりと交通の低炭素化の促進26
- 2 都市緑化の促進27

第 4 節 二酸化炭素の吸収源対策の推進

- 1 森林の適正管理等29

第 3 章 循環型社会に向けた取組

第 1 節 3R の推進

- 1 リデュース・リユースの促進31
- 2 リサイクルの徹底34
- 3 地域循環圏の構築36
- 4 循環型ビジネスの拡大37

第 2 節 廃棄物の適正処理の推進

- 1 適正処理の推進と不法投棄の未然防止39
- 2 各産業分野におけるリサイクルの推進40

第3節 資源の循環利用の促進	
1 森林資源の循環利用の推進	42
2 県産材の利用促進	43
3 未利用資源の利用促進	44
第4節 水循環の確保	
1 表流水の水利調整	46
2 水資源の有効利用と適正管理	46
3 安全で良質な水（水道水、工業用水、農業用水等）の安定供給	48
4 森林の持つ水源かん養機能の確保	49

第4章 自然共生社会に向けた取組

第1節 自然環境の保全	
1 森・川・海の保全と復元	52
2 自然環境に配慮した公共事業の推進	53
3 富士山の自然環境保全・世界文化遺産保存管理に向けた取組	55
4 自然公園等の適正な管理と利用の推進	57
5 美しい景観づくり	59
第2節 生物多様性の確保	
1 希少野生動植物の保全	63
2 外来動植物対策	64
3 有害鳥獣対策	65
第3節 人と自然との関係を見つめ直す	
1 自然ふれあい施設等の利用促進	67
2 エコツーリズム等の支援	68
第4節 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮	
1 里地・里山・里海の保全	69
2 環境保全型農業の促進	70
3 林業の持続的な発展	72
4 環境保全型漁業の普及	73
第5節 良好な生活環境の確保	
1 水・大気・土壌等の環境の保全	75
2 化学物質の適正管理	101
3 花と緑あふれる生活空間の創造	103
4 環境アセスメントの実施の指導	105
5 調査・研究の充実	105

第1章 ライフスタイル、ビジネススタイルの変革

第1節 環境にやさしい暮らし方の実践

(1) 環境にやさしい暮らし方を学ぶ

《現状》

- ・ N P O等の団体による活発な環境保全活動、自治会や事業所におけるリサイクルや環境美化への取組事例が多数。
- ・ 平成 26 年度の県政世論調査においては、「節電や節水、家庭ごみの分別、マイバッグの持参、低燃費車や省エネ家電への切り替え、エコドライブ、清掃活動への参加、緑化など」環境への配慮を実践している県民の割合が8割以上。

【環境政策課】

《課題》

- ・ 県民の環境への関心を一層高めるとともに、この関心が家庭、地域、職場等における県民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践に結びつくため、環境教育・環境学習や環境保全活動を進めていくことが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 気づき、学びの機会の充実

(ア) 「ふじのくに環境教育基本方針」に基づく環境教育・環境学習の推進

- ・ 県と県教育委員会は平成 24 年 3 月に策定した新たな「ふじのくに環境教育基本方針」に基づき、地域に根差した総合的な環境教育・環境学習を推進。

【環境政策課】

(イ) 環境月間県民大会の開催

- ・ 平成 26 年 6 月 7 日に藤枝市民ホールおかべで環境月間県民大会を開催。
- ・ 積極的に環境保全活動を行っている地域の団体の活動事例発表や環境に関する講演を実施。
- ・ 約 410 人が参加。

【環境政策課】

(ウ) もったいないの意識の高揚

- ・ 県民に対し、広く廃棄物・リサイクルに関する正しい情報を提供し、日常生活における 3 R の取組を促進するとともに、各地域の実情に即した啓発教室が市町等の職員により実施できるよう、市町等の職員を対象にした廃棄物・リサイクル学習指導法講座を開催。（表 I-1-(1)-1）
- ・ 3 R に関する教材や学習副読本を提供することにより、3 R の理解を深めるための支援の充実を図っている。さらに、ちらし、雑誌への掲載、看板の設置などを通して、ふじのくにエコショップ宣言制度、マイボトル・マイカップ運動、リサイクル製品認定制度、不法投棄防止等の広報を実施。

【廃棄物リサイクル課】

(表 I-1-(1)-1) 平成 26 年度廃棄物・リサイクル学習指導法講座の概要

開催日	会場	内容	参加者数
平成 26 年 5 月 16 日	・ 富士宮市清掃センター（富士宮市） ・ 株式会社エコネコル（富士宮市）	小型家電リサイクルの取組説明、 家電ピックアップ施設見学等	32 人

(エ) エコチャレンジ KIDs 事業

- ・小学生を対象に日常生活の中でできる地球温暖化などの環境問題を解決するための実践行動を促進する体験プログラムを実施。(表 I-1-(1)-2) 【環境政策課】

(表 I-1-(1)-2) 平成 26 年度エコチャレンジ KIDs 事業の概要

実施期間	平成 26 年 5 月～平成 27 年 3 月	
参加数	小学校 91 校 延べ 5,502 人	
実施内容	キックオフイベント	子供たちへの動機付けを目的とした講話、グループワーク、プログラムの例示
	チャレンジ	普段の家庭生活の自己診断と取組の実践 各 1 週間
	セレモニー	取組の認定書授与式

イ 環境に配慮した暮らし方の実践支援

(ア) エコチャレンジ ACTION+事業

- ・家族、仲間同士、クラスなどのグループが行う、地球温暖化防止に向けた自発的な取組を募集・公表・表彰し、県民各層の理解と具体的な行動を促進。(表 I-1-(1)-3) 【環境政策課】

(表 I-1-(1)-3) 平成 26 年度エコチャレンジ ACTION+事業の部門別参加状況

実施期間	平成 26 年 6 月から平成 27 年 1 月	
参加者数	1,805 チーム 109,599 人	
区 分	内 容	参加者数等
エコライフ部門	家庭や生活に関わるエコ活動	519 チーム 13,871 人
イベント部門	環境に関するイベント等の開催	198 チーム 12,998 人
CSR・エコオフィス部門	企業や職場で取り組むエコ活動	162 チーム 67,718 人
エコグループ部門	団体・サークル・学校・地域でのエコ活動	63 チーム 15,012 人
エコショップ部門	小売店・飲食店・宿泊施設でのエコ活動	863 店舗
小計		1,805 チーム 109,599 人

- ・前年同月よりも使用量が減少した電気やガスの検針票を募集し、優れた取組やユニークな取組を表彰する「節電・省エネコンテスト」を実施。(表 I-1-(1)-4) 【環境政策課】

(表 I-1-(1)-4) 平成 26 年度節電・省エネコンテストの概要

実施期間	平成 26 年 6 月～平成 26 年 12 月
応募件数	家庭部門 1,173 件 事業所部門 89 件
応募条件	前年同月と比べ、電気又はガスの使用量が減少した家庭及び事業所
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・節電・省エネに取り組んだ成果を検針票により確認 ・専用封筒に検針票を貼って応募 ・優れた取組、ユニークな取組を表彰

(イ) エコチャレンジ CHECK 事業

- ・県民が地球温暖化防止活動を行うきっかけづくりとして、市町と協働し、イベント会場、学校等で、チェックシートを活用して日常生活でできる節電、省エネの取組を情報提供。(表 I-1-(1)-5) 【環境政策課】

(表 I-1-(1)-5) 平成 26 年度エコチャレンジ CHECK 事業の概要

実施期間	平成 26 年 5 月～平成 27 年 3 月
参加者数	7,136 人
実施市町	8 市町 (沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、島田市、菊川市、湖西市、小山町)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートのうち「チェック記入部分」は回収し集計 (市町単位の件数、CO₂ 削減量等) ・「残りの部分」は地球温暖化防止に関する最新情報等として記入者へ配布

※ 平成 26 年度の県民運動「ふじのくにエコチャレンジ」は、エコチャレンジ ACTION+、CHECK、KIDS 事業で、合計 160,062 人の参加があり、約 2,700 トンの二酸化炭素排出量を削減。

ウ 地域のリーダーの養成

(ア) 環境学習指導員の養成

- ・地域における環境教育推進のため、新たな静岡県環境学習指導員を養成するとともに、指導員の資質向上のための研修会を開催。

(表 I-1-(1)-6) 【環境政策課】

(表 I-1-(1)-6) 平成 26 年度の環境学習指導員養成講座の概要

実施期間	平成 26 年 7 月～11 月、11 日間
参加者数	16 人

(イ) 「もったいない」の精神の普及

- ・「もったいない」の精神を高揚し、継承する機会を提供できるよう、体験型学習の指導法を習得できる講座を開催。(表 I-1-(1)-1 参照)

【廃棄物リサイクル課】

エ あらゆる年代、あらゆる場での体験重視の学習機会の充実

(ア) こどもエコクラブ活動への支援

- ・「こどもエコクラブ」(平成 26 年度会員: 92 クラブ、3,543 人)に対し、各クラブに参加する子供たちの交流会を開催。(表 I-1-(1)-7)

【環境政策課】

(表 I-1-(1)-7) 平成 26 年度「こどもエコクラブ」交流会の開催実績

年月日	場所	参加者数
平成 26 年 7 月 20 日	静岡市	17 人
平成 26 年 11 月 9 日	熱海市	36 人
平成 27 年 2 月 14 日	浜松市	35 人

(イ) 環境学習フェスティバルの実施

- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等 46 団体が参加し、平成 26 年 1～2 月の間に 92 の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催。
- ・広報誌やホームページを通して多様な行事を PRするとともに、他団体と協働でシンボルイベントを開催。

【環境政策課】

(ウ) 環境教育ネットワーク推進会議の開催

- ・伊豆・東部、中部、西部の 3 地域で「環境教育ネットワーク推進会議」を平成 26 年 8～9 月に開催し、企業や NPO、社会教育施設、行政等の多様な主体が連携する環境教育・環境学習の新たな体制を構築。(平成 26 年度ネットワーク参加者 148 名)

【環境政策課】

オ 学校における環境教育・環境学習の実施

- ・児童生徒等の発達の段階に応じ、NPO等の外部人材も活用して、環境に関する学習を行うことが必要。小中学校では、各教科や「総合的な学習の時間」などで、高等学校では、各教科や「総合的な学習の時間」、「特別活動」及び部活動で、特別支援学校では、各教科や「総合的な学習の時間」のほ

かに、「生活単元学習」、「作業学習」、「特別活動」等で、環境に関する学習を横断的に実施。

- 平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、原子力発電所が被害を受けたことで、放射線等についての学習への関心が高まっており、県教育委員会がホームページに掲載した「静岡県の授業づくり指針」の中に盛り込まれた放射線や新エネルギー、防災等に関する内容を活用し、放射線に関する学習を実施。

【教育委員会義務教育課、教育委員会高校教育課、教育委員会特別支援教育課】

カ 県民の実践を促すための情報発信

(ア) 環境学習データバンク

- 自発的な環境教育・学習を支援するため、インターネットにより最新の環境データや学習情報の提供を行う環境学習データバンクを運用。平成 26 年度のアクセス件数は、年間 633,256 件。

【環境政策課】

《環境学習データバンクのホームページアドレス》

http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-020/ecobank_top.html

(イ) 環境学習プログラムの整備

- 既存プログラム集をデジタルデータ化して、インターネットで提供し、活用を促進。(表 I-1-(1)-8)

【環境政策課】

(表 I-1-(1)-8) ホームページに掲載済みの既存プログラム集

名 称
つながる環境学習環境道場ハンドブック
静岡県環境学習プログラム集
環境教育指導資料集
学校における自然活動事例集
森林環境教育プログラム集
盲学校・聾学校・養護学校における自然体験学習マニュアル&事例集
静岡県環境学習おすすめ！プログラム（幼児版、小学校）
環境学習マップ

(ウ) 環境学習器材の貸出し

- 県環境衛生科学研究所(静岡市葵区)の環境学習室や県農林技術研究所 森林・林業研究センター(浜松市浜北区)に、環境学習に必要な器材、ビデオ、パネル、書籍などを備え、県民、環境保全団体、学校に貸出しを実施。

【環境政策課】

(エ) 環境局ホームページ

- 環境局のホームページでは、県の環境施策やイベントなどを紹介。

【環境政策課】

《環境局のホームページアドレス》<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/>

(オ) メールマガジン、環境白書

- 環境に関するイベントなどの情報を、「エコめーる」で配信。「エコめーる」の配信については、本書裏表紙参照。

【環境政策課】

(カ) 環境白書等

- 毎年、環境に関する施策等を環境白書としてとりまとめて発行。

【環境政策課】

「平成 25 年度版環境白書」(680 部、配布先：各市町、県・市町図書館等)

(2) 環境リーダー等の人材の活用

《現状》

- ・環境教育・環境学習を推進するためには、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材を育成することが必要。平成 26 年度末現在、環境学習リーダーは 880 人で、このうちの 573 人が「静岡県環境学習指導員」に登録。
- ・学校等で実施される環境学習や教職員の研修等の機会にも環境学習リーダーを講師として活用されるよう教育機関と連携。

【環境政策課】

《課題》

- ・環境教育・環境学習は内容が広範囲にわたり総合的な内容であることから、体験を重視し地域に根ざした環境教育・環境学習に繋げていくことができる人材を養成していくことが必要。
- ・養成した人材がその活躍の場を広げていくことにより、子どもたちや教職員が積極的に環境学習に関わる機会を提供することを、学校・地域等と連携しながらよりいっそう推進していくことが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 環境学習指導員を活用した学習の機会の充実

(ア) 環境学習指導員の情報公開

- ・地域に根ざした環境学習指導員活動を一層推進するため、同意を得た環境学習指導員の活動情報を県ホームページで公開。

【環境政策課】

イ 環境リーダーの活動促進

(ア) 静岡県環境学習コーディネーターの活用

- ・地域や学校、家庭などでの環境学習における要望に対して、環境保全活動に関する人材、活動場所、行政や関連団体の活動の支援策などの多様な情報について、最適な組み合わせを調整・提供していくため、地域の環境教育における推進体制の中核を担う人材である「静岡県環境学習コーディネーター」（平成 27 年 3 月末現在 17 人）が環境教育・環境学習の様々な相談に対応。

【環境政策課】

ウ 若年者の環境リーダーの育成と活用

(ア) こどもエコクラブ活動への支援

- ・第 2 部第 1 章第 1 節(1)エ(ア)に掲載

【環境政策課】

(イ) こども環境作文コンクールの開催

- ・県、(株)静岡新聞社・静岡放送(株)の主催により、県内の小中学生を対象に環境をテーマとした作文コンクールを開催。（表 I-1-(2)-1）

【環境政策課】

(ウ) こども環境大使の派遣

- ・県、(株)静岡新聞社・静岡放送(株)が主催した環境の研修交流では、平成 26 年 7～8 月に、作文コンクールで優秀な作品を応募した児童・生徒の中から選考した 4 人(平成 25・26 年度大使: 2 人、

(表 I-1-(2)-1) 平成 26 年度
こども環境作文コンクールの応募状況

区分	参加校数	作品数
小学校	67 校	323 作品
中学校	52 校	460 作品

平成 26・27 年度大使：2 人)が、アメリカ合衆国(ハワイ島)のハワイこども環境大使と交流。

- ・交流を行った児童・生徒の活動を広報媒体として活用し、県民に環境保全活動への具体的行動の重要性を訴えていく。(表 I-1-(2)-2) 【環境政策課】

(表 I-1-(2)-2) 平成 26 年度こども環境大使の交流実績

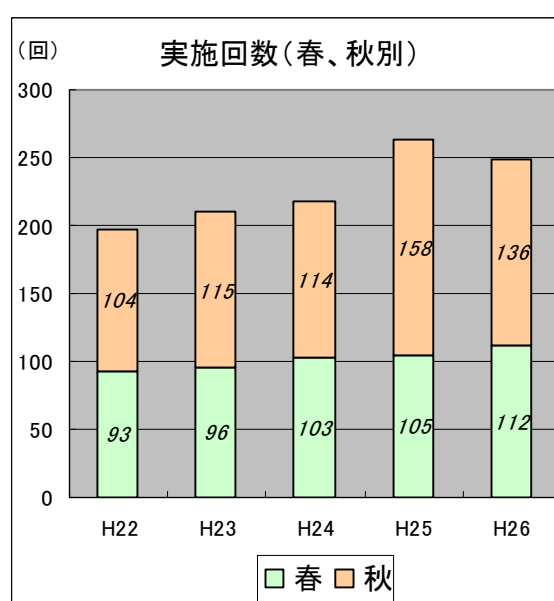
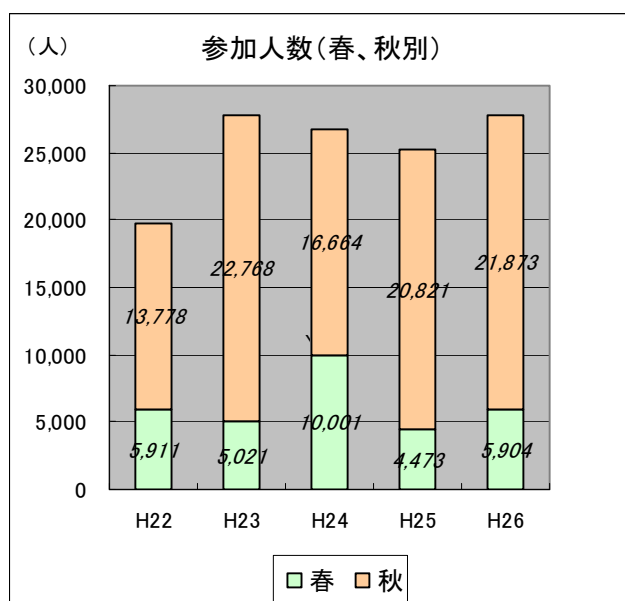
実施期間	平成 26 年 7 月 31 日～8 月 7 日
交流児童・生徒	中学生 4 人 ハワイこども環境大使 2 人
交流内容	・場所：アメリカ合衆国（ハワイ島など） ・内容：自然体験活動、エコツアー、ハワイこども環境大使（アメリカ合衆国）との交流
主催	静岡県、(株)静岡新聞社・静岡放送(株)
対象者	平成 24 年度、25 年度のこども環境作文コンクールの受賞者のうち、当年度に小学 5 年生～中学 3 年生になる児童・生徒

(3) 県民や企業等との連携・機会の拡大

《現状》

- ・春期の「春の森づくり県民大作戦」と秋期の「秋の森づくり県民大作戦」の森づくり活動が行われ、平成 26 年度は 27,777 人が参加。(図 I-1-(3)-1) 【環境ふれあい課】

(図 I-1-(3)-1) 森づくり県民大作戦の実績



《課題》

- ・ 森づくり活動への参加者は高齢者が多く参加者も固定化されてきていることから、幅広い世代の参加を促し、次代を担う子供等若年層の参加促進。 【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 「一社一村しずおか運動」の取組

- ・ 農山村と企業が、それぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、双方にメリットのある新しい協働活動を目指す取組。
- ・ 平成 27 年 3 月末までに 41 件の活動が認定。 【農地保全課】

イ 県民や企業等の参加による森づくりの促進

(ア) 企業の森づくり活動の支援

- ・ 企業の森づくり活動を支援する「しずおか未来の森サポーター」制度は、県が森づくり活動を希望する企業に森林所有者等と協定を締結し、森づくり活動を促進。平成 27 年 3 月末までに「しずおか未来の森サポーター」として 38 社と協定を締結。
- ・ 通常用の紙代に未利用木材を活用するための費用を上乗せした「間伐に寄与する紙」を企業や団体などが購入し、上乗せした費用により間伐材を搬出し、森林資源の有効活用を図る「ふじのくに森の町内会」に平成 27 年 3 月末で 73 の企業や団体が参加。(表 I-1-(3)-1)



NEXCO 中日本との協働によるひまわりの植栽（沼津市）



企業による植栽活動

【環境ふれあい課】

(表 I-1-(3)-1) しずおか未来の森サポーター企業の一覧

サポーター企業	協定年月	活動内容
ヤマハ(株)	平成 19 年 3 月	海岸松林の整備
菊池建設(株)	平成 19 年 8 月	学校林の整備
静岡ナショナル・パナソニック会 (※平成 22 年 3 月をもって協定終了)	平成 19 年 11 月	森林環境教育
本田技研工業(株)	平成 20 年 2 月	県有林の整備
東芝キャリア(株)	平成 20 年 3 月	市有林の整備
朝日住宅(株)	平成 20 年 6 月	財産区有林の整備
NTN(株)磐田製作所	平成 20 年 7 月	財産区有林の整備
(株)静岡第一テレビ (平成 26 年 3 月をもって協定終了)	平成 20 年 8 月	県有林の整備
アオキトランス(株) (平成 23 年 3 月をもって協定終了)	平成 20 年 11 月	森林環境教育
(株)スクロール	平成 21 年 1 月	県有林の整備
静岡トヨペット(株)	平成 21 年 3 月	森づくり団体への支援
中村建設(株)	平成 21 年 6 月	学校林の整備
(株)水野組	平成 21 年 7 月	県有林の整備
(株)静岡リビング新聞社	平成 21 年 9 月	森づくり団体への支援
米久(株)	平成 21 年 10 月	市有林の整備

(株)清水銀行	平成 22 年 6 月	県有林、市有林の整備
丸栄コンクリート工業(株)静岡工場	平成 22 年 6 月	県有林の整備
(株)フジヤマ	平成 22 年 7 月	県有林の整備
浜松北ロータリークラブ	平成 22 年 9 月	県有林の整備
「小さな親切」運動静岡県本部	平成 22 年 9 月	森づくり団体への支援
しずおか信用金庫	平成 22 年 10 月	民有林（谷津山）の整備
東海ガス(株)	平成 23 年 5 月	県有林の整備
静岡県立大学環境サークル	平成 23 年 8 月	民有林（大内）の整備
日本工営(株)名古屋支店	平成 23 年 8 月	竹林整備の技術支援
テルモ(株)	平成 23 年 9 月	民有林（麓っばら）の整備
プラントイジヤパン(株)	平成 23 年 11 月	市有林の整備（資金援助）
テイ・エステック(株)	平成 24 年 3 月	県有林の整備
イオンリテール(株)東海カンパニー	平成 24 年 6 月	森林環境教育の提供
(株)ブリヂストン	平成 24 年 8 月	財産区有林の整備
静岡巽ライオンズクラブ	平成 24 年 10 月	市有林の整備
(株)静岡銀行	平成 25 年 3 月	森づくり団体への支援
(株)アイジーコンサルティング (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
遠鉄システムサービス(株) (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
不二総合コンサルタント(株) (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
(株)丸山コーポレーション (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
(株)リサイクルクリーン (静岡県西部森づくり CSR 協働推進協議会)	平成 25 年 10 月	市有林の整備
(株)技研測量	平成 26 年 11 月	林道清掃等
(株)エンチャー	平成 27 年 2 月	森林整備等
合計 38 社		

(イ) 県民参加による森づくり

- ・県民参加の森づくりを促進するため、森づくり体験の場と機会の提供、普及啓発、情報提供、森づくりグループの育成・支援等を実施。（表 I-1-(3)-2）

【環境ふれあい課】

(表 I-1-(3)-2) 県民参加による森づくりの推進に向けた事業の実施状況

目的事業	事業名称	事業内容
県民理解と参加の促進	森づくり県民大作戦	春と秋の約 2 ヶ月間にわたり、植栽や竹林整備、自然観察会など様々な森づくりイベントを県内全域で展開。平成 26 年度は、248 行事、27,777 人が参加。
	森林環境教育の推進	静岡市駿河区中日本平にある「遊木の森」では、里山をテーマにした森林環境教育を実施。平成 26 年度は、約 24,000 人が来園し、その内 2,789 人に森林環境教育を実施。
森づくり参加者等の養成・支援	緑の少年団活動の推進	森林での学習活動やレクリエーション活動を通じて、心豊かな人間形成を図ることを目的に、県内各地で緑の少年団が活動。平成 26 年度は、53 団体、約 4,000 人の団員が活動。
	研修や研鑽の場の提供	森づくり活動の基本である安全管理技術の普及・啓発を展開するため、森づくり指導者に対する「安全技術の研修会」を実施。平成 26 年度は、講習会を 1 回開催し、16 人が参加。

森林の新たな整備・整理・主体等への支援	企業の森づくりの推進	森づくりへの企業参加を促進するため、企業と森づくり活動を仲介するための制度として「しずおか未来の森サポーター」制度を推進。平成 27 年 3 月末までに、111 社の企業や団体がしずおか未来の森サポーターとして活動。
	森づくり団体への支援	森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、森づくり団体が取り組む地域の森林管理等の活動を支援。森づくり団体の活動組織間の連携や情報共有を図るため、「里山サミット」を開催し、約 100 人が参加。
	中間支援団体等の育成	森づくりを行いたい人や企業と、森林とを結びつけるために活動している NPO を支援。平成 26 年度は、公益社団法人静岡県緑化推進協会にふじのくに森の町内会の運営や相談窓口業務を委託し、企業による森づくり活動を推進。

ウ 協働による環境保全活動の推進

(ア) しずおかアダプト・ロードプログラム

- ・住民団体等が、ボランティアで道路の清掃等に取り組む仕組。
- ・平成 13 年度から始まり、平成 27 年 3 月末現在、149 団体が道路の美化活動に参加。

【道路保全課】

(イ) リバーフレンドシップ制度

- ・県河川において、住民や利用者等が「リバーフレンド」となり、除草等の河川美化活動を行なう制度。
- ・平成 27 年 3 月末現在、リバーフレンド団体は 490 団体。

【河川企画課】

(ウ) ふじのくに美農里プロジェクト

- ・農業者を中心とした活動や、地域住民や自治会、学校等の多様な主体の参画を得た協働活動により、農地や農業用水路等の資源の保全や農村環境の向上を図る取組。
- ・平成 19 年度から始まり、平成 26 年度は 183 組織が活動。

【農地保全課】

エ 越境する環境問題の隣県等との連携

(ア) 廃棄物の不法投棄対策

- ・廃棄物は、県境を越えて不法投棄されることがあることから、不適正処理への迅速かつ適正な対応をとるため、平成 12 年 11 月に関東甲信越静及び福島的都県及び政令市で「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(通称「スクラム 32」)」を発足させ、高速道路のインターチェンジ等で産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施。
- ・隣県の山梨県、神奈川県とともに平成 19 年 5 月に「富士箱根伊豆地域廃棄物不法投棄防止連絡会議」を発足させて、情報交換や合同キャンペーン、パトロールを実施。
- ・静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の関係機関が「中部四県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止のために連携。

【廃棄物リサイクル課】

(イ) 希少野生動植物保護対策

- ・静岡県希少野生動植物保護条例(平成 22 年条例第 37 号)に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ及びヤリタナゴの 10 種類の動植物を「指定希少野生動植物」に指定し、採取・損傷等を禁止。
- ・指定希少野生動植物の保護対策の推進にあたっては、隣接県にも生息・生育しているものがあることから、情報交換等を促進。



【自然保護課】 指定希少野生動植物
(カイコバイモ)

(ウ) 鳥獣被害対策

- ・自然生態系や農林業への被害が拡大しているニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、伊豆地域及び富土地域において個体数を削減。
- ・研究機関の調査結果から、ニホンジカは山梨県との間を季節移動していることが確認されたため、国、両県、市町、関係猟友会等と対応に向けた協議を実施。
- ・広域に移動するカワウについては、関東及び中部・近畿の各都府県と広域協議会を組織し、情報共有や一斉追い払い(関東カワウ広域協議会)を行うなど、連携した取組みを実施。

【自然保護課】

(エ) 水環境対策

- ・水質汚濁は、生活系、土地系(山林、農地)、産業系等からの汚濁により生じており、発生源対策や水質汚濁事故対応等の取組を実施。

【生活環境課】

(オ) 大気環境対策

- ・光化学オキシダントは、近年、広域的な汚染が見られるため、周辺自治体の情報等を共有し、的確な監視、迅速な情報の発信等の取組を実施。
- ・微小粒子状物質は、大陸からの黄砂等の越境移流が観測されていることから、地域特性や大気挙動を把握するため、関東地方の各都県市と連携して粒子状物質に係る広域的な解析調査を実施。

【生活環境課】

オ 中国・浙江省と環境分野における交流

- ・平成 22 年 10 月に締結した「静岡県と浙江省との環境分野における友好協力協定」に基づき、平成 26 年度から 2 年間、本県と浙江省環境保護庁が隔年で相互に技術職員を派遣し、環境監視機関等において業務に従事し、意見交換等を実施する交流事業を実施。
- ・平成 26 年度は浙江省環境保護庁に本県技術職員を派遣。

【環境政策課】

カ 環境分野における国際協力

- ・環境分野における国際ボランティアの派遣や海外技術研修員を受入れ。(平成 26 年度 1 名受入れ)

【地域外交課】

第2節 環境と経済の両立（ふじのくにグリーン・イノベーションの推進）

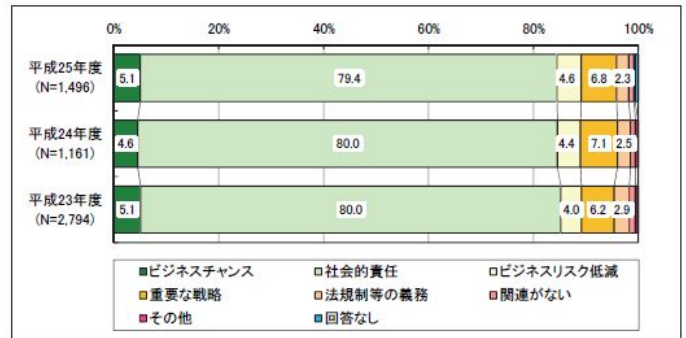
(1) 環境に配慮した事業活動の促進

《現状》

- ・本県は、企業の環境保全意識が高く、環境マネジメントシステムの一つであるエコアクション21の認証事業所数が都道府県別で全国第1位。（平成26年度末時点）（図I-2-(1)-1）
- ・しかし、エコアクション21の認証更新件数が減少したことにより、前年度末に比べ41件減少。（図I-2-(1)-2）

【環境政策課】

（図I-2-(1)-1）環境にやさしい企業行動調査の結果



《課題》

- ・企業の環境に配慮した事業活動を更に促進するためには、企業が環境保全に取り組むことが、企業の経営上にもメリットが生じるような仕組みが必要。
- ・今後はエコアクション21の認証の新規取得だけでなく、更新についても支援が必要。

【環境政策課】

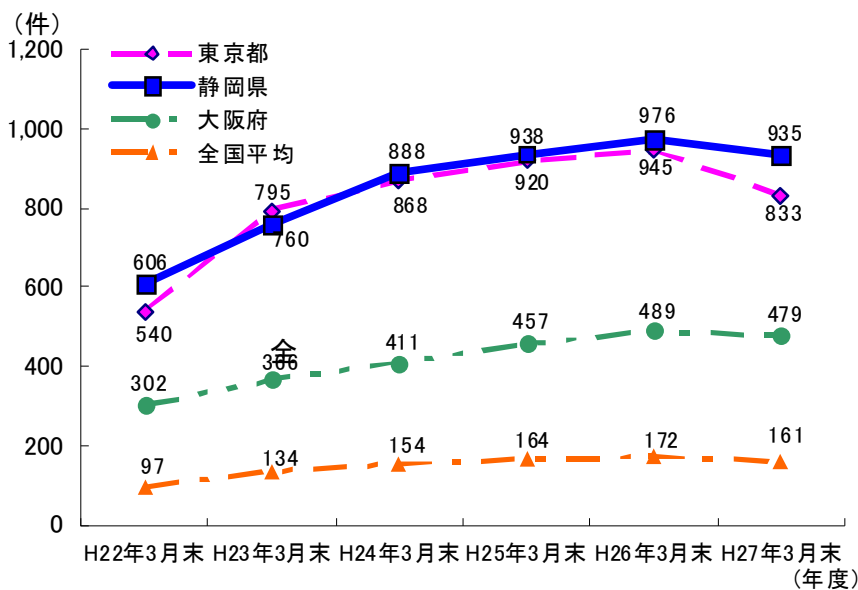
《施策の展開》

ア エコアクション21など環境負荷低減への取組支援

- ・エコアクション21などの環境マネジメントシステムを普及するため、セミナーやフォーラムを開催。
- ・県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場・事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目とすることによる、エコアクション21、ISO14001の認証取得の促進。

【環境政策課】

（図I-2-(1)-2）エコアクション21の認証事業所数の推移（上位3都府県及び全国平均）



イ 環境機器導入への融資・利子補給など中小企業の実施支援

- ・中小企業者の新エネルギーや省エネルギーなどの設備導入を支援するため県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「新エネ・省エネ設備等導入促進資金」を実施。
- ・資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内	年1.4%以内又は1.6%以内	年0.3%～1.3%又は年0.98%

- ・平成26年度の実績：9億4,400万円。(81件)

【商工金融課】

- ・中小企業における電気・メタノール・ハイブリッド自動車などの低公害車等の導入を支援するため、導入の際の借入れについて利子補給を行う「環境保全資金利子補給制度」は、平成23年度をもって新規受付分を終了し、平成24年度からは、商工金融課で所管する「経営改善資金制度」により支援。

【生活環境課】

ウ 事業者の先進事例の広報等による環境配慮型経営の促進

- ・県民や事業者の地球温暖化防止に対する意欲の向上を図るため、静岡県地球温暖化防止条例に基づき、知事が地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰。(表I-2-(1)-1)【環境政策課】

(表I-2-(1)-1) 平成26年度静岡県地球温暖化防止活動知事褒賞受賞者

部門	受賞者	事例概要
温室効果ガス排出削減対策部門	大企業の部 本田技研工業(株)トランスミッション製造部	・高効率冷温水発生機への更新等により、CO ₂ 排出量を削減した。
	中小企業の部 (株)エスイーアイ	・各社員が、生産性を上げることで残業や手直し作業による無駄なエネルギーの削減ができることを意識し、目標を定め、省エネに取り組んだ。
地球温暖化防止普及・啓発部門	学校の部 静岡県立富岳館高等学校	・キノコから抽出した成長物質と地元製紙業の廃材を混合して開発した木質チップが富士山や南アルプスでの緑化推進に活用された。
	個人・団体の部 静岡ガス(株)	・エコクッキング講座や環境エネルギー教育等の開催を通じてエネルギーの大切さを伝えた。

(2) 環境と経済の調和を目指すモデル地域の形成支援

《現状》

- ・官民で構成する「ふじのくにEV・PHV普及協議会」等を中心に、地域特性を活かしたEV等の普及促進やEV等を活用した関連産業の振興などの取組を実施。
- ・伊豆半島地域では、自然エネルギーを活用したまちづくりの取組が行われており、伊豆半島エコリゾートの魅力ある地域資源として、観光地の付加価値を高める取組を支援。

【エネルギー政策課】

《課題》

- ・EV等の普及については、充電器の設置などハード面の整備のほか、EV等の利用が促進される情報網の充実などソフト面での対策が必要。
- ・風力発電、小水力発電等の自然エネルギー施設については、再生可能エネルギーに関する理解促進に向けた活用を図るとともに、自然環境の豊かさと併せて県内外へ地域の魅力として情報発信することが必要。

【エネルギー政策課】

《施策の展開》

ア 次世代自動車の普及促進

- ・平成22年12月に国の選定を受けた「ふじのくにEV・PHVタウン構想」に基づき、EV等の普及への取組を実施。
- ・平成26年度は、EVやPHVについては、補助制度を活用し、市町等による急速充電器の設置を支援するとともに、充電器の位置情報の配信、県施設等での充電器の一般解放など、充電環境と利便性の向上を推進。また、FCVの普及と燃料充填施設である水素ステーションの整備に向け、官民連携の協議会を開催。

【エネルギー政策課】

イ 新エネルギー施設見学会の開催

- ・平成26年度は、自然が生み出すエネルギーに対する県民の理解を深めるため、新エネルギー施設の見学会やバスツアーを開催。

【エネルギー政策課】

(3) 環境配慮型製品の普及促進

《現状》

- ・廃棄物が発生しにくく、リサイクルが容易な製品の販売を促すため、静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により環境に配慮した製品、技術に関する情報発信や県内企業の先進的な取組を紹介。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・環境製品の割高感や、環境ビジネスの提供者と利用者間で情報ギャップが見られるなど、市場は成長過程にあり、消費者の支持を拡大することが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 環境ラベルの普及等による消費者の環境配慮型の行動支援

- ・「地球温暖化防止条例」において、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座を各5台以上陳列して販売する事業者に対して、それらの製品の省エネルギー性能情報の表示(環境ラベル)及び購入者への省エネルギー性能情報の説明を義務付け、省エネ性能の高い家電製品の一層の普及を促進。
- ・新車の販売を行う事業者に対して、購入者への当該新車の環境性能(燃費、温室効果ガス排出量)の説明を義務付け、燃費性能の高い自動車の普及を促進。

【環境政策課】

イ 循環型ビジネスの情報発信など企業の環境負荷低減の活動支援

- ・静岡県環境情報交換システム「エコマート静岡」により新技術・新製品等の循環型ビジネスに関する情報発信を行っており、平成 26 年度は、廃棄物の削減や各種のリサイクル事業等の取組事例を掲載、アクセス件数は 170 万件余。
- ・企業・事業所等において環境への負荷を低減するよう、静岡県環境ビジネス協議会と連携して生ごみリサイクルに関するセミナーや新エネ・省エネ等をテーマとした環境展の見学会を開催。(表 I-2-(3)-1)

【廃棄物リサイクル課】

(表 I-2-(3)-1) 静岡県環境ビジネス協議会の概要

(平成 27 年 3 月現在)

会員数	251 団体 (企業 : 142、団体 : 60、大学・研究機関 : 22、行政 : 27)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連セミナーの開催 ・テーマ別研究会の開催 ・ホームページによる協議会の活動状況等環境情報の提供 ・環境情報交換システム (エコマート静岡) による製品・技術情報の発信

ウ リサイクル認定製品の公共工事等における利用促進

- ・静岡県では、廃棄物を原材料として、県内で製造・加工されたリサイクル製品のうち、品質等の認定基準を満たしたものを「静岡県リサイクル認定製品」として認定。
- ・土木、農林、建築・営繕の担当者を対象に制度・認定製品の説明を行い、利用を促進。
- ・平成 22 年度から交通基盤部において「静岡県リサイクル認定製品」を使用する工事を実施。平成 26 年度は、土木・農林事務所発注の 26 工事で使用。
- ・平成 26 年 10 月に名古屋で開催された、「建設技術フェア 2014in 中部」において制度や認定製品を紹介。

【廃棄物リサイクル課、技術管理課】



建設技術フェア 2014in 中部 (平成 26 年 10 月)
認定制度の紹介
認定製品のサンプル、施工写真等を展示



県庁ギャラリー展示 (平成 26 年 5 月)
認定制度の紹介、認定製品のサンプルを展示

(4) 環境・新エネルギー分野への参入・技術支援

《現状》

- ・国は、「第4次エネルギー基本計画」で、新エネルギーを有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源と位置付け、導入を積極的に推進。
- ・新たなエネルギー関連の産業・雇用創出も視野に、経済性等とのバランスのとれた開発推進が必要。
- ・市場の拡大や新規雇用の拡大も期待され、県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援が必要。

【新産業集積課】

《課題》

- ・企業が支援機関に期待する支援内容は、情報提供、販路開拓、(図 I-2-(4)-1) 支援機関に期待する支援資金面の援助など。(図 I-2-(4)-1)
- ・県内企業の環境分野への参入に当たり、業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、製品等の販路開拓、製品化に向けた研究開発費の支援などの総合的な実施が必要。

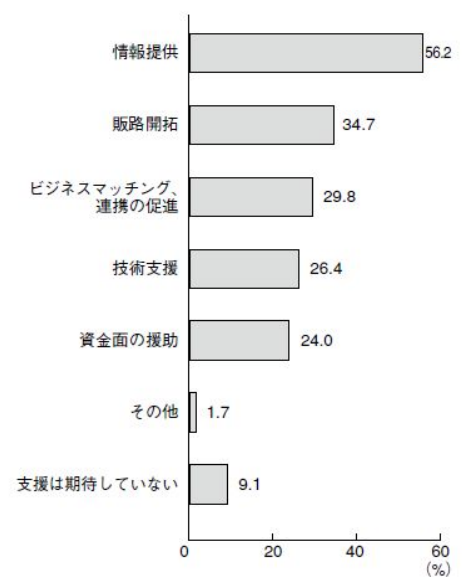
【新産業集積課】

《施策の展開》

ア 環境・新エネルギー分野への参入のための関係情報の提供

- ・洋上風力発電について、最新研究動向や製品開発に求められる部品・技術ニーズなどを、メーカー技術者等が紹介する「新エネルギー製品開発セミナー」を開催。
- ・次世代自動車について、軽量化技術等の最新動向や自社で実践できる技術を学ぶ「次世代自動車中核人材育成講座」の開催、電気自動車分解部品を「ふじのくに次世代自動車ライブラリー」として浜松工業技術支援センターに常設展示。

【新産業集積課】



(出典：財団法人静岡経済研究所 研究季報 2012 春号)

新エネルギー製品開発セミナー



次世代自動車中核人材育成講座



イ 相談会の開催や技術アドバイザーの派遣

- ・技術相談、製品企画や販路開拓において、県内中小企業が抱える課題や問題解決を支援するため、5社に対し計13回、アドバイザー(コンサルタント、技術士、民間企業OB等)を派遣。

【新産業集積課】

ウ 新技術の製品化に向けた開発等への助成

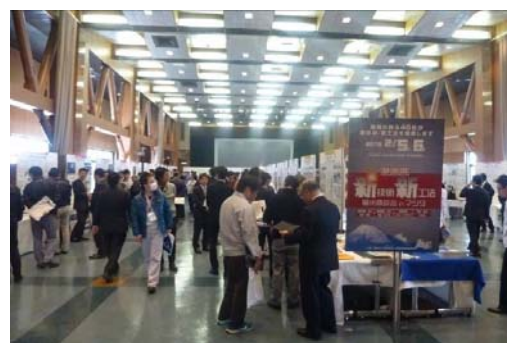
- ・県内中小企業が取り組む研究開発やその成果を活用した製品化を支援するための助成事業を実施。
- ・産学官が連携して取り組む、太陽エネルギーや小水力エネルギー等を活用した新技術・新製品等の研究開発を支援する「新エネルギー活用研究開発事業費助成」では、県内中小企業3社に助成。
- ・研究開発成果を活用した製品化を支援する「事業化推進助成」では、環境分野について5社(内 次世代自動車分野1社)に助成。

【新産業集積課】

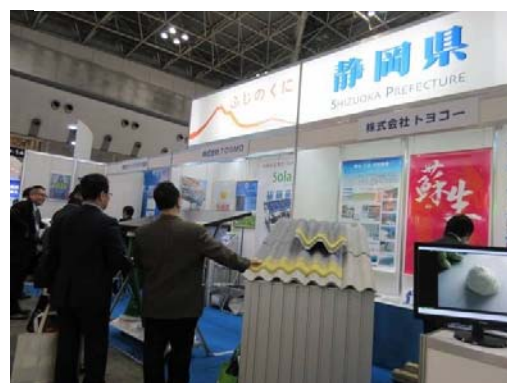
エ 新技術製品等の販路開拓支援

- ・環境分野に取り組む県内中小企業の情報を発信し、販路開拓を進めるため、展示会への出展を支援。「エコプロダクツ2015」の出展は11社・団体、商談は171件。「スマートグリッドEXPO」の出展は6社、商談は68件。
- ・小笠山総合運動公園(エコパ)で開催された「全日本学生フォーミュラ大会」で県内企業が開発した小型EV等を展示し、企業と学生の技術交流を促進。
- ・大手自動車メーカー本社で県内中小企業等の新技術や新工法を提案する展示商談会を開催。出展は県内企業46社、商談は81件。
- ・海外展開を支援するため、中国浙江省の具体的な環境汚染対策ニーズや日本に求める環境技術についてヒアリングし、県内企業と中国企業の個別マッチングを実施。参加は県内企業3社、商談は12件。

【新産業集積課】



大手自動車メーカー本社での展示商談会



スマートグリッドEXPO

第2章 低炭素社会に向けた取組

第1節 地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進

(1) 県民運動の推進

《現状》

・平成24年度（速報値）における県内の温室効果ガスの排出量は、33,806千トン-CO₂で、基準年度である平成17年度に比べ10.1%の減少、森林吸収量を含めると32,981千トン-CO₂、12.3%減少。

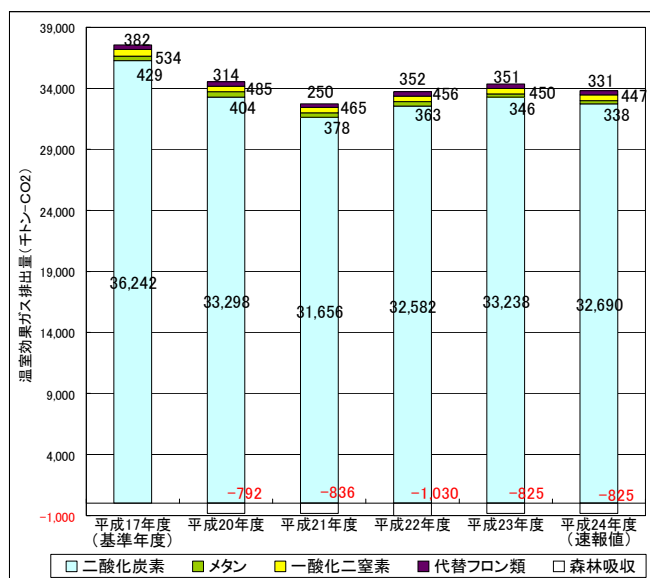
（図Ⅱ-1-(1)-1）

・排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は平成17年度に比べると全体では約10%減少しているが、家庭部門は増加傾向。（図Ⅱ-1-(1)-2）

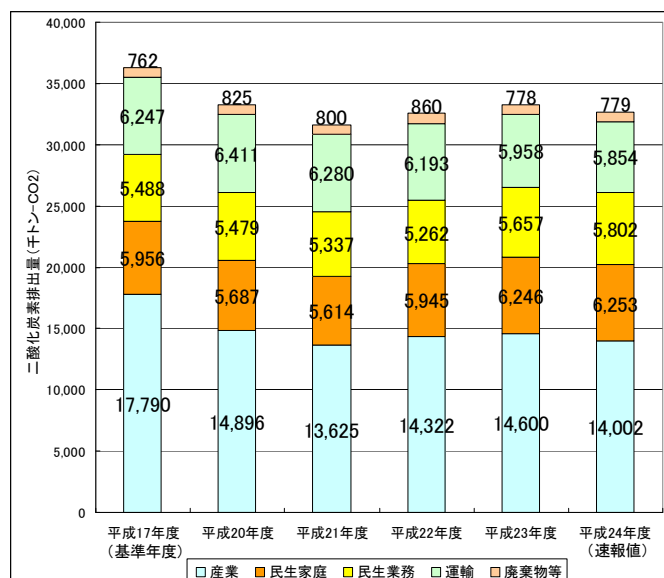
・県内の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は順調に増加し、平成15年度に71.0トンであった回収量が平成26年度は156.7トンに増加。

【環境政策課】

（図Ⅱ-1-(1)-1）温室効果ガスの物質別排出量の推移



（図Ⅱ-1-(1)-2）二酸化炭素の排出量の推移



《課題》

- ・日常生活や事業活動は、資源やエネルギーの消費を通じて、地球温暖化をはじめとする地球環境問題と深く関っており、一人ひとりが地球温暖化問題を自らの問題として捉え、行動していくことが必要。
- ・フロン類の多くは、オゾン層破壊物質であるとともに強力な温室効果ガスであり、京都議定書目標達成計画では、業務用冷凍空調機器の冷媒回収率を60%とする目標が設定されていたことから、フロン類の回収は益々重要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 「ふじのくにエコチャレンジ」の展開

(ア) エコチャレンジ ACTION+事業

- ・第1章第1節(1)イ(ア)に掲載【環境政策課】

- (イ) エコチャレンジCHECK事業
・ 1章第1節(1)イ(イ)に掲載【環境政策課】

イ エコドライブの普及

- ・自動車から温室効果ガスの発生を抑制するため、不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛、適正なタイヤ空気圧の保持など、エコドライブ(環境に配慮した自動車の運転等)を推進。

【生活環境課】

ウ フロン類の適正処理の促進

(ア) 事業者におけるフロン類の回収の促進

- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下、「フロン排出抑制法」)に基づき、業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填及び回収を行う事業者の登録事務及びフロン類の回収量報告の取りまとめや、必要に応じた立入調査等の実施。
- ・毎年2回開催されるフロン回収技術者講習会の実施に協力し、第一種フロン類充填回収業者の適正な処理を促進。

【環境政策課】

(イ) 業務用冷凍空調機器の管理者に対する情報提供

- ・平成27年4月1日に施行されたフロン排出抑制法に基づき、新たに点検等の義務が課せられた業務用冷凍空調機器の管理者に対して、平成27年2月から3月にかけて静岡県フロン回収事業協会と協力し、説明会を計6回開催。

【環境政策課】

(ウ) 県民への啓発

- ・オゾン層保護月間である9月を中心にポスターの掲示、パンフレットの配布等により集中的な広報活動を実施。

【環境政策課】

(2) 省エネ設備・機器の導入の促進

《現状》

- ・産業部門の二酸化炭素排出量は、平成20年度の景気低迷の影響や燃料転換、設備機器の省エネ化の進展により、横ばいで推移。
- ・平成24年度(速報値)は平成17年度に比べて21.3%減少したが、全体の二酸化炭素排出量のうちの約4割を占め、依然として最も多くの量を排出。
- ・家庭部門では世帯数の増加や電化製品の多様化・大型化により、平成17年度に比べて5.0%増加。
- ・民生業務部門では店舗等の延べ床面積の増加やOA化の進展などにより5.7%増加。

【環境政策課】

《課題》

- ・二酸化炭素排出量が増加する家庭部門では、特に省エネ対策への取組が必要。
- ・大規模排出事業所の排出量は産業部門全体の約6割を占め、引き続き、事業者の排出削減に向けた自主的な取組の促進が必要。

- ・情報や人材、資金の不足などによる中小企業の地球温暖化対策の遅れ。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 家庭における省エネ行動や環境にやさしい消費行動の促進

- ・静岡県地球温暖化防止活動推進センターと協力して、電気やガスの検針表を活用した日常生活におけるエネルギー使用量を把握する取組等により家庭での省エネ行動を促進。
- ・また、省エネラベルなど環境負荷の少ない商品の情報提供により環境にやさしい消費行動を促進。
- ・第1章第1節(1)ア(エ)、イに掲載

【環境政策課】

イ 温室効果ガス排出削減計画書制度の確実な履行促進

- ・静岡県地球温暖化防止条例（平成19年7月1日施行）に基づき一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付け。
- ・平成25年度の温室効果ガス排出状況は、事業者が提出した平成25年度温室効果ガス排出削減報告の総排出量では10,427千トン-CO₂で、基準年度(平成22年度)に対して344千トン-CO₂、3.2%減少。(表Ⅱ-1-(2)-1)

【環境政策課】

(表Ⅱ-1-(2)-1) 平成25年度温室効果ガス排出状況

[単位：千トン-CO₂、%]

該当要件	基準年度 (H22) (A)	H25実績 (B)	B-A (C) C/A
1号 エネルギー管理指定工場	9,168	8,918	△ 250 △ 2.7
2号 24時間営業事業者	128	146	18 14.1
3号 運輸事業者	200	195	△ 5 △ 2.5
4号 その他	1,275	1,168	△ 107 △ 8.4
計	10,771	10,427	△ 344 △ 3.2

注1：「4号その他」はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出事業所。1号と重複する事業所の排出量を含む。

注2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

ウ 省エネ診断等による中小企業の低炭素化の促進

- ・中小企業の地球温暖化対策の取組を促進するため、平成26年度は45社の無料省エネ診断を実施。

【環境政策課】

エ 環境マネジメントシステムの普及促進

- ・第1章第2節(1)アに掲載 【環境政策課】

オ 中小企業等の省エネルギー化の促進

- ・エコアクション 21 又は ISO14001 の認証を取得している中小企業等の事業所が行う、温室効果ガス削減のための設備の更新・改修を対象に平成 26 年度は 10 件（交付総額 5,843 千円）の事業を補助。（補助率：補助対象経費の 10 分の 1 以内、補助額：下限 20 万円・上限 100 万円）【環境政策課】

カ 県における地球温暖化対策の率先取組

(ア) 温室効果ガス排出量の削減

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（略称「省エネ法」）に基づき、県自らエネルギーの適正な管理を実施。
- ・平成 27 年 3 月に策定した「新しずおかエコオフィス実践プラン」により、県庁から排出される温室効果ガス排出量の削減を推進。

【環境政策課】

(イ) 環境に配慮した物品の調達

- ・県は環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、「静岡県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づいた調達を実施。（表Ⅱ-1-(2)-2）【環境政策課、出納局用度課】

（表Ⅱ-1-(2)-2）平成 26 年度環境物品等の調達実績

品 目	平成 26 年度 目標	平成 26 年度 目標達成率	品 目	平成 26 年度 目標	平成 26 年度 目標達成率
用 紙 類	100%	99.6%	温 水 器 等	100%	100%
納 入 印 刷 物	100%	99.9%	照 明	100%	100%
文 具 類	100%	99.3%	公 用 車 等	100%	99.1%
雑 貨 類	100%	99.4%	消 火 器	100%	100%
オ フ ィ ス 家 具 等	100%	98.4%	制 服 ・ 作 業 服	100%	99.9%
木 製 受 注 家 具	100%	100%	イ ン テ リ ア ・ 寝 装	100%	95.7%
Ｏ Ａ 機 器	100%	99.9%	作 業 用 手 袋	100%	97.9%
移 動 電 話	100%	100%	そ の 他 の 繊 維 製 品	100%	98.7%
家 電 製 品	100%	100%	防 災 備 蓄 用 品	100%	97.0%
エ ア ー コ ン デ ィ シ ョ ナ ー 等	100%	100%			

* 知事部局、各種委員会、教育委員会、企業局、がんセンター局及び警察本部の本庁・出先分

(3) 建築物の省エネ化・長寿命化の推進

《現状》

- ・国は「京都議定書目標達成計画」に基づいて地球温暖化対策を推進。
- ・民生部門（家庭部門と業務部門）のエネルギー消費は全体の 34.3%（平成 24 年度資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」による）。
- ・家庭部門の世帯当たりの消費エネルギーは、機器の大型化・多様化により増加傾向。
- ・昭和 48 年度と比較し、平成 24 年度の消費エネルギー量は世帯当たりで 1.2 倍。
- ・世帯当たりの消費エネルギーの増加と、世帯数の増加の相乗効果により、家庭部門におけるエネルギー消費量は増加。

【住まいづくり課】

《課題》

- ・住宅・建築物の省エネルギー化の「規制」、「評価・表示」、「インセンティブの付与」等による推進。
- ・建物性能を向上させることで省エネルギー化や長寿命化を図るため、既存の住宅の適切な維持管理・改修を促進。

【住まいづくり課】

《施策の展開》

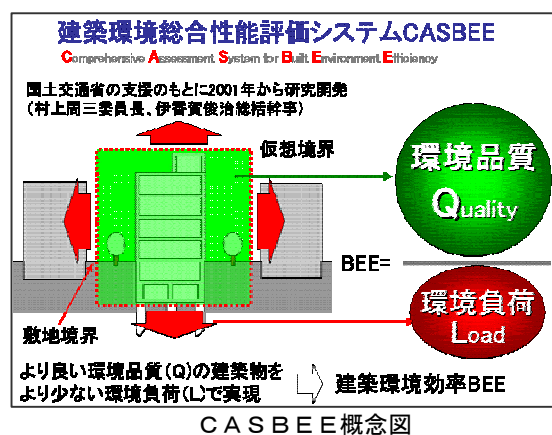
ア 確実な省エネルギー対策の推進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出及び届出後の維持保全の状況に関する3年毎の定期報告について、関係者(建築主等)への周知や、判断基準の指導・徹底による省エネ対策の推進。
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく、断熱性能やエネルギー消費量等について一定基準を満たした建築物を「低炭素建築物」として認定する制度の推進。

【建築安全推進課】

イ 環境性能に優れた建築物の整備促進

- ・建築物による地球温暖化その他環境への負荷の低減を図るため、一定規模以上の建築物の新築等を行うおとする建築主に対し、建築物環境配慮計画書の提出を義務付ける「静岡県建築物環境配慮制度」を制定。
- ・建築物環境配慮計画書の評価結果を公表することで、建築主等への環境配慮への意識啓発を図り、環境性能に優れた建築物の整備の推進。
- ・建築物環境配慮計画書における「CASBEE静岡」による環境配慮措置の評価が特に優れている建築物の表彰制度(平成26年度は該当なし)。



CASBEE概念図

【建築安全推進課】

ウ 長期優良住宅の普及による建設廃材処分等の環境負荷低減

- ・平成21年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づき、環境負荷の低減を推進。

【住まいづくり課】

エ 既存住宅の性能向上

- ・木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業による住宅の長寿命化の推進。
- ・環境配慮型住宅改善事業費助成による省エネルギー化の推進(平成26年度実施)。

【住まいづくり課、建築安全推進課】

第2節 第1節新エネルギー等の導入倍増

(1) エネルギーの地産地消の推進

《現状》

- ・東日本大震災と福島第一原子力発電所における事故により、我が国のエネルギーを取り巻く環境は大きく変化。エネルギーは国民生活や企業活動にとって欠くことのできない重要な基盤であることから、早期に安全・安心で持続可能なエネルギー体系を構築することが必要。
- ・県では、平成23年3月に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づき、新エネルギー等の導入促進に取り組んでおり、東日本大震災以降、一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を目指し、太陽光発電をはじめとした導入を加速するための取組を推進。（表Ⅱ-2-(1)-1）

【エネルギー政策課】

（表Ⅱ-2-(1)-1）新エネルギー等の導入目標

項目		平成25年度（現状）		平成32年度（目標）		
		原油換算（万kl）	設備容量（万kW）	原油換算（万kl）	設備容量（万kW）	
新エネルギー	太陽光発電	13.30	54.34	26.9	110.0	
	太陽熱利用	6.92		12.0		
	風力発電	6.44	14.41	8.6	20.0	
	バイオマスエネルギー	発電	2.23	3.04	4.0	4.0
		熱利用	4.49		8.0	
	中小水力発電	1.28	1.04	2.3	1.9	
	温泉熱発電	0.0004	0.0003	0.1	0.1	
慶和	天然ガスコージェネレーション	36.09	41.14	79.0	90.0	
計		70.75	113.97	140.9	226.0	
新エネルギー等導入率		7.8%		10%以上		

※平成25年度の新エネルギー等導入率は、平成24年度の最終エネルギー消費量（暫定値）による暫定値

《課題》

- ・新エネルギー等の導入に当たっては、太陽や水、森林、温泉など本県が有する豊かな自然資源を最大限に活用することが必要。
- ・ふじのくに新エネルギー等倍増プランの進捗や新エネルギーを巡る状況変化等を踏まえ、エネルギーの地産地消を推進していくことが必要。

【エネルギー政策課】

《施策の展開》

ア 太陽エネルギーの地産地消の推進

- ・全国トップクラスの日照環境に恵まれた本県の地域特性を活かし、太陽エネルギーの地産地消を推進。
- ・平成26年度は、住宅用太陽光発電設備及び住宅用太陽熱利用設備の導入に対する助成、県の制度融資の利率引き下げによる中小企業等の導入に対する支援を実施し、住宅から事業所まで幅広く導入を支援するとともに、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設への太陽光発電設備、蓄電池の導入、公共施設の屋根等を民間事業者へ貸し出し太陽光発電設備を導入する事業を実施。

【エネルギー政策課】

イ 間伐材等を利用した木質バイオマスエネルギー利用施設の導入促進

- ・間伐材等を主な原料とした木質ペレット製造工場が、県内2か所で平成23年度から稼動し、ストーブ等の施設整備を促進。
- ・平成26年度は、医療法人の木質ペレットボイラーや大規模木材加工施設の木質バイオマスボイラーの導入を支援。

【林業振興課】

ウ 農業用水を活用した小水力発電の導入促進

- ・再生可能エネルギーの利用拡大と農業水利施設等の維持管理費の軽減を図るため、農業用水を活用した小水力発電の導入を促進。
- ・平成26年度には、県が実施する事業により2か所の小水力発電所の整備を推進。
- ・併せて、官民が一体となった「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協議会」において、民間主体による導入の取組に対する技術力向上セミナーや現地見学会の開催及び実証試験にかかる協議調整支援などを実施。

【農地計画課】

エ 小水力発電の適地調査の実施

- ・県内の上下水道施設、小河川、水路などを対象に、小水力発電を導入できる可能性について調査し、候補地点における事業採算性や導入に向けた課題などを整理。

【エネルギー政策課】

オ 地下水を活用した熱交換システムの普及

- ・富士山周辺の地域特性を活かした、地下水熱交換システムの認知度を高めるため、平成26年度は、産官学から構成する「静岡県地下水熱エネルギー利用普及促進協議会」を設置するとともに、導入適地マップやマニュアルを作成し、公表。

【環境政策課】

カ エネルギーを地域内で有効利用する仕組みづくりの推進

- ・富士・富士宮地域における電気や熱を地域内で有効利用する仕組みづくりでは、官民の連携による取組が進んでおり、平成26年度は、電力の流通事業を担う新会社が設立されるなど、地域のエネルギーを活用する取組を推進。

【エネルギー政策課】

キ 新エネルギー等の普及啓発

- ・平成25年9月に「ふじのくにしずおか次世代エネルギーパーク計画」が経済産業省の認定を受けた。次世代エネルギーパークの見学・体験を通じ、地域の自然資源等を活用した多様な新エネルギー等への理解を促進。平成26年度には県民を対象とした見学バスツアー等の開催やパンフレットの作成を実施。

【エネルギー政策課】

ク 公共施設への導入

- 平成 26 年度は、県立特別支援学校や防災拠点や避難所となる市町の施設等への太陽光発電施設を導入。また、県有施設において、民間事業者による太陽光発電導入事業を推進。(表Ⅱ-2-(1)-2)

【エネルギー政策課】

(表Ⅱ-2-(1)-2) 平成 26 年度に太陽光発電設備を導入した県有施設

施設名	所在市町	規模
草薙総合運動場新体育館	静岡市	10kW
浜松湖北高等学校	浜松市	20kW
東部特別支援学校	伊豆の国市	20kW
西部特別支援学校	浜松市	20kW
中央特別支援学校	静岡市	20kW
御殿場特別支援学校	御殿場市	20kW
富士特別支援学校	富士市	20kW
藤枝特別支援学校	藤枝市	10kW
袋井特別支援学校	袋井市	20kW
浜北特別支援学校	浜松市	20kW
浜名特別支援学校	湖西市	20kW
掛川特別支援学校	掛川市	20kW
吉田特別支援学校	吉田町	20kW
天竜特別支援学校	浜松市	10kW
浜松特別支援学校	浜松市	20kW
静岡北特別支援学校	静岡市	20kW
清水特別支援学校	静岡市	10kW
沼津特別支援学校	沼津市	20kW
沼津視覚特別支援学校	沼津市	10kW
静岡視覚特別支援学校	静岡市	10kW
浜松視覚特別支援学校	浜松市	10kW
沼津聴覚特別支援学校	沼津市	10kW
静岡聴覚特別支援学校	静岡市	10kW
浜松聴覚特別支援学校	浜松市	10kW

県有施設の屋根貸し等による太陽光発電導入事業

施設名	設置(予定)	規模
静岡空港事業用地	26 年 12 月	1,500kW
下田高校	26 年 9 月	100kW
掛川東高校	26 年 10 月	49.5kW
田町文庫	27 年 9 月	49.5kW
沼津技術専門校	27 年 9 月	24.7kW
富岳館高校	27 年 9 月	49.5kW
駿河総合高校	27 年 9 月	44kW

(2) 技術開発支援

《現状》

- 県が、平成 23 年度に県内の企業約 1,100 社へ行った新エネルギー事業への関心や取組状況に関するアンケート調査の結果、多くの企業が太陽光発電や風力発電などの新エネルギーに強い関心を示すとともに、新エネルギー事業をビジネスチャンスとして認識。(図Ⅱ-2-(2)-1) 【新産業集積課】

《課題》

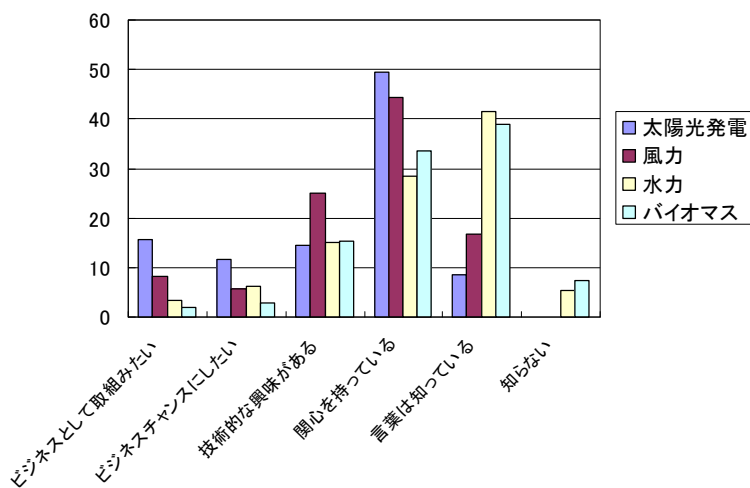
- ・低炭素社会を実現するためには、新エネルギー関連の技術開発が不可欠。
- ・新エネルギー事業に取り組む際の課題は、人材・技術力不足、販路開拓、資金力不足。(図Ⅱ-2-(2)-2)
- ・アドバイザーの派遣による技術支援、研究開発費の支援、販路開拓の支援による製品・技術開発の促進が必要。

【新産業集積課】

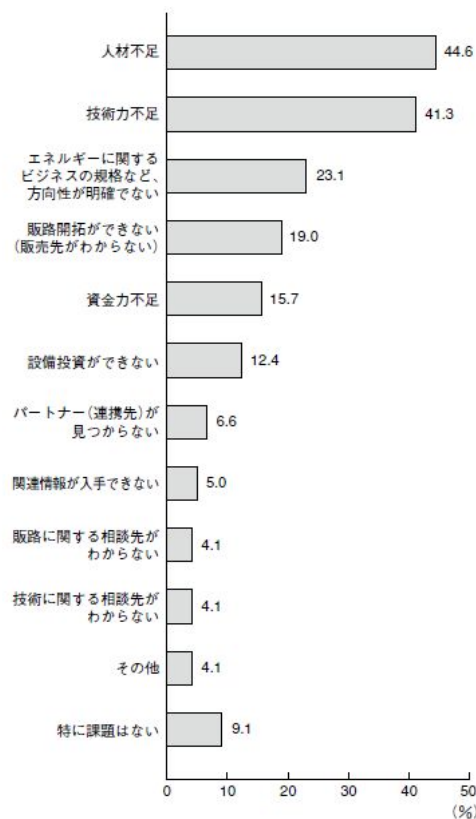
《施策の展開》

- ・第1章第2節(4)に掲載 【新産業集積課】

(図Ⅱ-2-(2)-1) 県内企業の新エネルギー事業への関心・取組状況 (単位：%)



(図Ⅱ-2-(2)-2) 新エネルギー事業に取り組む際の課題



(出典：財団法人静岡経済研究所 研究季報 2012 春号)

第3節 低炭素型まちづくりの推進・物流の効率化

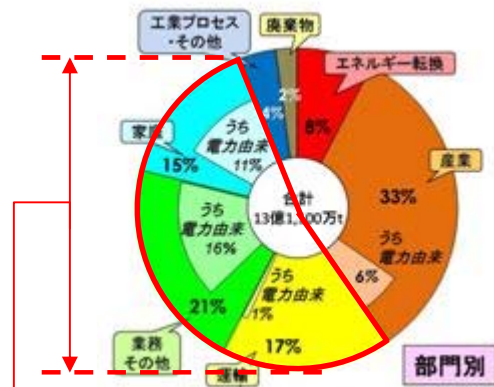
(1) コンパクトなまちづくりと低炭素化の促進

《現状》

- ・高度経済成長期の人口増加や産業の発展、さらにモータリゼーションの進展等を背景として、大規模集客施設や公共施設等の郊外立地が進み、都市機能の拡散が進行。これにより、自家用車の利用や移動距離の増加などを生じ、二酸化炭素排出量を増加させ、環境に負荷をかける。
- ・都市部では様々な活動が展開され、大量のエネルギーが消費されており、都市活動に起因するCO₂排出量は、全体の約5割を占める。(図Ⅱ-3-(1)-1)

【都市計画課】

(図Ⅱ-3-(1)-1) わが国におけるCO₂排出量と都市活動 (2013年度速報値)



都市活動に起因するものが約5割

出典：2013年度温室効果ガス排出量（環境省）

《課題》

- ・都市機能の拡散に歯止めをかけ、多くの人々にとって暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要。
- ・都市部における交通渋滞を解消させるため、ボトルネック箇所への集中的対策を推進するとともに、陸・海・空の輸送モードごとの省エネルギー化や信号制御の高度化、物流効率化に資するモダリティ等々の促進し、低炭素社会の実現を目指す。

【交通基盤部政策監、都市計画課】

《施策の展開》

ア 集約型で暮らしやすい市街地の形成

- ・平成25年10月に、持続可能な都市づくりを目標に、集約型都市構造形成の考え方を示した「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」を策定。
- ・平成26年度に都市計画区域マスタープランの定期見直しに向け、10の都市計画区域において都市基本計画を策定。また、静岡中部都市圏の都市交通マスタープランを策定。
- ・平成26年度に都市施設、土地利用、市街地開発事業に関する都市計画の決定、変更を計31件実施。

【都市計画課】

イ 陸・海・空を結ぶ交通ネットワークの構築推進

- ・富士山静岡空港が開港し、清水港、田子の浦港、御前崎港の港湾機能が強化される中、新東名高速道路の県内162km区間が開通。
- ・これら既存の交通基盤と南北に広がる高規格道路との連携を図り、本県の地の利を活かした拠点性を高め、適正な交通機関の選択を可能にし、効率的な人・物の移動を推進。

【交通基盤部政策監】

ウ 交通渋滞対策の推進

- ・道路と鉄道との立体交差化や国道 150 号のバイパス整備など、自動車交通の円滑化を推進。【道路企画課、街路整備課】



道路と鉄道との立体交差化の例

エ 新しい交通システムの導入調査・研究促進

- ・公共交通の定時性確保や乗り継ぎ利便性の向上、都市内における移動の利便性を高めるため、新たな交通システムの導入について研究。【地域交通課】

オ 道路交通の円滑化の確保

- ・自動車交通の円滑化による自動車排ガス削減のための交通管制センター、信号機及び信号制御の改良、高度化。
- ・交通情報板や交通情報提供システム（AMIS）等の交通情報を提供・収集する機器の整備拡充。
- ・交通渋滞の緩和のための駐車規制、違法駐車取締り、積極的な広報啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進。

【警察本部交通規制課】

カ グリーン物流の促進

- ・県内港湾の利用促進によりトラック輸送から海上輸送へ切り替えるモーダルシフトを進め、二酸化炭素排出量を削減。【港湾企画課】

キ 環境にやさしい自動車社会の構築

- ・環境負荷の少ないEVやPHV、FCVなどの次世代自動車の普及促進。（表Ⅱ-3-(1)-1）
- ・平成 26 年度は、補助制度を活用し、市町等による急速充電器の設置を支援するとともに、充電器の位置情報の配信など、EVやPHVの利用環境向上に関する取組を実施。また、FCVの普及と燃料充填施設である水素ステーションの整備に向け、官民連携の協議会を開催。

（表Ⅱ-3-(1)-1）県内のEV・PHV・電動二輪の普及状況(台)
（平成 26 年度末現在）

車種	台数
EV	3,040
PHV	1,205
小計	4,245
電動二輪※	1,058
計	5,303

※電動二輪は平成 26 年 4 月 1 日現在

【エネルギー政策課】

(2) 都市緑化の促進

《現状》

- ・ヒートアイランド現象の緩和や省電力効果への期待から、緑のカーテンへの注目や、うるおいのある豊かな生活環境を求める県民意識の高まりなどにより、緑化に対する関心が県民の間に拡大。
- ・平成 26 年度の県政世論調査では、「身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は 55.5%と、50%前後で推移。

【環境ふれあい課】

《課題》

- ・花や緑に対する県民の満足度を向上するためには、県民自ら緑化活動に取り組み花や緑の質や量の充実を図る取組が必要。このため、緑化関係団体と連携し、緑化ボランティア団体の活動支援を進めるほか、技術面も含めた研修によるボランティアの資質向上に取り組む必要がある。
- ・また、芝生緑化について緑化関係団体と連携し、保育園などの公共的空間の芝生緑化への支援や管理しやすい芝生の研究調査を進め、芝生文化の創造を図ることが必要。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 都市公園・緑地の整備や道路などの緑化の推進

- ・官民一体となって都市における緑とオープンスペースの保全・創出を推進するため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対して、技術的な助言。
- ・県民がゆとりと憩いを感じる身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園の整備を推進。
- ・平成 26 年度は、藤枝市の駅西公園ほか、6 市 8 公園の整備に対して助成。

【公園緑地課】

イ 緑化関係団体と連携した公共的空間の緑化の推進

- ・(公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、幼稚園など公共的施設への緑化支援(4 件)のほか、県民参加による緑化を推進するため、緑化ボランティアへの活動費支援(162 団体)や、緑化資材(延べ 8,726 団体)を配布。
- ・芝生文化創造プロジェクトとして、県芝草研究所による常緑で管理しやすい芝生の研究調査や、(公財) 静岡県グリーンバンクと連携した保育園などの公共的施設のモデル的芝生化の支援(8 件)、芝生管理を行う人材養成のための研修(3 回)を実施。



【環境ふれあい課】

園庭の芝生化

ウ 緑化関係団体と連携した啓発活動

- ・県民参加による緑化や「芝生文化創造プロジェクト」を推進するためには、県民の緑や芝生に対する理解を深める必要があり、(公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、講演会の開催など啓発活動を実施。

【環境ふれあい課】

第4節 二酸化炭素の吸収源対策の推進

(1) 森林の適正管理等

《現状》

- ・静岡県の森林面積は、約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万9千ha、国有林が9万ha。
- ・この森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全や水源の涵養、野生動植物の生息・生育空間の提供、二酸化炭素の吸収など、県民の生活に密接に関係した多面的機能を有す。
- ・国は、京都議定書における第2約束期間(平成25年(2013年)～平成32年(2020年))には参加しないものの、気候変動枠組条約の締結国として責務を果たすため、温室効果ガスについて2005年度の総排出量に対し3.8%の削減を表明。その中で、森林吸収源については、国際的に認められた森林経営による吸収量の算入上限値である2013年度から2020年度平均で1990年度総排出量比3.5%(約4,400万t-CO₂)の確保を目標としており、毎年52万haの間伐を推進。本県では、二酸化炭素吸収源として認められる森林を確保するため、平成25年度に「静岡県特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を定め、効率的な森林整備を推進。

【森林計画課、森林整備課】

《課題》

- ・京都議定書で二酸化炭素吸収源として算入することが認められる森林は、1990年以降、持続可能な方法で森林の多面的機能を十分に発揮するための一連の作業を適切に行っている森林に限定されていることから、持続的に除伐や間伐などの森林整備を実施した森林を確保することが必要。
- ・森林からもたらされる恵みは県民共有の財産であることから、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林管理を社会全体で進める仕組みが必要。

【森林計画課】

《施策の展開》

ア 森林の適正な管理・施業の促進

- ・森林吸収源として認められる森林を確保するため、5つの継続的な取組を推進。
①効率的な森林整備の推進、②保安林の適正な管理・保全等の推進、③木材及び木質バイオマス利用の促進、④県民参加の森林づくり等の推進、⑤森林資源データの整備

【森林計画課・森林整備課】

イ 森林管理の合意形成

- ・県民自らが地域の森林の将来像を描き、連携した取組の仕組みを考える「森林県民円卓会議」の開催を支援。
- ・県民が森林管理について必要な情報を共有できる「静岡県森林情報共有システム」を整備し、森林の基本データ、森林整備の履歴や山地災害危険地区の区域などを公開。
- ・さらに、森林との共生に向けた施策の実施状況や県民の取組を明らかにする「森林共生白書」を公表。

【森林計画課・森林整備課】

ウ 二酸化炭素高吸収品種等の生産・育成技術の研究

- ・農林技術研究所森林・林業研究センターは、材質に優れ二酸化炭素固定能力の高いスギ品種の開発を実施。【研究調整課】

エ 海域における取組支援

- ・榛南海域では磯焼けが発生し、平成10年前後にはカジメ・サガラメなどの有用な海藻群落がほとんど消失。
- ・海藻群落の回復は、環境保全、漁業振興のほか、海の二酸化炭素吸収機能の確保の面からも重要。
- ・カジメを着生させたブロックを榛南海域に移植する等の対策により、一部海域のカジメ群落に順調な回復。
- ・本格的な回復に向けて継続した対策として、漁業者が行うアイゴ等の駆除活動を指導。

【水産振興課】

第3章 循環型社会に向けた取組

第1節 3Rの推進

(1) リデュース・リユースの促進

《現状》

ア 一般廃棄物

(ア) ごみ

- ・本県の一般廃棄物排出量は、平成25年度が1,273,877トン(平成24年度1,318,353トン)で、これは県民(外国人を含む)が1人1日当たり917グラムのごみを排出したことに相当し、前年度と比べて、総量で約44,476トン、1人1日当たり26グラム減少。(図Ⅲ-1-(1)-1)

(イ) し尿

- ・平成25年度におけるし尿の推定排出量は、2,540,007k1(平成24年度2,530,461k1)で、前年度に比べて9,546k1増加。(図Ⅲ-1-(1)-2)

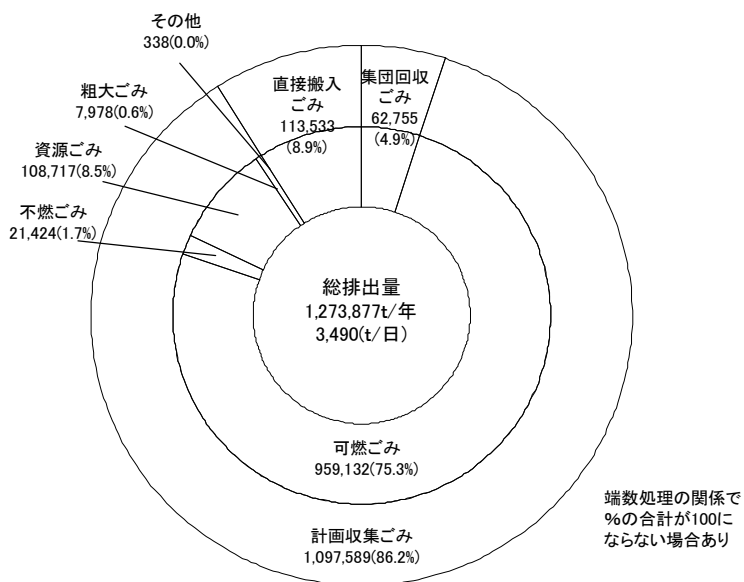
【廃棄物リサイクル課】

イ 産業廃棄物

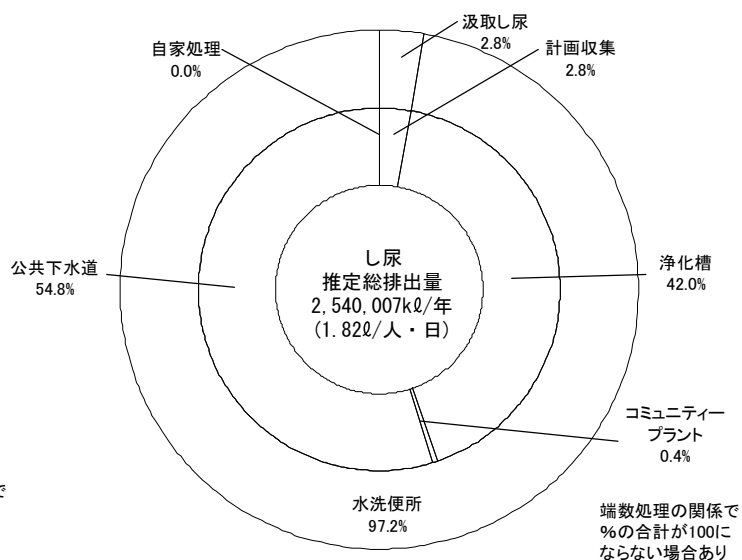
- ・平成25年度における産業廃棄物の排出量は1,086万2千トンであり前年度の1,103万5千トンに比べて17万3千トン減少。(図Ⅲ-1-(1)-3)

【廃棄物リサイクル課】

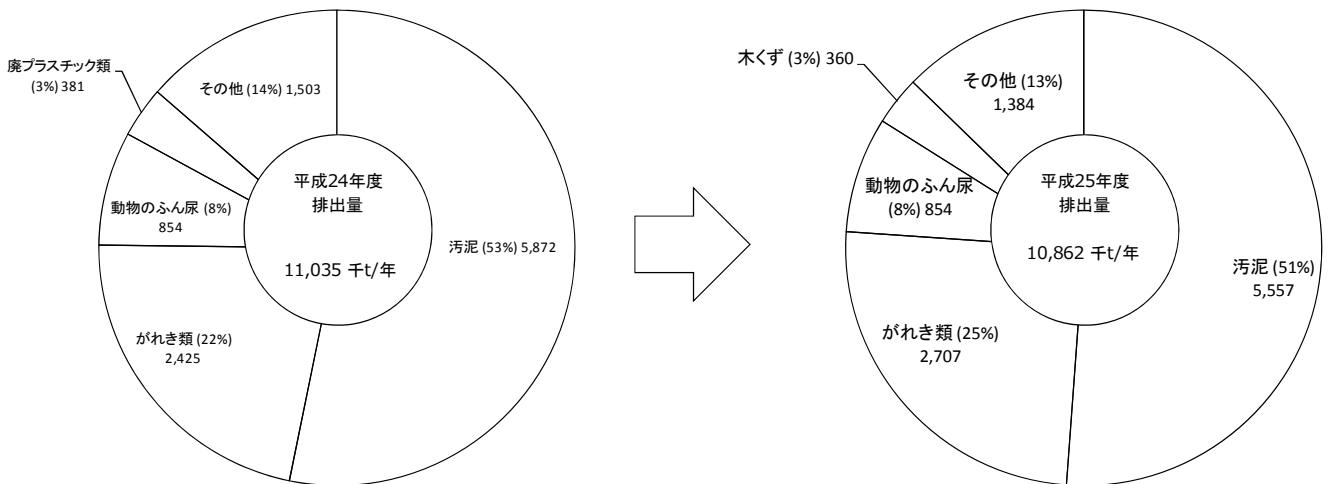
(図Ⅲ-1-(1)-1) 平成25年度ごみ(一般廃棄物)の種類別排出状況



(図Ⅲ-1-(1)-2) 平成25年度し尿の排出状況



(図Ⅲ-1-(1)-3) 平成24年度・平成25年度産業廃棄物の種類別の排出量



《課題》

- ・マイバッグは、定着しつつあるが、マイボトル、マイカップ、マイはしなどマイグッズについて取組を強化する必要がある。また、リユースを進めるため、消費者への働きかけを行うとともに、製造、販売を行う事業所に取組を促す必要がある。 【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア “さらに1割” 削減運動の展開

- ・第1次循環型社会形成計画（平成18年度～22年度）において「まずは1割」ごみ削減運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成した。平成23年度からは第2次循環型社会形成計画により、一歩進めて「さらに1割」ごみ削減運動を展開。
- ・循環型社会の形成に向け、県民、事業者、行政の各団体に組織する「静岡県ごみ減量・リサイクル推進委員会」を中心に「環境にやさしい買い物キャンペーン」、「マイボトルが使える静岡のお店ガイド」の作成など「マイカップ・マイボトル運動」等の実施。
- ・リサイクルに対する県民の理解を深めるため、「資源・リサイクルフォーラム」を開催。
- ・3Rやエコ活動についての講演等を実施。（表Ⅲ-1-(1)-1）

(表Ⅲ-1-(1)-1) 平成26年度資源・リサイクルフォーラムの概要

開催日	会場	講演内容	参加者数
10月16日	静岡市民文化会館 中ホール	「我が社の環境への取組み」(浜松ホトニクス(株)) 「地域と共に楽しみながらエコ活動」 (ハートフルダイニングおんふらんす) 「エコとエスパルスと私～サッカーにおける3R活動～」 (清水エスパルスアンバサダー 齋藤俊秀氏)	約400人

- ・5月30日の関東地方環境美化運動の日（ごみゼロの日）を中心に、関東甲信越静1都7県と共同して統一キャンペーンを実施。（表Ⅲ-1-(1)-2）

【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅲ-1-(1)-2) 平成26年度散乱空き缶及びごみ一斉回収事業の実績

実施市町数	参加人員	回収空き缶個数	ごみ回収量
32	215,000人	202,000個	233トン

イ “もったいない”の精神を高揚する各地域におけるリーダーの養成

- 各地域の実情に即した啓発教室が実施できるよう、市町等の職員を対象に、体験型学習の指導法を習得できる廃棄物・リサイクル学習指導法講座を開催。当日は、富士宮市清掃センター及び株式会社エコネコルにおいて各施設職員を講師に、小型家電リサイクルの取組説明、家電ピックアップ施設見学等を実施。(第2部第1章第1節(1)ア(ウ)参照) 【廃棄物リサイクル課】

ウ エコショップ宣言制度の拡大

- 消費者と、小売店、飲食店、ホテルなどの事業者とを結ぶ「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年から実施。各種イベント等での広報による新規登録店舗の拡大、専用ホームページでの登録店舗紹介、優秀店舗の表彰を行った。平成26年度は866店舗まで登録が拡大。 【廃棄物リサイクル課】

エ 多量排出事業者への指導

- 前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上、または前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50t以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導し、450事業所から計画書が提出された。
- 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進のため、廃棄物処理法の制度や産業廃棄物の適正な処理方法等について、排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象に研修会を7回開催した。
- 「産廃3Rキャンペーン」などにより、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減に自ら取り組む事業者を支援した。 【廃棄物リサイクル課】

オ 環境に配慮した物品の調達

- 第2章第1節(2)カ(イ)に掲載 【環境政策課、出納局用度課】

カ 県による率先行動

- 県の本庁全館では、平成17年度から、事務室内に設置されていたゴミ箱を撤去し、フロアごとに専用ダストカートを設置するなどの「ゴミ削減作戦」を実施。
- 平成22年度から実施している私物ゴミ持ち帰り運動により、職員一人ひとりのごみ削減やリサイクル意識の向上を図った。また、庁内統一の分別表示の掲示などにより、ごみ分別の周知徹底を行っている。文書リサイクルについては、文書リサイクルシステムの導入により、庁内の機密文書の処理を自ら行い、再生原料として売却。
- 上記取組の結果、県庁の関係課で構成する「ゴミ削減ワーキンググループ」が目標として掲げた「平成26年度までに平成20年度比で可燃物(シュレッダー紙を除く)7%以上削減」に対し、平成26年度までに平成20年度比で可燃物(シュレッダー紙を除く)7%以上削減」に対し、平成26年度実績は平成20年度比で24.9%削減。 【廃棄物リサイクル課】

- ・県立静岡がんセンターでは、微生物により発酵分解を行う生ごみ処理機を構内に設置し、病院給食などから発生する生ごみを土壌改良材にリサイクルしている。平成 26 年度には、約 80 トンの生ごみの処理を行い、生成された土壌改良材は、静岡がんセンター内の庭園管理などに活用。

【がんセンター局】

(2) リサイクルの徹底

《現状》

- ・リサイクルは資源確保の点で重要な意味を持つことを広く県民に周知するとともに、排出者及び生産者に対して適正なリサイクル推進のための費用負担についての理解を求め、各種リサイクル法の円滑な推進を図っている。（図Ⅲ-1-(2)-1～5、表Ⅲ-1-(2)-1）

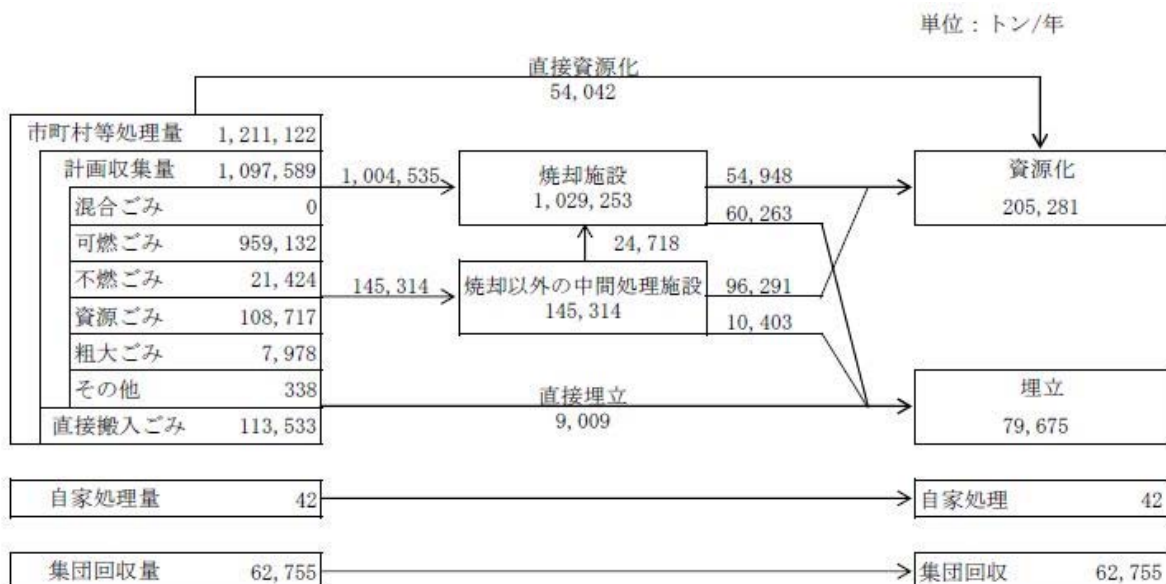
【廃棄物リサイクル課】

《課題》

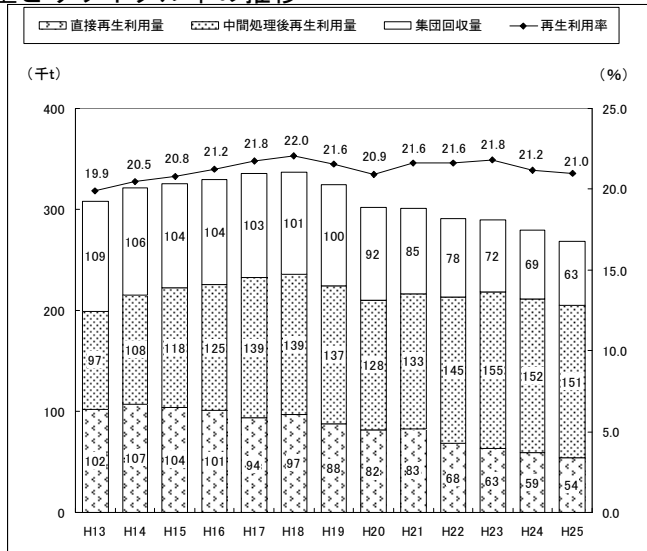
- ・一般廃棄物・産業廃棄物ともにリサイクル率は横ばい又は微増に留まっているため、各種リサイクル法の円滑な推進や商品化されたリサイクル製品の普及を図るとともに、廃棄物リサイクルを行う循環型ビジネスの育成と振興を図るなど、リサイクルを一層推進していく必要がある。
- ・農林水産省の推計によると、我が国における平成 23 年度の食品由来の廃棄物は年間約 1,700 万トン発生し、うち約 1,000 万トンが家庭で発生している。家庭から排出される食品廃棄物のうち、肥料やエネルギーとして再生利用されるものは約 6%と低く、残りは焼却や埋立処理されている。
- ・廃棄物の有効活用を促進し資源循環型モデルを構築するため、新しいリサイクル技術の研究開発が求められている。

【廃棄物リサイクル課】

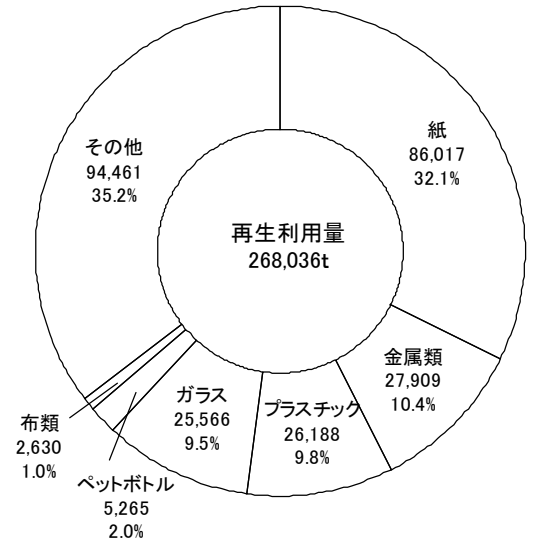
(図Ⅲ-1-(2)-1) 平成 25 年度ごみ処理の状況 (流れ)



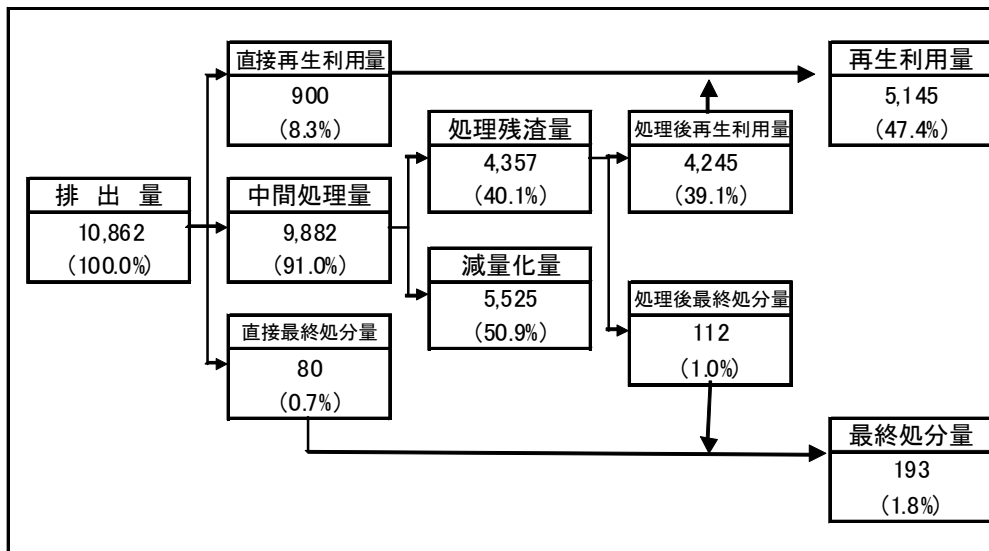
(図Ⅲ-1-(2)-2) 一般廃棄物の資源化量とリサイクル率の推移



(図Ⅲ-1-(2)-3) 平成 25 年度一般廃棄物の再生利用の品目別割合

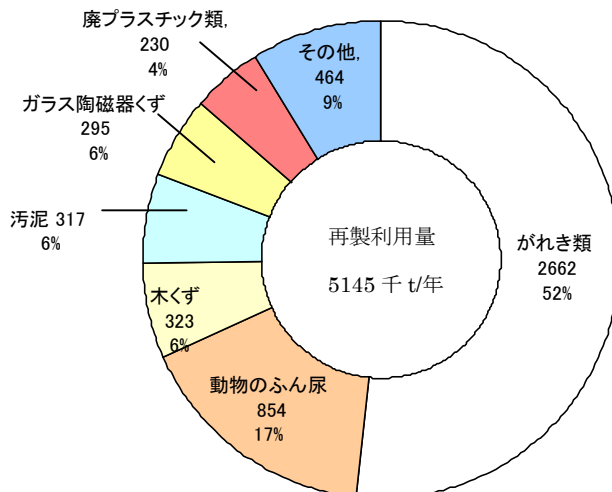


(図Ⅲ-1-(2)-4) 平成 25 年度産業廃棄物の排出・処理の概要



(単位:千t/年)

(図Ⅲ-1-(2)-5) 平成 25 年度産業廃棄物の再生利用



(表Ⅲ-1-(2)-1) 平成26年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施状況

	分別収集計画 策定市町数	分別収集実施 市町数	収集計画量 (トン)	収集量 (トン)	達成率 (%)
無色びん	35	34	11,329	10,659	94.1
茶色びん	35	34	7,506	6,794	90.5
その他のびん	35	35	4,790	5,203	108.6
紙製容器包装	9	4	2,672	451	16.9
PETボトル	35	35	5,904	5,558	94.1
プラスチック製容器包装	30	30	24,051	22,167	92.2
スチール缶	33	34	7,727	6,955	90.0
アルミ缶	35	34	2,867	2,392	83.4
段ボール	30	22	13,922	7,436	53.4
飲料用紙パック	26	18	503	168	33.4

《施策の展開》

ア 関係団体と連携した廃棄物の削減

- ・経済団体や業界団体と連携して、事業規模や業種の特性に応じた3Rの方策の周知を図り、廃棄物削減等の取組を促進。また、先進的に3R活動に取り組んでいる企業の取組を県のホームページ等で積極的に紹介。 【廃棄物リサイクル課】

イ 優良な廃棄物再生事業者の育成

- ・古紙、金属等の廃棄物の再生事業を営む優良な事業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2に基づき廃棄物再生事業者の登録を実施。 (表Ⅲ-1-(2)-2)

【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅲ-1-(2)-2) 過去3年間の
廃棄物再生事業者登録事業者数

年度	登録事業所数(所)
24	80
25	79
26	79

ウ 廃棄物処理等の環境保全技術の研究

- ・廃棄物の有効活用を促進し資源循環型モデルを構築するため、新しいリサイクル技術の研究開発が必要。
- ・県研究所は、静岡県内に集積する食品・飲料製造企業から発生する残さを有効活用するための小型メタン発酵プラントの開発や、紙のリサイクルを促進するためのデジタル印刷物(トナー印刷物、インクジェット印刷物)のリサイクル適性の評価方法等について研究を実施。

【研究調整課】

(3) 地域循環圏の構築

《現状》

- ・高温多湿な我が国では、生ごみは衛生的に処理することを優先していたが、資源として回収するシステムの普及促進が進み始めた。森林資源の豊かな本県において、木質バイオマスのエネルギー利用が始まっている。 【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・ 近距離で行われる廃棄物の処理・リサイクル事業には有利性があるため、それぞれの地域の特性を活かし、地域で発生した廃棄物をその地域内で再資源化する「地域循環圏」の取組が各地で始まっており、このような取組の拡大をより一層促進する必要がある。木質バイオマスについては、供給地と需要地が離れているため、利用の進むシステムづくりが求められている。

【廃棄物リサイクル課、林業振興課】

《施策の展開》

ア 地域内における資源の再使用・再生利用の促進

(ア) 生ごみの堆肥化

- ・ 一般廃棄物の重さで約4割を占める生ごみの減量・資源化を促進。各市町では、家庭や事業所に対し、生ごみ処理機及びコンポスト容器購入の助成を行っている。富士市、富士宮市、焼津市及び三島市では、段ボールコンポストを販売し、購入した市民は家庭から排出される生ごみを家庭内で処理している。段ボールコンポストに残った母材は肥料として利用。
- ・ 伊豆の国市では、事業者や市町の施設から出た生ごみを堆肥化したものを、地域内の農家で利用している。また、富士宮市や御殿場市、藤枝市、菊川市では家庭から出た生ごみをごみ集積所で回収し、堆肥化したものを配布、販売している。

【廃棄物リサイクル課】

(イ) 廃食油の石鹼化

- ・ 伊豆の国市や御殿場市などでは市民グループが廃食油を原料にリサイクル石鹼を製造し地域内で販売。

【廃棄物リサイクル課】

イ 食品残さ等を地域でエネルギーとして活用する仕組みづくり

(ア) 木質バイオマスのエネルギー利用

- ・ 第2章第2節(1)イに掲載 【林業振興課】

(4) 循環型ビジネスの拡大

《現状》

- ・ 環境省によると、我が国の平成25年の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模は、それぞれ約93兆円、約255万人と推計。前年はそれぞれ約89兆円、約249万人と推計されており、市場規模、雇用規模ともに増加傾向。
- ・ 環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たしている。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・ 環境製品の割高感や、環境ビジネスの提供者と利用者間で情報ギャップが見られるなど、市場は成長過程にあり、消費者の支持を拡大することが求められている。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 試験研究機関と連携した調査研究

- ・ 第3章第1節(2)ウに掲載 【研究調整課】

イ 企業の環境負荷低減の活動支援

- ・ 第1章第2節(3)イに掲載 【廃棄物リサイクル課】

ウ リサイクル認定製品の公共工事等における活用促進

- ・ 第1章第2節(3)ウに掲載 【廃棄物リサイクル課、技術管理課】

第2節 廃棄物の適正処理の推進

(1) 適正処理の推進と不法投棄の未然防止

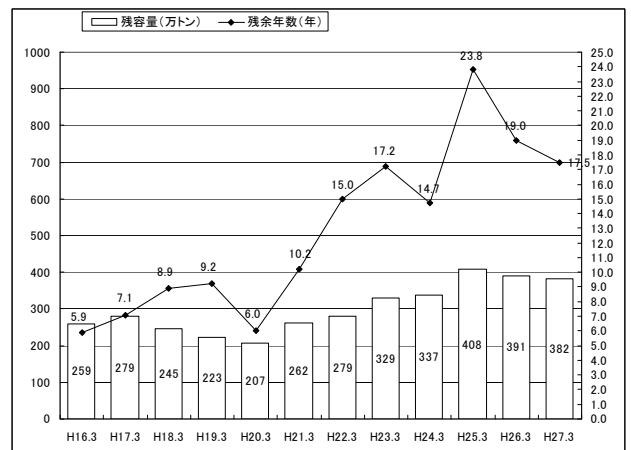
《現状》

- ・ 県内の平成25年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量1,086万2千トンのうち、514万5千トン(47%)が再生利用、552万5千トン(51%)が焼却や脱水などの中間処理による減量化、19万3千トン(2%)が埋立による最終処分。(図Ⅲ-1-(2)-4参照)
- ・ 産業廃棄物の処理業に係る許可件数は、平成27年3月末現在で6,509件。(表Ⅲ-2-(1)-1)
- ・ 平成27年3月末現在で、産業廃棄物の焼却や脱水等を行う中間処理施設の設置許可は475件あり、また、埋立処分を行う最終処分場の設置許可は、72件。
- ・ 最終処分場の残余容量は382万トンで、残余年数は17.5年。(図Ⅲ-2-(1)-1)
- ・ 産業廃棄物の不法投棄の発見件数は、平成22年度57件、平成23年度58件、平成24年度53件、平成25年度は32件に減少したが、平成26年度は47件に増加。投棄発見量は平成22年度524t、平成23年度212t、平成24年度100t、平成25年度97tと減少していたが、処理業者による不法投棄事案の発生などにより、平成26年度は322tに増加。(図Ⅲ-2-(1)-2、3)

(表Ⅲ-2-(1)-1) 産業廃棄物処理業の許可状況
(県知事許可、平成26年度末現在)

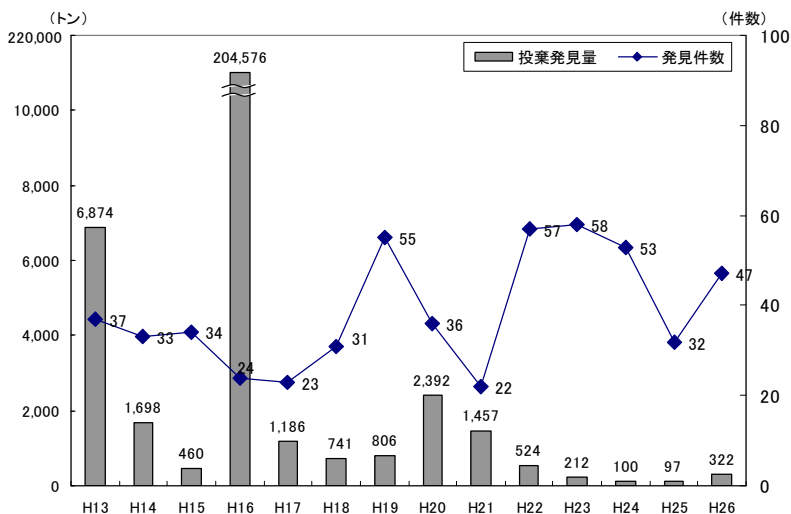
産業廃棄物処理業	収集運搬業	5,667
	処分業	407
特別産業廃棄物処理業	収集運搬業	420
	処分業	15
計		6,509

(図Ⅲ-2-(1)-1) 産業廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数

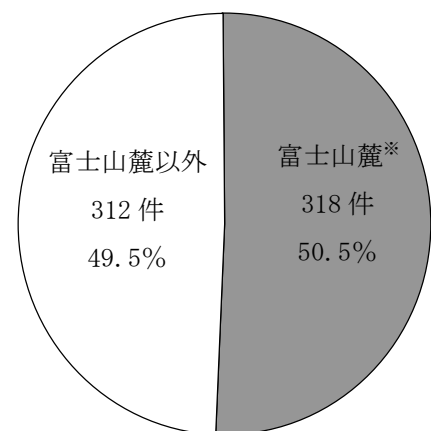


【廃棄物リサイクル課】

(図Ⅲ-2-(1)-2) 産業廃棄物の不法投棄の状況



(図Ⅲ-2-(1)-3) 富士山麓での不法投棄件数の割合(平成11~26年度)



※富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・長泉町・小山町・沼津市(狩野川以南を除く)の件数

《課題》

- ・一旦廃棄物が不法投棄されると、原状回復までに相当の期間と費用を要することもあり、不法投棄の未然防止、早期発見が重要。
- ・県境を越えて、広い県土を移動する廃棄物の不法投棄に対する監視を強化する必要がある。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 排出事業者等への指導や監視

- ・平成 26 年度は、健康福祉センター及び産業廃棄物特別監視員により、排出事業者及び処理業者に対する立入検査を 3,011 件実施。
- ・県内に搬入される県外産業廃棄物が適正に処理されるよう県外の排出事業者と事前協議を行っており、平成 26 年度の事前協議件数は 1,291 件。
- ・違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を実施。(表Ⅲ-2-(1)-2)

【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅲ-2-(1)-2) 成 26 年度行政処分件数 (件)

許可取消	事業停止	措置命令	改善命令
11	1	0	2

イ 優良認定事業者の育成

- ・産業廃棄物処理業者の優良化を進めるため、平成 23 年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」について研修会等により周知を実施。
- ・平成 26 年度末現在、産業廃棄物収集運搬業が 82 件、特別管理産業廃棄物収集運搬業が 41 件、産業廃棄物処分業が 13 件、特別管理産業廃棄物処分業が 2 件、合計 138 件が優良認定された。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 市町や隣県等との連携による監視の強化

- ・ラジオ、街頭キャンペーン等による県民に対する啓発活動のほか、監視員に委嘱した県民や住民からの通報を受ける制度等による監視の強化の実施。
- ・県東部地区では、国、県、市町、民間団体が「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」を設置し、富士山麓の不法投棄防止に取り組んでいる。
- ・関東甲信越や中部四県等の自治体とも連携を図っている。

【廃棄物リサイクル課】

(2) 各産業分野におけるリサイクルの推進

《現状》

- ・各産業分野では、形体の揃った、ある程度まとまった量の廃棄物が発生しており、再生利用量は年々微増している状態。(表Ⅲ-2-(2)-1) 【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅲ-2-(2)-1) 産業廃棄物の再生利用率

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
再生利用率 (%)	40	42	43	44	47

《課題》

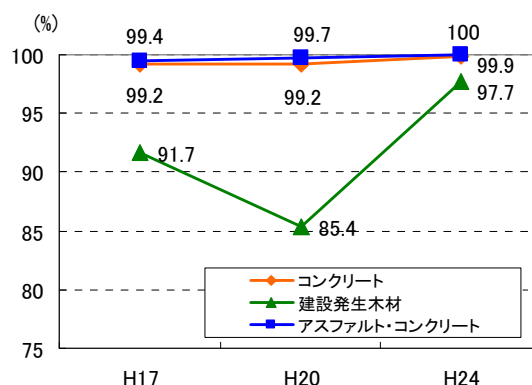
- ・廃棄物が再生されることは、産業界にとって望ましく、利用の多いリサイクル製品となるよう推進していく必要がある。しかしながら、分別する手間や製品価格が割高になる場合があるなどの課題もある。 【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 資材の再資源化の推進

- ・「静岡県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を踏まえた「静岡県における建設リサイクル推進計画 2009」に基づき、分別解体・再資源化の推進及び建設廃棄物の排出抑制の推進等の施策を実施。
- ・県内で施工された建設工事（官民）から発生した建設副産物の再資源化は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は高い再資源化率を維持。
- ・建設発生木材の再資源化など率は平成 24 年度には 97.7%に向上。(図Ⅲ-2-(2)-1)

(図Ⅲ-2-(2)-1) 建設資材の再資源化率



【技術管理課】

イ 食品加工残さ等の飼肥料化

- ・食品工業等において副産されたものや家畜排泄物などを原料とした肥料の品質の安定・安全性を確保するため、「肥料取締法」（昭和 25 年法律第 127 号）に基づき肥料登録、届出を受理。 【農山村共生課】
- ・食品工業等において副産されたものを原料とした飼料の品質の安定・安全性を確保するため、「飼料安全法」（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき飼料の製造・販売業者の届出を受理。 【畜産課】
- ・立入検査による品質の安定・安全性の確認・指導を実施。 【畜産課、農山村共生課】
- ・水産加工残さを飼肥料化することで再資源化を推進。
- ・「水産業振興事業費補助金」や「漁業近代化資金利子補給金」により、環境負荷の低減に向けた取組を支援。

【水産振興課】

第3節 資源の循環利用の促進

(1) 森林資源の循環利用の推進

《現状》

- ・ 静岡県の森林のうち、民有林(国有林以外の森林)面積の約6割は植林され、育てられた人工林。スギ、ヒノキ人工林の約9割は、製材等の原料として利用可能となる40年生を超え、その蓄積(立木の幹の体積)は、人工林のスギ、ヒノキを中心に年々増加し、県内の木材需要に十分応える量まで成熟。

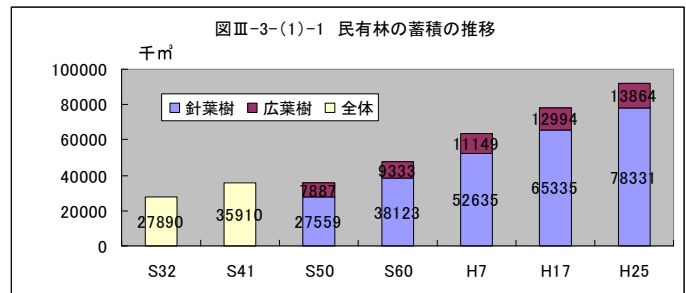
(図Ⅲ-3-(1)-1)

- ・ 再生可能な資源である木材は、製材工場の規模拡大や合板工場の新設など丸太の受入体制が整うなか、近年、丸太の生産量は増加。(図Ⅲ-3-(1)-2)

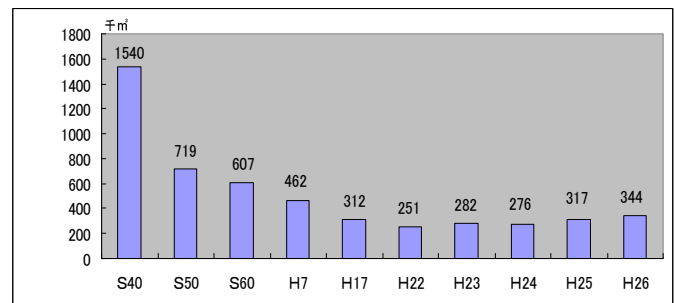
- ・ 雇用されて林業で働く作業員数は素材生産量の増加に呼応し、近年増加。(図Ⅲ-3-(1)-3)

【森林計画課、林業振興課】

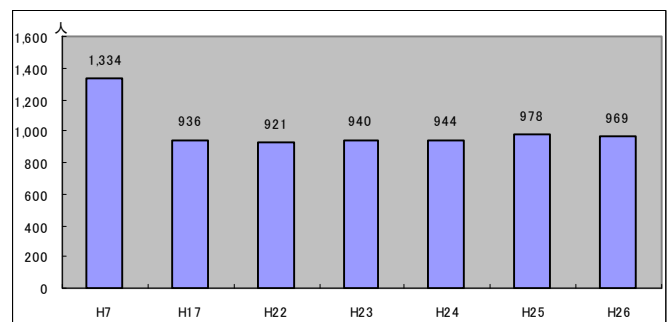
(図Ⅲ-3-(1)-1) 民有林の蓄積の推移



(図Ⅲ-3-(1)-2) 素材(丸太)の生産量の推移



(図Ⅲ-3-(1)-3) 林業作業員数の推移



出典：公益社団法人静岡県山林協会、林業振興課調べ

《課題》

- ・ 森林所有者の過半数は、3ha未満の零細所有者で自ら木材生産を行うことが難しいことから、一体的・効率的に施業を行えるよう地域を集約化することが必要。
- ・ 森林内の道の整備や高性能の林業機械等の導入等により生産性を高めるとともに、技術者の養成など木材を低コストで安定的に生産できる体制づくりが必要。
- ・ 大型加工工場などの大規模需要者に対する供給体制の構築を進めることが必要。

【森林計画課、林業振興課】

《施策の展開》

ア 計画的・効率的な森林整備や木材生産の支援

- ・森林整備と間伐材等の木材利用を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、平成 25 年度は、9,873ha の森林を整備。
- ・計画的・効率的な森林整備や木材生産を進めるため、森林施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入促進等により、木材生産コストの低減を推進。
- ・高性能林業機械を導入しやすい道路から 200m 以内の森林面積は、平成 26 年度までに約 19 万 7 千 ha。

【森林整備課、林業振興課】

(表Ⅲ-3-(1)-1) 森林整備加速化・林業再生事業で支援した導入台数(平成 21~26 年度合計)

機械名称	台数
ハーベスタ	2
プロセッサ	6
フォワーダ	15
スイングヤード	1
その他の高性能林業機械	12
自走式搬器	2
グラップル付トラック	10
グラップル付バックホウ	8
合計	56

出典：平成 25 年木材統計 森林整備課調べ

イ 低コストで効率的な施業の推進

- ・経営改革に意欲ある林業事業者等に対し、ビジネス林業のノウハウを取得し経営力を強化する支援等を実施。
- ・高性能林業機械等の導入を計画している事業者等に対し、機械購入費等の費用の一部を補助。(表Ⅲ-3-(1)-1)

【林業振興課】

(2) 県産材の利用促進

《現状》

- ・第 3 章第 3 節(1)に掲載 【林業振興課】

《施策の展開》

ア 安定供給体制の整備

- ・計画的な間伐材の搬出を行う林業事業者等に対し、間伐材の搬出・搬送経費の一部を補助。
- ・平成 26 年度は合計で約 3.5 万 m³の間伐材の搬出を支援。

【林業振興課】

イ 森林技術者の育成確保

- ・林業の基本的な技術と知識を有する者に対し、現場技術や現場管理能力の習得等を支援した結果、平成 26 年度末までに 447 人の適正な森林管理を担う森林技術者を育成。
- ・就業のための相談会「しずおか森林の仕事ガイダンス」や就業希望者が林業の仕事を体験する「しずおか新規林業就業チャレンジ」等を開催した結果、平成 26 年には新たに 73 人の新規就業を確保。
- ・林業事業者の経営改革等を示した計画の作成や退職金共済制度への加入促進など、雇用環境の改善に関する取組を支援し、林業就業者の定着を促進。

【林業振興課】

ウ 流通改革の推進

- ・民間事業者が行う大規模工場などへの間伐材の直送について、木材集出荷施設の整備を支援するなど、県産材の流通の効率化を促進。【森林整備課、林業振興課】

エ 製材・加工体制の拡充

- ・木材加工流通施設等の整備や、品質・性能の明確な「しずおか優良木材」等を供給するために必要な乾燥施設等の整備を行う木材関連業者や団体を支援。【林業振興課】

オ 確かな製材品の利用拡大

- ・「しずおか優良木材」や県産材の J A S 製品などを使用した住宅の新築、増改築を行う県民に対して、その住宅取得にかかる費用の一部を助成（平成 26 年度 716 棟）。
- ・住宅施工者を「しずおか木の家推進事業者」として登録（平成 26 年度末 769 者）し、県産材を使用した木造住宅の広報マンとして営業を展開。

【林業振興課】

カ 新技術・新製品の開発

- ・公共施設や民間商業施設での利用に向けて、県産材の品質・性能面の弱点を改善し、消費者ニーズに応える外構材や内装材・家具などの開発を推進。【林業振興課】

キ 公共部門における県産材の率先利用

- ・「ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン”を踏まえ、全庁的に公共部門における県産材の利用拡大を推進。
- ・設計者用の資料として「公共建築物における県産材利用の手引き」及び「しずおかの木をつかう～公共部門での県産材利用事例集～」を作成・配布。
- ・市町は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律 36 号）に基づく「市町村方針」を踏まえ、診療所や保育所の木造化、公民館や消防団詰所の内装木質化を推進。

【林業振興課】



引佐鎮玉診療所

(3) 未利用資源の利用促進

《現状》

- ・バイオマスの利活用向上を目指し、平成 24 年 3 月に策定した「静岡県バイオマス活用推進計画」において、県民や事業者、行政が取り組むべき基本的な方向性を明示。
- ・多くのバイオマスは、県民、事業者、行政等の取組や、法律の整備により利活用が進んでいるが、林地残材や生ゴミなどは利活用が不十分。

【研究調整課】

《課題》

- ・バイオマスの利活用向上のための、効率的な収集、変換、運搬、販売の構築。
- ・バイオマスを資源として最大限に利用するための、経済性やライフ・サイクル・アセスメントを考慮した、製品として価値の高い順での利用。
- ・バイオマスの各段階における利用技術の確立と、バイオマス製品の需要創出。

【研究調整課】

《施策の展開》

ア 下水汚泥の利用促進

- ・下水道の普及に伴い、年々増加する下水汚泥の埋立処分量を抑制するため、セメント、コンポスト（肥料）へのリサイクルを推進し、近年は高いリサイクル率で推移。（表Ⅲ-3-(3)-1）

【生活排水課】

（表Ⅲ-3-(3)-1）下水汚泥の発生量とリサイクル率の推移

（脱水汚泥換算量）

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
発生量(千 m ³)	184	189	184	179	179
リサイクル量(千 m ³)	160	160	177	171	171
リサイクル率(%)	87	85	96	96	96

（注）県生活排水課調べ

イ 林地残材の利用促進

- ・第 3 章第 3 節(2)アに掲載【林業振興課】
- ・第 2 章第 2 節(1)イに掲載【林業振興課】

ウ 水産物等の未利用部位の有効利用の研究・開発

- ・カツオ・マグロの加工時に未利用部位が大量に排出。
- ・食品素材を得る技術を開発し、「かつおつみれ」や「カツオ角煮」などが商品化。

【水産振興課】

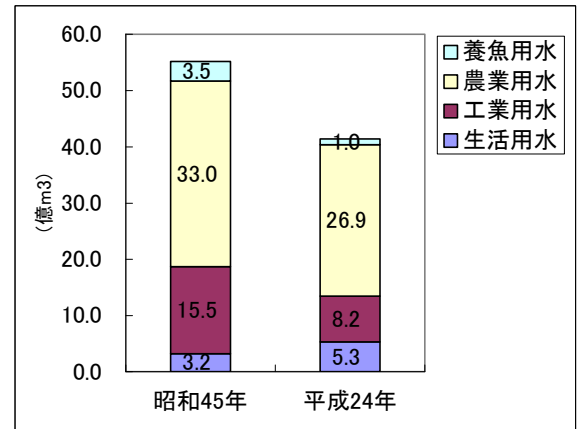
第4節 水循環の確保

(1) 表流水の水利調整

《現状》

- ・本県の年間降水量は約 2,420 mm (全国平均 1,690 mm)。
- ・流域面積は、天竜川、富士川による県外からの流入を含めると、県土の約 2 倍 (14,879km²)。
- ・県外からの流入を含めた水資源賦存量(降水量－蒸発散量)は236億m³(表流水:208億m³、地下水:28億m³)。
- ・平成24年の年間需要量は、約41.4億m³(表流水32.7億m³、地下水8.7億m³)。
- ・用途別で昭和45年と比較すると、生活用水は増加、工業用水、農業用水、養魚用水は減少、全体では25.0%減少。(図Ⅲ-4-(1)-1)

(図Ⅲ-4-(1)-1) 静岡県の水需要の推移(用途別)



【水利用課】

《課題》

- ・県中西部地域は、主要水源を天竜川及び大井川に依存。
- ・このため、渇水時には、利水者間の水利調整が必要。

【水利用課】

《施策の展開》

ア 河川の流況監視、節水対策

- ・近年、全国的な傾向として渇水の発生頻度が上昇。
- ・本県では、主要水源を表流水に依存している天竜川水系、大井川水系でしばしば渇水が発生。
- ・平成26年度は天竜川水系で23日間の節水対策を実施。(表Ⅲ-4-(1)-1)

(表Ⅲ-4-(1)-1) 節水対策実施日数 (単位: 日)

年度 \ 水系	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
天竜川	29 (29)	35 (0)	12 (0)	130 (31)	23 (4)
大井川	0 (0)	0 (0)	0 (0)	60 (29)	0 (0)

(注) () 内は、一次節水対策以上の日数

【水利用課】

(2) 水資源の有効利用と適正管理

《現状》

- ・昭和30、40年代に、県内で地下水位の異常低下、塩水化等の地下水障害が発生。
- ・このため「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水揚水量等を規制。
- ・その結果、昭和55年に5,730千m³/日であった地下水採取届出量(条例指定5地域合計量)は、平成26年に3,762千m³/日まで減少。

【水利用課】

《課題》

- ・ 森林や農地などの荒廃や、都市化の進行などにより、自然の持つ水源かん養機能や洪水調節機能などが低下。
- ・ 気候変動により、降水量や降雨時期に偏りが発生。
- ・ 水の大切さや健全な水循環の重要性について、県民各層の水に関する意識の高揚が必要
- ・ 上下流（流域）を包括的かつ一体的に捉えて、水資源を総合的に管理していく取組が必要。

【水利用課】

《施策の展開》

ア 地下水位や塩水化などの監視

(ア) 地下水位観測調査

- ・ 地下水の適正な利用を図るため、昭和 43 年から地下水位観測調査を開始。
- ・ 平成 26 年は県内 13 地域の 156 か所で実施。
- ・ ここ 10 年の地域ごとの変動は、浜名湖西岸地域で上昇傾向、その他の地域で横ばい傾向。

【水利用課】

(イ) 地下水塩水化調査

- ・ 平成 26 年は、県内 10 地域 324 か所で地下水の塩水化調査を実施。
- ・ その結果、塩水化（イオン濃度が 200 mg/l 超）が観測された井戸は 37 か所。
- ・ うち 16 か所では 1,000 mg/l を超える高い濃度を観測。
- ・ 塩水化は、全体的には減少傾向にあるものの、解消には至っていない。

【水利用課】

(ウ) 地盤沈下調査

- ・ 沼津三島、岳南、静清、大井川、中遠、西遠の 6 地域について、継続して地盤沈下調査を実施。
- ・ 平成 26 年度は、大井川地域で実施した結果、最大沈下量は 2.9mm/年。（環境省の公表基準は年間 20mm 以上の沈下）

【水利用課】

イ 地盤沈下・塩水化等の地下水障害の防止

(ア) 静岡県地下水の採取に関する条例

- ・ 「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水採取量等を規制。

【水利用課】

(イ) 地下水賦存量調査

- ・ 地下水の保全と利用の両立を目的として、平成 25 年度から平成 27 年度に地下水系ごとの地下水の利用可能性を把握する地下水賦存量調査を実施。

【水利用課】

ウ 雨水・再生水の利用普及などの水の循環利用の促進

- ・ 小学生対象の「水の出前教室」を始めとした様々な啓発事業を実施。（表Ⅲ-4-(2)-1）
- ・ 県民の皆様には水資源の保全について考えていただけるよう、平成26年度に「静岡県の湧き水」を県のホームページに掲載。

【水利用課】



「水の出前教室」の様子

(表Ⅲ-4-(2)-1) 平成26年度啓発事業の概要

水の週間関係 (8/1~8/7)	水の週間 記念作文 コンクール	県内の小中学校16校(小学校9校、中 学校7校)から361点(小学校87点、中 学校274点)の応募
	水の啓発 キャンペーン	静岡市との協働により、静岡市上下 水道フェアで、「水の大切さ」、「節 水の必要性」を訴えるキャンペーン 活動を実施
イベントへの 出展	ODORA座菊川(菊川市)	
	牧之原市環境フェア(牧之原市)	
	富士市環境フェア(富士市)	
	ぬまづ消費生活展(沼津市)	
学校訪問 水資源 啓発教室	県職員が小学校等74箇所て4,469人を対象に、「水の 出前教室」を実施	

エ 総合的な水資源管理の検討

- ・平成26年7月、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした水循環基本法(平成26年法律第16号)が施行。
- ・今後、国はこれを踏まえた施策を展開。
- ・本県においても、国の動向を注視しながら、水資源を総合的に管理していく取組を検討。

【水利用課】

(3) 安全で良質な水(水道水、工業用水、農業用水等)の安定供給

《現状》

- ・本県における水道普及率(平成25年度)は99.2%(全国平均は97.7%)。
- ・水道の水質検査結果適合率は99.8%(平成26年度)。
- ・水道施設の耐震化率(平成25年度)は、浄水施設(能力)38.5%、配水池(容量)59.3%、基幹管路(距離)33.5%。
(表Ⅲ-4-(3)-1)

【水利用課】

(表Ⅲ-4-(3)-1) 水道施設の耐震化の現状

対策施設	浄水施設(能力)			配水池(容量)			基幹管路(距離)		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県	20.4%	20.8%	38.5%	50.1%	56.3%	59.3%	31.8%	32.5%	33.5%
全国平均	19.7%	21.4%	22.1%	41.3%	44.5%	47.1%	32.6%	33.5%	34.8%

《課題》

- ・すべての県民に安全かつ安定的に水道水の供給するため、水道事業の広域化や水道未普及地域への水道等の施設整備、水道事業の統合による経営基盤を強化が必要。
- ・計画的な水質管理や適正な施設管理が必要。
- ・災害時における断水等の被害を最小限にするため、施設の耐震化や災害に強い施設整備が必要。

【水利用課】

《施策の展開》

ア 水道事業者に対する適正な維持管理の指導

- ・水道水源から給水栓までの水質管理や、水道施設の維持管理を適切に行うよう各水道事業者を指導。

【水利用課】

イ 水道施設の耐震化

- ・震災時の給水確保に向け、耐震診断により耐震性能を把握した上で、計画的に耐震化を実施するよう各水道事業者を指導。

【水利用課】

ウ 水道施設の計画的な更新の促進

- ・水道事業の統合や老朽化した水道施設の更新に向け、国の補助事業などを活用して計画的に行うよう各水道事業者を指導。

【水利用課】

エ 工業用水等に係る施設の適正な維持管理

- ・工業用水道は、工業の健全な発展と地域の地下水問題を解決する決め手。
- ・企業局は柿田川、富士川、東駿河湾、静清、中遠、西遠、湖西の7事業を経営。
- ・施設の老朽化対策として、適切な点検と修繕による長寿命化を図る。
- ・施設の全面更新にあたり、将来の水需要に見合う適正な施設規模で更新するため、「水道施設更新マスタープラン」を策定中。

【企業局事業課】

オ 農業用水利施設の計画的な保全管理

- ・基幹的な農業水利施設について、施設の長寿命化対策により機能を維持。

【農地整備課】

カ 河川の正常流量の確保

- ・生物の営みや県民の様々な活動を維持していくために必要な河川の正常流量を確保するため、既設の多目的ダムを適切に管理。

【河川企画課】

(4) 森林の持つ水源涵養機能の確保

《現状》

- ・森林は多様な機能を持つことが知られていますが、「緑のダム」と呼ばれる水源涵養機能もその一つ。特に近年は短時間に集中的に降る豪雨が多くなっているため、森林が形成する豊かな土壌が、一時的に水を貯め徐々に水を流し、洪水を緩和する機能が注目されている。
- ・しかしながら、県内の森林の多くは、所有形態が小規模で分散しているため、手入りにコストがかかり、計画的な管理が難しいのが実態であり、近年は整備が遅れている森林が増加。その結果、森林の荒廃が進み、豊かな土壌が流出してしまうなど、水源涵養機能の低下が懸念されている。

【森林計画課】

《課題》

- ・森林の荒廃を防ぎ、水源かん養機能を維持するためには、継続的な森林の手入れを行うことが必要。
- ・森林の整備を計画的かつ低コストで行うためには、森林施業の受委託を進めるなど森林の集約化を図っていくことが必要だが、木材の産地間競争の激化等林業を取り巻く情勢は相変わらず厳しく、林業事業者の努力だけでは手入れの行き届かない森林が残るため、公的支援による森林の整備が必要。
- ・緑のダムとしての機能を維持していくために、特に水源の涵養を高度に発揮させる必要のある森林については、水源かん養保安林等に指定し、開発等に対し一定の制限を行うとともに、公的に整備を行う治山事業により機能の維持向上を図っていくことが必要。

【森林計画課】

《施策の展開》

ア 森林所有者の計画的な森林整備の促進

- ・平成24年度の森林法改正で、効率的かつ計画的な森林整備のため、面的にまとまりを持った森林で間伐等を行う「森林経営計画制度」が開始。
- ・「森林経営計画」は、森林所有者又は、森林の経営を委託された森林組合等が、一定の面積規模の森林を確保した上で作成する。
- ・県では、森林経営計画の樹立促進を通じて、森林施業の集約化を推進しており、平成26年度末現在、33,469haの計画が認定。

【森林整備課】

イ 森の力再生事業の実施

- ・社会経済状況の変化により、森林所有者による整備が困難なために荒廃した森林のうち、本来、森林が持っている土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、緊急に整備が必要な森林について、森林(もり)づくり県民税を充当し、その再生のための森林整備を推進。
- ・平成26年度に1,052ha整備し、事業を開始した平成18年度から9年間で10,836ha実施。

【森林計画課】

ウ 治山事業の推進

(ア) 治山事業

- ・山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養等森林の持つ公益的機能の保全・形成等を図るため、森林の維持造成等を通じて荒廃地の復旧整備を実施。
- ・他事業と連携し、計画的・効率的に事業実施。

【森林保全課】

(イ) 民有林直轄治山事業

- ・国土保全上重要かつ事業規模が著しく大きい大井川上流域の民有林区域内の荒廃地の復旧整備を林野庁関東森林管理局大井川治山センターが実施。

【森林保全課】

(ウ) 県単県営治山事業

- ・公共事業の採択基準を満たさない小規模な荒廃地の復旧整備を県営又は市町営で実施。

【森林保全課】

(エ) 災害関連緊急治山事業

- ・豪雨等により新たに発生した荒廃地で、その後の降雨により人家等保全対象等に被害を与える恐れがある箇所を早期に復旧整備。

【森林保全課】

第4章 自然共生社会に向けた取組

第1節 自然環境の保全

(1) 森・川・海の保全と復元

《現状》

- ・変化に富んだ地形を有する本県には、県土の約3分の2を占める森林をはじめ、貴重な緑が多く残されている。また、南アルプスに代表される高山から駿河湾や遠州灘に流下する大小の河川や富士の湧水等、豊富で良質な水資源にも恵まれるなど、全国に誇ることができる自然環境を有している。

【環境ふれあい課】

《課題》

- ・自然の中には、人間が関わることにより、その機能を維持しているものがある。例えば「里山」は、集落周辺の雑木林や竹林のほか棚田、畑などを含めたエリアで、人々の生活と密接な関係を保ちながら、生物多様性に富んだ環境が維持されてきた。しかし、近年、生活様式の変化から放置・荒廃が進み、社会問題となっている。
- ・都市住民の保健休養の場あるいは、豊かな動植物の生息の場としての里山の機能の大切さが再認識されている。また、里山は比較的市街地近郊にあり、活動の場として取り組みやすく、森づくりグループの組織化や技術的な研修の場としても適しているため、各地で保全活動が取り組まれている。この保全活動を、定着、拡大していくことが必要。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 県民との協働・連携による荒廃森林の整備促進

- ・第3章第4節(4)イに掲載 【森林計画課】

イ 県民や企業等の参加による森づくりの促進

- ・第1章第1節(3)イに掲載 【環境ふれあい課】

ウ 林地開発許可制度の適切な運用

- ・公益的な機能を持つ森林を無秩序な開発から守り、森林の適正な利用を図るため、1haを超える森林を開発する場合には、「森林法（昭和26年6月26日法律第249号）」に基づく許可が必要。
- ・ただし、国や地方公共団体等が行う場合は、法の趣旨に則り、連絡調整により対応。
- ・平成26年度の許可件数は10件（52ha）、連絡調整件数は2件（6ha）。（表IV-1-(1)-1）【森林保全課】

（表IV-1-(1)-1）平成26年度林地開発許可状況

開発の目的	許可		(単連絡調整ha)	
	件数	面積	件数	面積
レジャー施設				
農用地				
土石の採掘	4	33	1	2
道路	3	10		
残土処分場				
その他(津波対策施設)				
工場、事業場	3	9	1	4
住宅団地				
産廃処理施設				
計	10	52	2	6

エ 干潟や湿地・砂浜などの多様な自然環境の保全・再生の促進

- ・海岸の整備に当たっては、環境の保全と復元に配慮し、砂浜の保全と回復を目的に養浜を主体とした整備を推進。
- ・周辺の自然環境や景観との調和を図り、海浜レクリエーションなどの海浜利用者の増加にも配慮。

【河川海岸整備課】

オ 保安林機能の回復

- ・第3章第4節(4)ウに掲載 【森林保全課】

カ 藻場・干潟の保全

- ・第2章第4節(1)エに掲載 【水産振興課】

キ 海岸漂着物の的確な処理

- ・県東部・中部・西部地区にそれぞれ「出水による漂着物対策調整会議」を設置し、国、県、市町の関係機関により、漂着物の減少方策等について協議。
- ・「出水による漂着物対策調整会議」では、毎年5月、6月に「河川・海岸統一美化運動」を実施。
- ・中部地区調整会議及び西部地区調整会議では、漂着流木等が大量で当該市町のみでは処分しきれない際の広域処理を可能とする「出水による漂着物処理に関する相互援助協定」を締結。

【河川砂防管理課】

ク 温泉の保護

(表Ⅳ-1-(1)-2) 温泉に関する都道府県別順位(平成26年3月末現在)

- ・本県の温泉は、総源泉数2,269井(枯渇・埋没除く。)で、そのうち、利用源泉数は1,209井、総湧出・揚湯量は、毎分123,009ℓ。
- ・県では、温泉実態調査等による温泉の実態把握と温泉資源の変動状況の調査を行うとともに、法令に基づき、適切な保護を推進。(表Ⅳ-1-(1)-2)

【衛生課】

源泉総数			湧出量(ℓ/分)		
順位	都道府県	源泉数	順位	都道府県	湧出量
1	大分県	4,411	1	大分県	285,553
2	鹿児島県	2,769	2	北海道	243,193
3	静岡県	2,269	3	鹿児島県	186,824
4	北海道	2,225	4	青森県	140,537
5	熊本県	1,372	5	熊本県	135,730
6	青森県	1,084	6	静岡県	123,009
7	長野県	985	7	長野県	118,858
8	福島県	777	8	岩手県	107,977
8	宮城県	742	9	秋田県	88,770
10	栃木県	631	10	福島県	81,106

出典：環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室調べ
注) 源泉総数については、枯渇、埋没泉を除いた数値。

(2) 自然環境に配慮した公共事業の推進

《現状》

- ・公共事業の推進に当たっては、環境にやさしい低炭素・循環型社会の構築が求められている。
- ・県では、静岡県社会資本整備重点計画(平成20年度～平成24年度)の達成度評価の結果や計画策定後の本件を取り巻く環境の変化等を踏まえ、平成26年3月に「静岡県社会資本整備重点計画(平成

25年度～平成29年度)」を策定。

- ・「環境・景観」の分野において、5つの目標と12の指標を設定し、毎年度、進捗状況の検証・評価を実施し、それ以降の事業・施策の在り方に反映するなど継続的な改善への取組を実施。（表Ⅳ-1(2)-1)

【交通基盤部政策監】

(表Ⅳ-1-(2)-1) 環境・景観の達成度評価（平成25年度末時点）

《課題》

- ・地球温暖化の緩和策に取り組むとともに、環境負荷の小さい社会の構築を推進し、持続可能な環境共生社会の実現を目指すことが必要。
- ・事業計画・設計段階から貴重な自然環境のある場所はできるだけ回避し、回避できない場合は影響の最小化や代替措置を講じることを基本として環境の保全や回復を図ることが必要。

【交通基盤部政策監】

目 標	進捗度評価
目標1 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進	B ⁺
目標2 温室効果ガス排出削減の推進	B ⁻
目標3 資源の循環利用の推進	B ⁺
目標4 エネルギーの地産地消の推進	B ⁺
目標5 自然と調和する美しい景観の創造と保全	B ⁺
環境・景観の総合評価	B ⁺

《施策の展開》

ア うるおいある道路空間の創出

- ・「大気を浄化し、大気汚染の影響を緩和」、「うるおい空間の創出」、「道路交通により生ずる騒音の軽減」などの効果を期待し、街路樹の整備、植樹帯の歩道部への整備や法面緑化等により、沿線の良好な環境の確保や景観形成を推進。

【道路企画課、街路整備課】



整備された植樹帯

イ 生物の生息・生育環境や多様な景観の保全に配慮した河川整備

- ・自然環境や生態系に配慮した「多自然川づくり」を推進。
- ・巴川麻機遊水地においては、学識者・地元住民・NPO団体等と連携し、協働による自然再生に取り組む。

【河川海岸整備課】



自然再生協議会メンバーによる希少種ミズアオイの再生（麻機遊水地）

ウ 生物の生息・生育環境や多様な景観の保全に配慮した海岸整備

- ・第4章第1節(1)エに掲載 【河川海岸整備課】

エ 豊かな自然環境の保全・創出と美しい港湾空間の形成

- ・沿岸域の豊かな自然環境を保全・再生・創出しながら港湾整備を推進。
- ・親水性を有し、自然環境と共生する緑地の整備など、にぎわいのある美しい港湾空間を形成。

【港湾企画課】

オ 住民等と連携した豊かな自然環境が確保された農村地域の整備

- ・農家数の減少、条件不利地での営農規模縮小等により耕作放棄地が増加する中で、非農家や定年帰農者等を取り込み、地域営農を展開することで、耕作放棄地の解消と農村資源の保全に取り組む「ふじのくに美農里プロジェクト」の活動組織を支援。
- ・平成 27 年 3 月末現在、県内 109 地区において、耕作放棄地解消活動が展開。

【農地計画課】

カ 計画的な治山事業の推進

- ・第 3 章第 4 節(4)ウに掲載 【森林保全課】

(3) 富士山の自然環境保全・世界文化遺産保存管理に向けた取組

《現状》

- ・静岡県と山梨県は、平成 10 年 11 月に、富士山の豊かな自然環境、美しい景観を守り、育み、その恵みを後世に引き継いでいくための行動規範として「富士山憲章」を共同で制定。
- ・平成 21 年 12 月には、富士山憲章の理念に基づき、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として 2 月 23 日を「富士山の日」と規定。
- ・県では、①環境負荷の軽減、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保を柱として、富士山の環境保全対策を推進。
- ・「富士山憲章」の主旨に賛同する団体等を組織化した「ふじさんネットワーク」の活動推進をはじめ、環境にやさしい山小屋トイレの整備、ボランティア等との協働による清掃活動や自然林・自然植生の復元等により、富士山の自然環境は向上。
- ・富士山周辺における不法投棄を防止するため、市町、関係機関、山梨県等と連携し、「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」の設置やパトロール等、様々な取組を実施。
- ・これらの取組の結果、平成 25 年 6 月の第 37 回ユネスコ世界遺産委員会において、「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表に登録。
- ・世界文化遺産に登録された富士山の保全を図るため、平成 26 年度から、不法投棄された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対する助成を実施。
- ・平成 27 年 3 月、静岡県と山梨県は、世界遺産富士山の後世への継承に向けて、基本理念や関係者の役割、富士山の保全に関する基本的施策を定めた世界遺産富士山基本条例を制定。

【自然保護課、廃棄物リサイクル課、富士山世界遺産課】

《課題》

- ・静岡県側 3 登山口では、夏期の 2 か月間の登山者数が 13 万人前後で、週末やお盆時期に集中。
- ・富士山の世界文化遺産登録に伴う来訪者の多様化により、環境負荷の増大も懸念され、富士山を後世に継承するための取組が必要。

【自然保護課、富士山世界遺産課】

《施策の展開》

ア 多様な主体との協働による自然環境保全対策の推進

(ア) し尿対策

- ・富士山では、し尿の浸透・放流をなくするために山小屋等にオガクズやかき殻等を利用した環境にやさしいトイレを整備。
- ・山小屋事業者、行政、富士宮浅間大社で構成する「富士山環境保全対策連絡会」によるトイレの適正な維持管理を実施。
- ・トイレの維持管理経費には、「富士山保全協力金」とは別にトイレ利用時のチップ(1回当たり 100～300円)を充て、自然環境保全意識を醸成。

【自然保護課】

(イ) ごみ対策

- ・県では、登山者に対しごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、富士山麓周辺道路沿いにおいて、「富士山ごみ減量大作戦」として公募ボランティアの協力を得た、道路わきの山林や駐車場等の投げ捨てゴミを清掃。
- ・さらに、富士山周辺地域の事業者、団体、地元市町で組織する「富士山をいつまでも美しくする会」の「富士山一斉清掃」への支援などにより、富士宮、御殿場、須走の3登山口の五合目周辺や登山道のクリーンアップを推進。
- ・ふじさんネットワークでは「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、五合目以下のすそ野におけるごみの実態調査や回収をする「富士山みがきあげ作戦」を実施。
- ・平成26年度からは、富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯(三保松原を除く。)並びに保全管理区域に不法投棄され、かつ、原因者が不明又は死亡等により撤去の見込みのない産業廃棄物の撤去活動を行う非営利団体及び市町(政令市を除く。)に対して助成を実施。平成26年度には、2団体により、廃タイヤ、建設廃材等約47tが撤去。



富士山ごみ減量大作戦



外来植物駆除活動

【自然保護課、廃棄物リサイクル課】

(ウ) 豊かな植生の保全

- ・ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹やフジアザミ等の植え付けなどを実施。
- ・富士山麓の周辺道路において、外来植物等の分布状況等を調査したほか、専門家による指導のもとボランティアとの協働により、外来植物の駆除を実施。

【自然保護課】

イ 富士山の日を中心とした自然環境保全意識の高揚

(ア) 「ふじさんネットワーク」の活動

- ・富士山憲章の周知・定着を図るため、富士山を愛する多くの人々の連携組織である「ふじさんネットワーク」では、環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山ピンバッジ募金活動等を実施。
- ・ふじさんネットワーク会員有志 18 人で組織する「富士山エコレンジャー」は、富士山来訪者へのマナー啓発や情報提供、自然解説等のボランティア活動を実施。



富士山からの挑戦状

【自然保護課】

(イ) 富士山環境学習の推進

- ・「ふじさんネットワーク」では、子どもたちの自然を守り大切にする心を育てるため学習リーフレット「富士山からの挑戦状」を作成し、県内の全小学 6 年生に配布するとともに、県内公立図書館にも配架。

【自然保護課】



多言語マナーガイドブック

「富士山へ登る人のために」

(ウ) 外国人登山者等へのマナー啓発

- ・急増する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及びウェブサイトにより、6 か国語で提供。

【自然保護課】

ウ 県民の認識を深めるための出前講座等の実施

- ・富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施。(表Ⅳ-1-(3)-1)

(表Ⅳ-1-(3)-1) 出前講座の開催実績
(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

対 象	回数及び参加者数
学 校 等	30 回、3,414 人
一 般	18 回、995 人

【世界遺産センター整備課】

エ 乗り入れ規制の実施

- ・富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施。
- ・平成 26 年度は、富士山スカイライン登山区間(富士宮口)では開山から閉山までの連続 63 日間、ふじあざみライン(須走口)では海の日連休以降の週末と旧盆期の平日等を中心とした 40 日間実施。

【道路企画課】

(4) 自然公園等の適正な管理と利用の推進

《現状》

- ・自然環境が優れた状態を維持している地域等を自然環境保全地域や自然公園に指定。
- ・県内の「自然環境保全地域」は、国が指定した本州唯一の「原生自然環境保全地域」のほか、県の条例に基づき 7 か所を指定。(表Ⅳ-1-(4)-1)
- ・優れた自然の風景地の保護と利用を図ることを目的とした「自然公園」は、国立公園 2 か所、国定公園 1 か所、県立自然公園 4 か所を指定。(表Ⅳ-1-(4)-2)

- ・自然環境保全地域・自然公園の指定面積は平成 26 年度末現在 90,346ha、県土の約 11%。

【自然保護課】

(表Ⅳ-1-(4)-1) 自然環境保全地域の指定状況
(平成 26 年度末現在)

名称	面積	指定者
大井川源流部	1,115ha	国(自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域)
気田川	857ha	県(県自然環境保全条例)
渋川	195ha	
明神峠	431ha	
愛鷹山	3,198ha	
京丸・岩岳山	353ha	
桶ヶ谷沼	50ha	
函南原生林	102ha	
計	6,301ha	

(表Ⅳ-1-(4)-2) 自然公園の指定状況
(平成 26 年度末現在)

分類	名称	面積
国立公園	富士箱根伊豆	46,693ha
	南アルプス	3,387ha
国定公園	天竜奥三河	4,838ha
県立自然公園	浜名湖	16,708ha
	日本平・三保の松原	1,991ha
	奥大井	8,798ha
	御前崎遠州灘	1,629ha
	計	84,044ha

《課題》

- ・自然環境保全地域や自然公園の区域の多くは私有地であり、開発行為等の影響により豊かな自然環境が損なわれるおそれがあることから、生物多様性の確保を始め、自然環境の保護と適正な利用を図り、人と動植物が共生できる環境づくりが希求。 【自然保護課】

《施策の展開》

ア 自然公園等の保護と適正な利用の推進

(ア) 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導

- ・自然公園及び自然環境保全地域の維持、保全のため、国や県が委嘱した自然公園指導員、自然環境保全管理員が域内巡視、指導、自然環境の状況報告等の活動を展開。

【自然保護課】

(イ) 許認可等の規制による自然公園及び自然環境保全地域の保全

- ・自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、私有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で区域が定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制、それ以外の普通地域内は届出制が適用。

(表Ⅳ-1-(4)-3)

- ・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順次見直しを実施。平成 26 年

(表Ⅳ-1-(4)-3) 自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数
(単位：件数)

区分 \ 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国立公園	475	568	514	486
国定公園	59	63	59	70
県立自然公園	243	212	234	256
公園小計	777	843	807	812
自然環境保全地域	3	7	5	6
計	780	850	812	818

(注) 県自然保護課調べ

4月には、奥大井県立自然公園の公園区域及び公園計画を変更決定。現在、天竜奥三河国定公園及び日本平・三保の松原県立自然公園の公園計画の見直しを実施中。

- ・オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、富士山中腹部以上（おおむね標高1,600m以上）、湖西市の海浜地及び牧之原市の海浜地の一部を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施。

【自然保護課】

(ウ) 自然環境保全協定の締結

- ・自然環境保全の観点から、県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施。
- ・静岡県自然環境保全条例(昭和48年条例第9号)に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取で面積5ha以上の規模のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導。

【自然保護課】

イ 南アルプスにおける自然環境保全とユネスコエコパークの推進支援の取組

(ア) 南アルプス高山植物等保護対策

- ・高山植物に対するニホンジカの食害対策として、防鹿柵の設置等による高山植物保護対策を実施。
- ・静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図る活動を実施。

【自然保護課】

(イ) 南アルプスユネスコエコパークの推進支援

- ・南アルプス国立公園を核とした静岡、山梨、長野の3県にわたる南アルプス地域が、平成26年6月、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークに登録されたことから、管理運営主体の関係10市町村の取組を、国、山梨、長野両県と連携して支援。

【自然保護課】

(5) 美しい景観づくり

《現状》

- ・地域固有の文化や歴史に根差した景観は、観光資源として地域の活性化にも重要であり、県民の景観への関心が高まっていることから、良好な景観の形成と保全が求められている。
- ・良好な景観形成を図るためには、住民に最も近い自治体である市町が中心的な役割を果たすことが望ましいことから、県内の市町に景観行政団体になるよう働き掛けを行っており、平成26年度末現在、23市町が景観行政団体となり、このうち17市が景観計画を策定。（表IV-1-(5)-1）
- ・富士山周辺や牧之原茶園・空港周辺地域など市町をまたぐ主要な広域景観については、関係市町等と地域景観協議会を設立し、景観施策を総合的に推進。
- ・県が公共事業を実施する際に景観への配慮を徹底するために策定した「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」に基づいた、周辺の景観に配慮した公共施設の整備を推進。

【景観まちづくり課】

(表Ⅳ-1-(5)-1) 県内の景観行政団体及び景観計画策定団体

景観行政 団体	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、牧之原市、御殿場市、磐田市、伊豆市、長泉町、焼津市、藤枝市、小山町
景観計画 策定団体	熱海市、静岡市、三島市、浜松市、富士市、下田市、富士宮市、湖西市、袋井市、掛川市、沼津市、伊東市、裾野市、島田市、御殿場市、伊豆の国市、磐田市

《課題》

- ・良好な景観の形成・保全のため、屋外広告物や風致地区内の建築行為等について、引き続き適正に指導・規制していくことが必要。
- ・市町に対し景観行政団体への移行や景観計画の策定を働き掛けていくことも重要。
- ・県が実施する公共事業における景観配慮の指針の運用を徹底するとともに、市町や国の出先機関等にも指針の普及を図ることが重要。

【景観まちづくり課】

- ・農地・森林の多面的機能発揮のための取組、地域固有の歴史や文化に根ざした景観の保全と創造が必要。

【交通基盤部政策監】

《施策の展開》

ア 地域の景観と調和した公共施設の整備

- ・県庁舎及び各総合庁舎においては、周辺景観との調和のため、デザインや色彩、素材等に配慮した改修を行うとともに、敷地内の緑化を推進。 【管財課】
- ・ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）については、平成 25 年 4 月から、県警本部も含めた全庁運用を開始。
- ・平成 26 年 6 月には、第 3 版を発行し、市町や国の出先機関に対し本指針を周知。

【景観まちづくり課】

イ 住民等と連携した主要な広域景観の形成

- ・富士山周辺、牧之原茶園など主要な広域景観の形成・保全を図るため、市町と県で組織する地域景観協議会において様々な取組を実施。
- ・富士山周辺地域においては、世界文化遺産登録に向けて、富士山周辺の統一的な景観形成と保全を図るため、平成 24 年度に関係市町と連携し「富士山周辺景観形成保全行動計画」を策定。
- ・平成 25 年度は、行動計画で抽出した 42 箇所の重点箇所を中心に、景観改善の取組を推進。
- ・あわせて、山梨県、神奈川県とともに、富士箱根伊豆交流圏構想に基づく「国際観光地にふさわしい屋外広告物の取組」を推進し、富士山の世界文化遺産登録に合わせ、主要な道路を中心に屋外広告物の適正な表示の普及啓発と改善に向けた三県一斉キャンペーンを実施。
- ・牧之原茶園・空港周辺地域においては、策定した屋外広告物のガイドラインに基づき、茶園景観にふさわしい屋外広告物の適正な規制・誘導を実施。
- ・あわせて、平成 25 年 4 月に、有識者による選考委員会を開催し、当該地域の茶園景観の眺望箇所（「継承したい茶園景観 30 選」）を選定し、平成 26 年度には良好な茶園景観改善のための取組ならびに啓発活動を実施。

【景観まちづくり課】



茶園での野外広告物の撤去例

ウ 無電柱化の推進

- ・良好な景観の形成や安全で快適な道路空間の確保を図るため、市街地の幹線道路をはじめ良好な景観の形成が必要な地域では、電線類の地中化などの道路の無電柱化を推進。
- ・電線類を地中化することによって、前述した効果の他、台風・地震といった自然災害時の電柱倒壊や電線類の切断といった被害が軽減されるため、安定したライフラインが確保でき、火災延焼を遮断する防災空間も確保される等、防災機能も向上。

【道路企画課、街路整備課】



無電柱化の効果の例

エ 違法な屋外広告物の削減

- ・屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を掲出する際の許可事務や、違反屋外広告物に対する是正指導、電柱等に取り付けられた簡易広告物（はり紙・はり札類・のぼり・立看板類）の除却。
- ・違反屋外広告物を削減するため、屋外広告業の登録制度により業者への指導・監督。（表Ⅳ-1-(5)-2）

（表Ⅳ-1-(5)-2）平成 26 年度における許可等の状況（県条例所管分）

許可した広告物の数	677 個
簡易除却した広告物の数	49 個
屋外広告業登録件数	1,277 件

【景観まちづくり課】

オ 歴史的・文化的景観の保全・再生活動の支援

- ・棚田等を保全するため、県内 9 地区の棚田保全組織と連携し、草刈りや田植え、稲刈りなどの保全活動を実施。
- ・菊川市「倉沢の棚田」では、地元農業者や棚田オーナー、静岡大学の棚田サークル、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員、「一社一村しずおか運動」に取り組む企業等による保全活動が行われているほか、棚田であぜ道アート等のイベントも開催。

- ・松崎町「石部の棚田」では、「棚田保全推進委員会」が募集する棚田オーナーのほか、「しずおか棚田・里地くらぶ」会員等による活動も実施。

【農地保全課】



棚田オーナーやボランティアによる田植え
(松崎町)

カ 文化財の保全

(ア) 県民の歴史的・文化的資産である文化財の保護

- ・県内文化財の調査を継続的に実施し、記録を作成するとともに、指定・登録を進めることによる文化資産の顕在化と保護、活用。
- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、文化財建造物の耐震診断結果に応じた耐震工事を順次実施。
- ・災害時に速やかに文化財を救済するため、平成24年3月に「静岡県文化財等救済ネットワーク」を創設し、現在は行政、NPO、企業、大学など約50団体が加入。また、「静岡県文化財救済支援員」などの災害時ボランティア人材の育成の促進。
- ・埋蔵文化財包蔵地(遺跡)については、遺跡の有無や範囲確認のための「試掘確認調査」、記録保存を目的とした「本発掘調査」を実施。現状保存が望ましい遺跡については、「重要遺跡確認緊急調査」を実施し、報告書を作成。

【教育委員会文化財保護課】

(イ) 地域固有の文化に誇りと愛着を持つ県民意識の醸成

- ・例年11月前半を「しずおか文化財ウィーク」と位置付け、県主催のシンポジウム「文化財クローズアップ」を始め、県内各地で文化財の公開、探訪ウォーキング、シンポジウム等を開催。
- ・県内の民俗芸能の振興を図るため民俗芸能フェスティバルを開催。

【教育委員会文化財保護課】

(ウ) 文化財の価値の未来への継承

- ・文化財建造物の調査・耐震化などについて専門性を持った人材(静岡県文化財建造物管理士)を育成し、所有者や市町の求めに応じて派遣。

【教育委員会文化財保護課】

キ 桜の名所づくり

- ・「桜で彩る富士の景観づくり構想」(平成21年1月策定)に基づき、地域を一体的な桜の名所として捉え長い期間桜が楽しめる「ぐるり富士・伊豆桜道」の形成や、「日本の桜の郷づくり」として国立遺伝学研究所に保存されている日本の様々な桜を見ることができる地域づくりを促進。
- ・桜名所の整備は、終了し、現在は、(公財)静岡県グリーンバンク、静岡県さくらの会と連携し、維持管理を支援。
- ・静岡県さくらの会と連携し、写真コンクールや富士山に見える桜名所情報の発信等を実施。

【環境ふれあい課】

第2節 生物多様性の確保

(1) 希少野生動植物の保全

《現状》

- ・本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では、本州・四国・九州に生息する約60種のうち47種の、鳥類では、全国約550種のうち390種の生息が、植物でも、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約8,000種のうち、3,499種の生育が確認。
- ・県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物8分類群を対象とした調査結果では、平成18年度末現在10,686種が確認されているが、その約1割に当たる1,048種の絶滅が危惧。

【自然保護課】

《課題》

- ・国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する生物多様性基本法(平成20年法律第58号)の制定や、同法に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」により、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進。
- ・県は、平成22年8月、静岡県希少野生動植物保護条例(平成22年県条例37号)を制定、捕獲や採取等を規制する希少野生動植物を指定するなどの生物多様性の保全等に係る対策を推進しているが今後は法の求める生物多様性地域戦略の策定など超長期的視野に立った体系的な取組の推進が希求。

【自然保護課】

《施策の展開》

ア 指定希少野生動植物の指定

- ・県では、これまで、「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)及びオオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメの8種類の動植物を「指定希少野生動植物」として指定してきたが、平成26年3月に新たに、淡水魚類のカワバタモロコ、ヤリタナゴを、指定して、合わせて10種。

【自然保護課】

イ 野生動植物の生息状況等の把握

(ア) 希少野生生物生息等実態調査・生物多様性地域戦略策定基礎調査

- ・県内に生息又は生育する希少野生動植物等の生息状況などを把握するため、県内をいくつかの地域に分けて順次調査を実施しているが、平成26年度は、「南アルプス地域、富士地域及び伊豆地域」を除くその他の地域において調査を実施。

【自然保護課】

(イ) アカウミガメの保護・増殖への支援

- ・遠州灘海岸において、環境保護団体に委託してアカウミガメの上陸産卵調査、卵の保護監視活動などのアカウミガメの保護事業を実施。

【自然保護課】

ウ 生態系等に悪影響を与えるおそれのある野生鳥獣の個体数調整

- ・生息数が増えすぎたニホンジカは、自然生態系への影響や農林業被害を引き起こしていることから、平成16年度から第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数を適正な数まで減らすための個体数調整

を実施。

- ・伊豆地域においては、平成 26 年度は県が行う管理捕獲 3,056 頭と狩猟、市町の有害鳥獣捕獲で合計 8,562 頭のニホンジカを捕獲し、富士地域では管理捕獲 1,385 頭と狩猟、有害鳥獣捕獲で合計 4,721 頭のニホンジカを捕獲して、被害を軽減。

【自然保護課】

エ 富士山静岡空港周辺の動植物の生息・生育環境の維持

- ・富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、計画に基づく監視・管理を実施。
- ・ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の整備やオオタカの営巣環境の改善などを実施。

【空港運営課】

(2) 外来動植物対策

《現状》

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下、「外来生物法」)に基づき、平成 27 年 3 月 1 日現在 113 種類の特定外来生物(明治時代以降、人間活動によって海外から入ってきた外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼしているもの、又は、及ぼすおそれのあるもの)が指定。
- ・特定外来生物に指定されたものは、外来生物法が施行される以前に、ペットや観賞用の植物、釣り、食用のために持ち込まれたものや、物資などに付着してきたものも含まれているが、全て飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則禁止。
- ・国は平成 27 年 3 月に、我が国の外来動植物対策の中期的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」を、また、様々な主体に対して外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで外来種対策の一層の進展を図ることを目的として「生態系被害防止外来種リスト」を策定。

【自然保護課】

《課題》

- ・外来生物は、人間生活と密接に関わりを持っていることが多く、日常生活に密着した問題であるため、国民一人ひとりの理解と適切な対応が必要。
- ・特定外来生物に指定されていない外来生物であっても、生き物を飼育する場合は、その生き物の寿命、成長した時の大きさ、生態といったことを十分調べた上で、飼い主は責任を持って終生飼育する必要があるため、県民に対する啓発のほか、国(環境省)、市町、関係者等と対応についての協議、県内における特定外来生物の生息の動向を把握し、生態系への影響や農林水産業等の被害防止が必要。

【自然保護課】

《施策の展開》

ア 外来生物防除計画の策定支援

- ・平成 24 年度にアライグマ防除指針を策定し、市町等が策定するアライグマ防除計画の策定や捕獲の支援を実施。

【自然保護課】

イ 外来魚の移植の制限

- ・外来種であるブラックバスやブルーギルは、外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進などのほか、静岡県内水面漁業調整規則により移植を制限。【水産資源課】

ウ 外来生物被害予防3原則の普及・啓発

- ・県では、タイワンリス、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査（平成15～23年度）、特定外来生物全般の生息分布に係るアンケート調査及び現地調査、国による現地調査の結果等から、県内には動物21種、植物10種、計31種が生息していると推測。
- ・県の調査結果は、県ホームページで公表し、県民に対し注意喚起を行うとともに、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防3原則を普及啓発を実施。

【自然保護課】

(3) 有害鳥獣対策

《現状》

- ・平成26年度の農林産物への鳥獣被害額は、4億7千9百万円となり、ピークであった平成21年度に比べて約2億1千7百万円の減少。【農山村共生課】

《課題》

- ・農林産物への被害金額は減少傾向にありますが、被害金額は依然として高い状況にあり、平成29年度農林産物被害額3.5億円に向け、引き続き、市町や被害集落の農業者等への支援を強化していくことが必要。

【農山村共生課】

《施策の展開》

ア 鳥獣被害防止計画策定支援

- ・農山村地域で深刻化している野生鳥獣被害防止に向け、関係部局を横断した総合的・効果的な鳥獣被害防止対策を推進。
- ・副知事をトップとした「静岡県鳥獣被害対策推進本部」を設置し、「野生鳥獣被害緊急対策アクションプログラム（平成26年度～29年度）」に基づき、市町被害防止計画の策定と実施に向けた事業等の活用を支援。
- ・静岡県鳥獣被害対策アドバイザーの養成、農業者自らによる捕獲推進に向けた技術支援などを推進。
- ・市町が策定する「市町被害防止計画」は、平成25年度末までに被害報告のある33市町すべてで策定。

【農山村共生課】

イ 鳥獣被害防止支援事業の活用促進

- ・平成26年度は、「鳥獣被害防止総合対策事業費助成」を活用して、3市が侵入防止柵を整備。
- ・広範囲で柵を設置する事例も見られるなど、地域の実情にあわせた効果的な対策を実施。
- ・13市町において、被害防止講習会の開催や捕獲機材の導入。

【農山村共生課】

ウ 捕獲獣肉の活用

- ・県内の事例紹介等を通じて、食肉としての利活用を推進。
- ・野生獣肉利活用推進検討会を開催。

【農山村共生課】

エ 鳥獣被害対策総合アドバイザーの育成

- ・各地域の被害状況に即した総合的な被害防止対策を指導できる「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」を養成。
- ・平成 26 年度までに 284 人を養成し、被害がある集落で防止活動に活躍。

【農山村共生課】

オ カワウ対策

- ・アユ等に深刻な漁業被害をもたらしているカワウについて、生息状況を調査するとともに、有識者・漁協・行政等で構成する「カワウ保護管理検討会」を開催し、被害防止対策の在り方について検討。（表Ⅳ-2-(3)-1）

【自然保護課】

(表Ⅳ-2-(3)-1) カワウ生息数調査結果 (単位:羽)

	調査箇所数	7月	12月	3月
平成 22 年度	34 か所	3,680	10,733	7,196
平成 23 年度	35 か所	4,261	9,564	6,998
平成 24 年度	34 か所	3,106	6,469	7,132
平成 25 年度	34 か所	4,547	12,562	7,766
平成 26 年度	30 か所	4,699	9,130	4,512

カ 有害鳥獣捕獲の新たな担い手の育成

- ・農林業者の自衛手段のためのわな猟免許の取得を促進させるため、また、減少傾向にある銃猟者を確保するため、8月に実施する狩猟免許試験（網猟、わな猟、第1種銃猟及び第2種銃猟）に加えて、2月に狩猟免許試験（わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟）を実施したところ、わな猟者で132人が、第一種銃猟者及び第二種銃猟者で53人が合格し、8月の合格者と合わせて新たに、318人がわな猟免許を、132人が銃猟免許を取得。

【自然保護課】

キ 安全な狩猟等の促進

- ・野生鳥獣の保護と農林水産業の振興の両立を図るため、鳥獣保護区の期間更新にあたり、農林水産物への鳥獣被害が著しい地域においては、イノシシやニホンジカなどの農林水産物へ被害を与える鳥獣を保護対象から除く「狩猟鳥獣(加害鳥獣を除く)捕獲禁止区域」に指定変更。
- ・「狩猟鳥獣(加害鳥獣を除く)捕獲禁止区域」は、平成 26 年度末現在、4 か所、3,264ha を指定。
- ・狩猟や有害鳥獣捕獲を行う者に対し、関係法令を遵守し、事故や違反がないよう、指導・取締りを実施。
- ・有害鳥獣捕獲において、平成 25 年度、26 年度に 2 年連続して死亡事故が発生したことから、野生鳥獣の捕獲作業や狩猟における安全の確保や鳥獣被害対策に対する情報共有と意思統一を図るため、県と農林業者、市町、狩猟者等の関係者による意見交換会を開催。

【自然保護課】

第3節 人と自然との関係を見つめ直す

(1) 自然ふれあい施設等の利用促進

《現状》

- ・県では、県民の森をはじめ、県立森林公園、昭和の森、天竜の森、小笠山憩いの森、富士山ふれあいの森林及び天神山自然観察の森の計7か所の自然ふれあい施設を設置。
- ・これらの施設は、自然観察や森林野外レクリエーションなど、身近に自然とふれあうことができる場として、多くの県民が利用。（表IV-3-(1)-1）

【環境ふれあい課】

(表IV-3-(1)-1) 県有自然ふれあい施設の概要（平成26年度末）

名称	所在地	開園	面積(ha)	利用者数(千人)	主な施設
県民の森	静岡市葵区岩崎外	S56.7	983	21	ログハウス、ロッジ、県民の森センター
県立森林公園	浜松市浜北区尾野外	S40.4	245	852	森の家、ビジターセンター、木工体験館、親水公園、吊橋、
昭和の森	伊豆市湯ヶ島外	S55.7	1,600	21	昭和の森会館、寒天車道
天竜の森(国際森林年記念林)	浜松市天竜区春野町外	H 4.5	95	22	あずまや、展望台、避難小屋、林間広場
小笠山憩いの森	掛川市入山瀬外	S57.4	500	—	あずまや、吊橋、観察小屋
富士山ふれあいの森林	富士宮市粟倉	S61.8	160	—	あずまや、林間広場
天神山自然観察の森	富士宮市上井出	S46.4	3	—	あずまや、植生見本園
合計7箇所			3,586		

《課題》

- ・施設の老朽化が目立つため、施設の点検と適正な維持補修が必要。 【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 自然ふれあい施設等の適正な維持管理

- ・ビジターセンターや遊歩道、園地等、施設の維持補修や安全管理や、自然観察会や環境学習など利用者のニーズに対応した体験型のイベントを開催。
- ・県立森林公園のビジターセンターでは、環境に配慮するため、雨水を貯留して利用する雨水利用や環境への熱負荷を軽減する屋根緑化、太陽光や風力のクリーンエネルギーを利用した発電システムを使用。

【環境ふれあい課】

イ 県立青少年教育施設における自然生活体験プログラムの実施

- ・自然の中での原生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいとした、自然生活体験プログラムを実施。
- ・朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動（カヌー漕艇）やネイチャーハイキング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ヶ日青年の家では湖

岸の生物観察やウォークラリーなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。

【教育委員会社会教育課】

(2) エコツーリズム等の支援

≪施策の展開≫

ア 都市と農山漁村との交流促進

- ・平成 23 年 3 月に「静岡県農林漁家民宿基準」を策定し、農山漁村地域における滞在・交流の拠点施設となる農林漁家民宿の開業・運営支援を推進。
- ・各農林事務所に開業等に関する相談窓口を設置する体制で推進した結果、平成 26 年度末までに県内各地で 16 軒の農林漁家民宿が開業。
- ・農山漁村地域における自然、産業、文化を体験し、地域住民とのふれあいを重視した教育旅行の誘致を促進するため、受入地域と市町、県で「ふじのくに体験型教育旅行誘致促進協議会」を組織。
- ・首都圏、中京圏で学校関係者や旅行会社担当者を対象に誘致セミナーを開催。
- ・安全管理対策研修会を開催し、受入体制を強化。

【観光政策課、観光振興課】

イ 世界ジオパークネットワーク加盟に向けた取組支援

- ・世界ジオパークネットワークへの加盟を目指す「伊豆半島ジオパーク推進協議会」に対して支援。
- ・貴重な美しい地質や地形を含めた自然遺産の保全、ジオツーリズムを通じた地球科学の普及や環境・防災教育等の活動を通じた地域の持続的な発展を推進。
- ・平成 26 年度は、ジオツアーや地域住民を対象とした勉強会に、延べ約 10,000 人が参加。

【観光政策課】

第4節 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮

(1) 里地・里山・里海の保全

《現状》

- ・里地・里山・里海には、国土の保全、生態系の保全、交流の場の形成などの多面的な機能があるが、里地・里山では中山間地域等の条件不利地域を中心に農業従事者の減少や高齢化の進行による、集落機能の低下に起因する耕作放棄地や荒廃森林の拡大、里海では地球温暖化等の環境変化が要因と思われる磯焼けによる藻場の減少など、多面的機能の低下が懸念されている。

【農地保全課、環境ふれあい課、水産振興課】

《課題》

- ・里地・里山・里海の多面的機能の維持・発揮のため、農林水産業の持続可能な事業展開や農山漁村の維持・発展を図ることが必要。
- ・里地・里山・里海の多面的機能の維持・発揮を図るため、農林漁業者などのみならず、県民や企業、学校などの多様な主体の参画による保全活動に向けた取組や、農山漁村の維持・発展に向けて、地域が持つ資源を活用する取組が必要。

【農地保全課、環境ふれあい課、水産振興課】

《施策の展開》

ア 協働による農地等の保全活動の促進

- ・農地等の保全を図るため、平成26年度には「ふじのくに美農里プロジェクト」に183組織が取り組み、「一社一村しずおか運動」では、平成27年3月末までに41の活動が認定。
- ・多彩な食材を育む農山漁村の地域資源の保全と活用に向け、「ふじのくに美農里プロジェクト」や「一社一村しずおか運動」等、多様な主体の参画による農地等の保全活動を促進。
- ・県内35市町が参加する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり連合」と協力しながら、地域が、その魅力を最大限に活用し、持続的発展に向けた様々な活動を展開する「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」を支援。

【農地保全課】

イ 農業農村整備事業による自然環境の保全と再生

- ・地域の豊かな自然の恵みや伝統・文化を未来に継承していくため、多様な主体が協力し合い、自善環境の適切な保全を行うと共に継続的な農業生産を目的とした「静岡県農村環境対策指針」を策定。
- ・農業農村整備事業の実施に当たっては、この指針に基づいて里山の利用などの人間活動の中で形成された二次的自然にある動植物の生息や生育に配慮。

【農地計画課】

ウ 社会全体で支える森林管理体制の構築

- ・地域の課題をテーマに県内4地域（伊豆・富士・静岡・天竜）で森林県民円卓会議を開催し、森林との共生についての取組を促進。

【森林計画課】

- ・里山林の適正な管理と山村活性化を図るため、平成 27 年 3 月に（公社）静岡県緑化推進協会と共催で、「里山サミット」を開催し、約 100 人が参加。
- ・森づくり団体間の連携を図るため、39 の森づくり団体の活動を紹介する「未来へつなげる里山づくり活動事例集」を平成 27 年 3 月に発行。

【環境ふれあい課】

エ 都市と農山漁村との交流促進

- ・第 4 章第 3 節(2)アに掲載【観光政策課、観光振興課】

オ 中山間地域での耕作放棄地の発生予防

- ・中山間地域等直接支払制度の周知や農業者等への働きかけの実施。
- ・平成 26 年度には、18 市町、3,440ha の農用地に対し、約 3 億 2,800 万円の交付金を支出。
- ・平成 25 年度比で、協定締結面積が 8ha 減少。
- ・交付金の 71%は農業活動の継続に向けた農地の法面管理や農道整備、周辺隣地の下草刈り等の共同の取組活動に充てん。(表IV-4-(1)-1)

(表IV-4-(1)-1) 中山間地域等直接支払制度実施状況

項目 \ 年度	平成 25 年度実績 (18 市町)	平成 26 年度実績 (18 市町)
協定締結面積	3,448ha	3,440ha
交付総額	約 3 億 2,900 万円	約 3 億 2,800 万円

【農山村共生課】

カ 耕作放棄地等の再生利用支援

- ・34市町に耕作放棄地対策協議会を設置し、国・市町と協調して農業者等が行う再生利用の取組等を支援した結果、平成26年度までに2,613haの耕作放棄地を再生。

【農業振興課】

キ 藻場・干潟等の保全活動への取組支援

- ・第 2 章第 4 節(1)エに掲載【水産振興課】

(2) 環境保全型農業の促進

《現状》

- ・環境問題に対する県民の関心が高まる中、農業においても環境と調和した持続可能な農業生産の取組を実施。

【農山村共生課】

《課題》

- ・農薬・化学肥料等の削減や有機物を利用した土づくり等を実践・普及することにより、地域・作物に応じた環境保全型農業の一層の展開を図る必要。
- ・生産者の高齢化や茶価の低迷など農家の経営環境が厳しい中で、特に、担い手層を中心とした農業者への環境保全型農業の必要性の PR や、環境保全型農業を実践するための技術の普及や開発を進めることが必要。
- ・環境保全型農業の制度や取組が、消費者が求める安心・安全な農作物の生物・供給に必要な生産手段であるという社会全体の認識と理解が必要。

【農山村共生課】

《施策の展開》

ア エコファーマーの育成等

- ・環境にやさしい持続可能な農業生産を進めるため、有機農業者や農協の部会などに持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号。以下、「持続農業法」)に基づくエコファーマー認証の取得を推進。
- ・認定期間終了者の再認定が進まず、平成26年度は116件減少し、2,482件、面積は122ha減少し、2,853ha。(表IV-4-(2)-1)

【農山村共生課】

(表IV-4-(2)-1) エコファーマーの認定状況(平成27年3月末現在) (単位: ha、件)

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
取組面積	2,585	2,716	2,628	2,980	2,942	2,975	2,853
認定件数	2,284	2,119	2,292	2,637	2,609	2,598	2,482

イ 有機農業の推進

- ・「静岡県有機農業推進計画」に基づき、有機農業の推進を図るとともに、シンポジウムの開催や有機農業者の紹介パンフレットを作成。
- ・環境保全型農業直接支払事業では、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動(151件、264ha)に対し助成を行うなど、有機農業者等を支援。

【農山村共生課】

ウ 総合的病害虫・雑草管理の普及

- ・安全で消費者に信頼される農産物を安定生産するため、IPM(総合的病害虫・雑草管理)を推進。
- ・IPMの普及を図るため、平成26年度は6地区(延べ11地区)でIPM実践モデル事業を実施。
- ・指導者を養成するため研修会を3回開催。

【農山村共生課】

エ 県内生産農畜産物等の安全確保

- ・食品の安全性を確保し、県民の食に対する信頼確保を図るため、「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に基づき、県内産の農畜産物等について残留農薬の検査を実施。
- ・原子力災害対策本部の対応指針に基づいて策定した「静岡県農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づいて放射性物質の検査を実施。
- ・残留農薬については、平成26年度(H26.7~H27.2)は38検体の県内農畜産物について検査を実施し、2検体から微量の農薬が検出されたものの、残留基準値超過検体はなし。平成27年度計画は45検体、約150種類の農薬。
- ・放射性物質については、平成26年度は118検体の検査を実施し、野生きのこ5検体から基準値を超過する放射性物質を検出したため、平成25年度までに出荷自粛を要請した市町に加え、新たに1市に出荷自粛を要請。平成27年度計画は115検体。(表IV-4-(2)-2、表IV-4-(2)-3)

【衛生課】

(表Ⅳ-4-(2)-2) 県内産農畜産物等における
平成26年度検査状況及び平成27年度計画

検査項目	平成26年度 実績	平成27年度 計画
残留農薬	38	45
放射性物質	118	115

(表Ⅳ-4-(2)-3) 平成26年度残留農薬の検出状況

検査対象物	農薬検出検体数	基準値超過検体数
ほうれんそう、 茶、いちご等	2	0

オ 地産地消の推進

(ア) 旬の県産食材の情報発信強化

- ・「ふじのくに地産地消週間（毎月19日～23日）」を中心に、シンボルマーク等の活用を通じて民間が行う地産地消の取組を支援。
- ・2月と8月を地産地消強化月間として量販店等での地産地消フェアの開催を促進（平成26年度 延べ526店舗参加）。
- ・広く消費者へ県産食材の魅力を発信するメッセージャーを育成する取組を実施。



県産食材の魅力を発信
「ふじのくに農芸品フェア2015」

①県内野菜ソムリエによる、旬の野菜レシピ考案とリーフレットの作成配布、ふじのくに農芸品フェア2015での県産野菜の紹介と食べ方の提案（平成26年度）。

②小学4～6年生の児童と保護者を対象とした野菜、果樹、花きに関する体験講座の開催（平成26年度 参加者73名）。

【みかん園芸課】

(イ) 学校給食における県産農産物の利用拡大

- ・モデル地区を3カ所設け、地場産品を活用した給食を提供する取組を支援。
- ・水産加工品を利用した加工品の開発を行い、給食用メニューとしての提案。

【茶業農産課】

(3) 林業の持続的な発展

《現状》

- ・第3章第3節(1)に掲載 【森林計画課 林業振興課】

《課題》

- ・第3章第3節(1)に掲載 【森林計画課 林業振興課】

《施策の展開》

ア 森林認証制度の普及

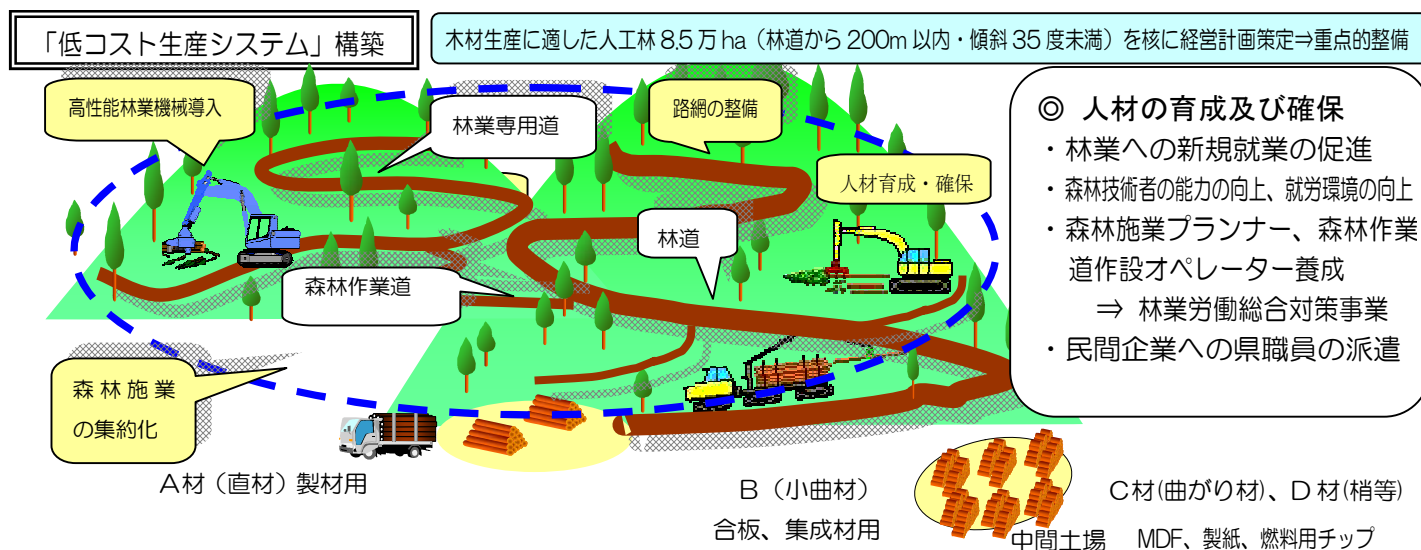
- ・森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林経営を推進するために、適切な管理が行われている森林を認証する森林認証制度を普及。
- ・県内では11団体の森林9,793haがSGEC認証を、2団体の森林44,833haがFSC認証を取得し、森林認証制度に基づく森林管理を実施。

【森林計画課】

イ 計画的・効率的な森林整備や木材生産の支援

- ・スギ・ヒノキなどの人工林の約9割が利用可能な状態になっていることから、その中でも林道から200m以内、傾斜35度未満の木材生産に適した人工林を核にして集約化を進める森林経営計画の策定を推進。
- ・この地域については、森林施業の集約化と併せて、今後は、利用間伐の拡大、林内作業道等の整備、高性能林業機械の導入等による低コスト生産システムの普及とこれらを総合的に取りまとめる人材の育成を重点的に支援。

【森林整備課】



ウ 高性能林業機械等の導入

- ・第3章第3節(1)イに掲載【林業振興課】

(4) 環境保全型漁業の普及

《現状》

- ・漁業は資源は、適切に管理することにより、再生産する特徴。
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく法的な規制による資源管理、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく漁獲可能量（TAC）制度による管理のほか、水産種苗を人工的に生産して海域に放流する栽培漁業を振興。

【水産資源課】

《課題》

- ・自然と共生した水産業振興のため、これらの施策を複合的に推進。
- ・より放流効果を高めるため、漁期の制限や小型魚の再放流など、漁業者による自主的な漁獲制限が必要。

【水産資源課】

《施策の展開》

ア 水産資源の適正管理

- ・漁獲可能量(TAC)制度に基づきマイワシ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、サンマ及びスルメイカの漁獲量を適正に管理。
- ・漁期の制限や小型魚の再放流など自主的な漁獲制限を促進し、水産資源を適正に管理。
- ・平成23年度から、「資源管理・収入安定対策」に基づく、漁業者による自主的な29件の資源管理計画を実施。

【水産資源課】

イ 水産資源の維持・増大

- ・水産資源の維持・増大を図る栽培漁業を推進するため、平成27年3月に「第7次静岡県栽培漁業基本計画」を策定。
- ・マダイやヒラメなどの種苗放流は、資源量を増加させる積極的な手法として有効で、県内に水揚げされるマダイの約3割、ヒラメでは約2割が放流魚。
- ・同計画に基づいて、放流後も適切な管理を行うことにより、水産資源の維持・増大、沿岸漁業を振興。

【水産資源課】

ウ 養殖業における環境負荷低減の促進

- ・海面養殖業においては、残餌や糞による環境汚染軽減のため、飼育密度や適正給餌について指導。
- ・魚類養殖が盛んな沼津地区では、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁場改善計画を定め、漁場を持続的利用。
- ・養殖業における、水産用医薬品の適正使用を指導。

【水産資源課】

第5節 良好な生活環境の確保

(1) 水・大気・土壌等の環境の保全

《現状》

(生活排水)

- ・炊事、洗濯、風呂など日常生活に伴って排出される生活排水は、河川や湖沼等の水質汚濁の主な原因であり、水質保全が求められている。
- ・生活排水対策には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等生活排水処理施設の整備が有効であるが、本県における汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は、平成26年度末において、全国36位となる77.8%にとどまっており、全国の89.5%を下回っている。（図IV-5-(1)-1）

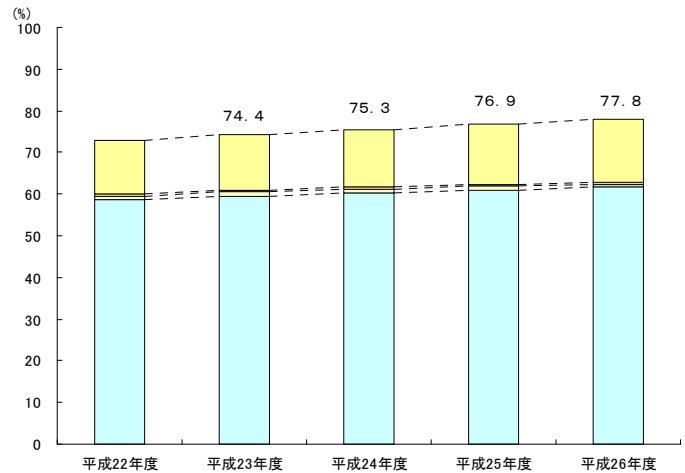
- ・下水道処理人口普及率（処理区域内人口／行政人口）についても、平成26年度末で61.6%と前年度に比較し0.6ポイント（処理人口で約1.2万人）増加したが、全国平均77.6%に比べ低水準。

【生活排水課】

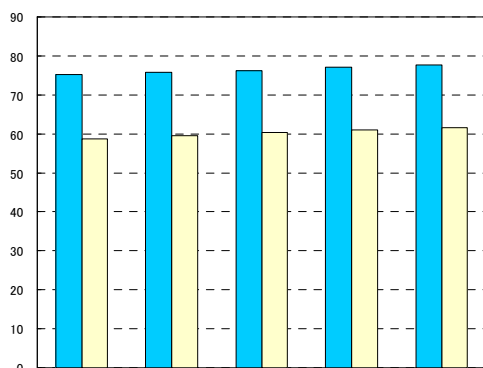
- ・生活排水処理施設が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要であることから、浄化槽法で義務付けられた維持管理を浄化槽管理者に周知。
- ・浄化槽の新規設置者を対象とする講習会やダイレクトメールの送付等により、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理を促進。（図IV-5-(1)-2、表IV-5-(1)-1）

【生活環境課】

（図IV-5-(1)-1）汚水処理人口普及率の推移



（図IV-5-(1)-2）下水道普及率の推移



	22	23	24	25	26
全国普及率(%)	75.1	75.8	76.3	77.0	77.6
県普及率(%)	58.7	59.6	60.3	61.0	61.6

（表IV-5-(1)-1）平成26年度立入指導等の実績

浄化槽立入指導	3,777 基
浄化槽保守点検業者立入指導	69 件
浄化槽関係講習会	63 回 受講者 3,302 人
法定検査実施件数	7 条検査 6,451 件 11 条検査 63,073 件
浄化槽協会衛生指導員による巡回指導	1,303 件

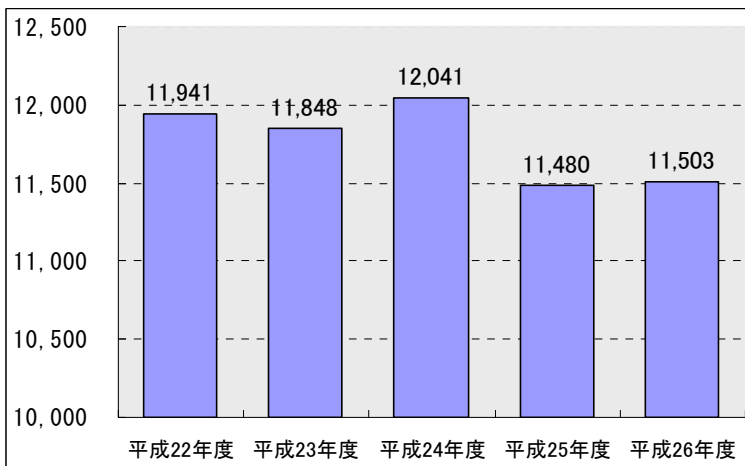
（注）県交通基盤部都市局生活排水課調べ

(産業排水)

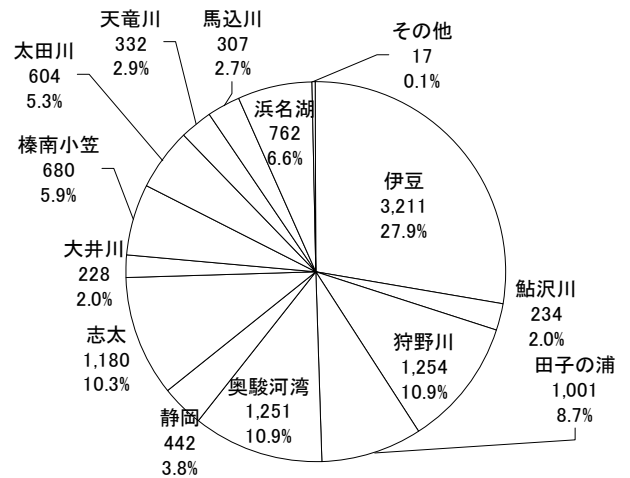
- ・国は、水質汚濁防止法に基づき、特定事業場（特定施設を設置する工場又は事業場）から河川、湖沼、沿岸海域などの公共用水域に排出される水に全国一律の排水基準を設定。
- ・県は、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により、地域の状況を踏まえ、水域、業種等ごとに上乘せ基準を設定。
- ・平成26年度における県内の水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は11,503。（図IV-5-(1)-3、図IV-5-(1)-4）

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の推移



(図IV-5-(1)-4) 平成26年度水域特定事業場数



- ・ゴルフ場の農薬は、平成26年度は、環境省から指針が示されている227農薬のうち44農薬について、20ゴルフ場を対象に調査を実施。
- ・平成2年度から毎年調査し、指針値を超過したゴルフ場はなし。

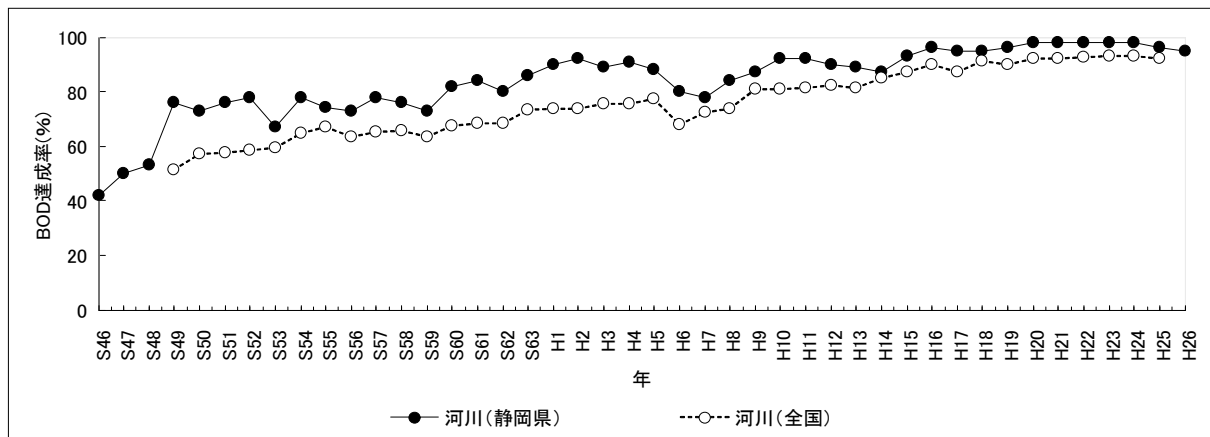
【生活環境課】

(環境水質)

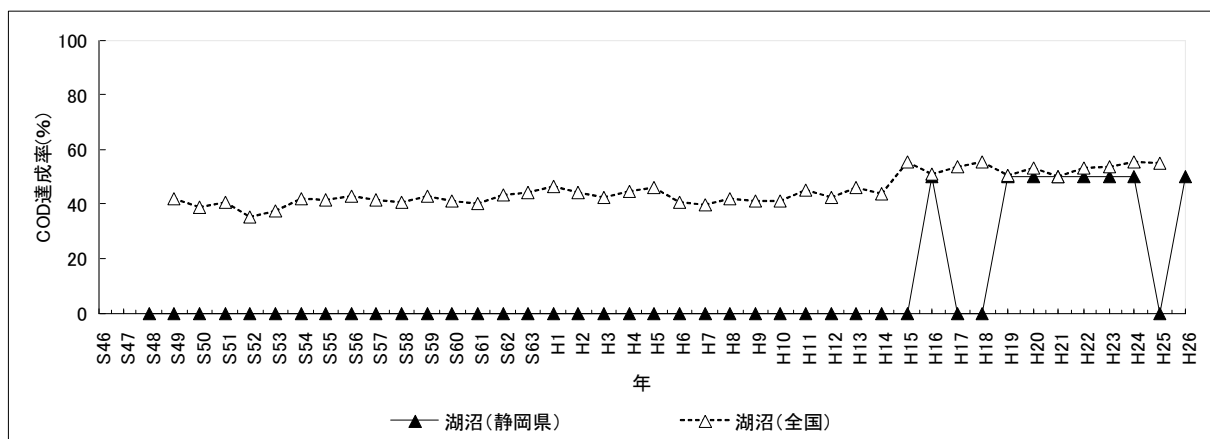
- ・公共用水域の環境基準は、平成27年3月現在、健康項目として27項目に対して設定し、生活環境項目として12項目に対して設定。
- ・県では、水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の常時監視を実施。
- ・平成26年度の健康項目は、河川、湖沼、海域を合わせて135地点で測定した結果、すべての測定地点の全項目で環境基準を達成。
- ・平成26年度の生活環境項目は、水質測定計画に定められている120地点（河川64地点、湖沼2地点、海域54地点）で測定した結果、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）は、河川95%、湖沼50%、海域87%で達成。（図IV-5-(1)-5～7）
- ・佐久間ダム貯水池の全リンの環境基準は達成。
- ・浜名湖における全窒素及び全リン（3水域）の環境基準は、全窒素、全リン共にすべての水域で達成。
- ・生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準の達成率は、河川については、平成20年度から平成24年度まで98%、平成25年度は96%、平成26年度は95%で推移。
- ・湖沼（2地点）の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、平成25年度は0%平成26年度は50%で推移。

- ・海域の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、平成23年度に降雨が増加した影響を受け、77%に低下、平成24年度から平成26年度まで87%で推移。【生活環境課】

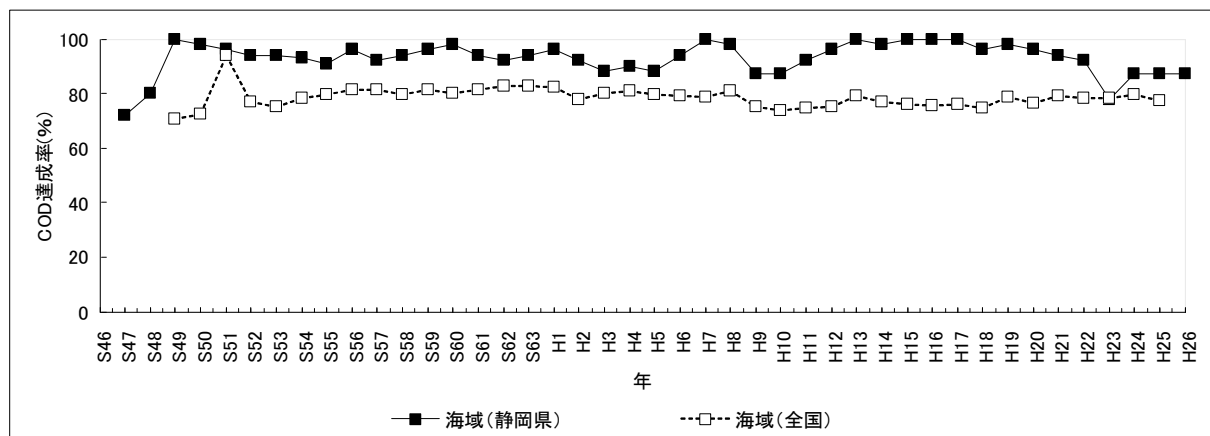
(図IV-5-(1)-5) 県内河川の水質環境基準達成率（BOD）の推移



(図IV-5-(1)-6) 県内湖沼の水質環境基準達成率（COD）の推移



(図IV-5-(1)-7) 県内海域の水質環境基準達成率（COD）の推移



(地下水)

- ・地下水の環境基準は、平成27年3月現在、28項目に対して設定。
- ・本県の平成26年度の環境モニタリングでは、調査した66地点のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で基準値を超過。
- ・汚染井戸について継続調査を実施している定点モニタリングは、33地区(115地点)のうち、18地区(27地点)で基準値を超過。（表IV-5-(1)-2）【生活環境課】

(土壌環境)

- ・近年、企業の工場跡地の再開発や土地売買に伴う自主的な汚染調査の実施等により、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化。
- ・土壌は、一度汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期化する特徴があるが、有害物質が移動しにくいので、人が有害物質を摂取する経路を適切に遮断することにより、健康被害を防止することが可能。
- ・土壌の環境基準は、平成 27 年 3 月現在、25 項目に対して設定。
- ・土壌汚染対策法に基づき、要措置区域に指定した土地は 4 箇所、形質変更時要届出区域に指定した土地は 26 箇所、それぞれ、そのうち 4 箇所、14 箇所指定を解除。
- ・自主的な調査が行われた事例は、土壌汚染対策法の適用を指導するほか、法に準じた措置対策や地下水汚染の有無の確認を実施。
- ・平成 26 年度末での、県内における土壌汚染の事例数は法対象外も含めて 163 件で、そのうち浄化対策が終了したものは 99 件。

(表Ⅳ-5-(1)-2) 地下水定点モニタリングにおける基準超過状況 (平成26年度)

定点 18 地区 (27 地点) の内訳	
項目	地点数
砒素	5
四塩化炭素	1
トリクロロエチレン	10
テトラクロロエチレン	6
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1
塩化ビニルモノマー	1
1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン	2
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	1
計	27

【生活環境課】

(工場・事業場からの大気汚染)

- ・ばい煙 (硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等)、粉じん、揮発性有機化合物を多量に排出する施設 (機器、装置等) のうち、大気汚染防止法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例で規定している施設を設置するときは事前に届出。
 - ・平成26年度末現在、ばい煙発生施設の大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数 (施設数) は 2,532 (7,466)、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数 (施設数) は108 (563)。
- (表Ⅳ-5-(1)-3、表Ⅳ-5-(1)-4) 【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-3) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

施設名	施設数		施設名	施設数	
	25年度	26年度		25年度	26年度
1 ボイラー	5,011	5,083	18 活性炭製造反応炉	0	0
2 ガス発生炉等	3	3	19 塩素反応施設等	45	46
3 金属焙焼炉等 (除 14 該当)	12	12	20 アルミニウム精錬用電解炉	82	0
4 溶鋇炉等	0	0	21 肥料製造用反応施設等	3	1
5 金属溶解炉	180	179	22 ふっ素製造用施設	0	0
6 金属加熱炉	235	234	23 トリポリリン酸反応施設	0	0
7 石油加熱炉	2	2	24 鉛の第二次精錬用溶解炉等	3	3
8 触媒再生塔等	0	0	25 鉛蓄電池製造用溶解炉	7	7
8-2 燃焼炉等	0	0	26 鉛系顔料溶解炉等	0	0
9 窯業用焼成炉等	43	42	27 硝酸製造用吸収施設等	2	2
10 無機化学用反応炉等	21	14	28 コークス炉	0	0
11 乾燥炉	187	188	29 ガスタービン	261	269
12 電気炉	2	0	30 ディーゼル機関	1,070	1,091
13 廃棄物焼却炉	233	221	31 ガス機関	71	69
14 銅等の焙焼炉等	0	0	32 ガソリン機関	0	0
15 カドミウム用乾燥施設	0	0		不明	1
16 塩素急速冷却施設	0	0		施設数計	7,474
17 塩化第二鉄製造用溶解槽	0	0		工場・事業場数	2,548
					7,466
					2,532

(表Ⅳ-5-(1)-4) 生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		25年度	26年度			25年度	26年度
1	パルプ・紙の製造に係る硫黄燃焼施設	0	0	5	食料品製造用湯煮施設	0	0
2	アルミニウムの溶解炉及び溶融メッキ施設	530	537	6	漂白施設	0	0
3	鉛の溶融メッキ・溶射施設	13	9	施設数計		560	563
4	ふっ素反応施設	17	17	工場・事業場数		114	108

・平成26年度末現在、一般粉じん発生施設の大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数（施設数）は261(1,038)、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数（施設数）は3,311(8,662)。（表Ⅳ-5-(1)-5、表Ⅳ-5-(1)-6）

(表Ⅳ-5-(1)-5) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		25年度	26年度			25年度	26年度
1	コークス炉	1	1	4	破碎機等	176	183
2	堆積場	256	262	5	ふるい	78	82
3	コンベア等	493	510	施設数計		1,004	1,038
				工場・事業場数		247	261

(表Ⅳ-5-(1)-6) 生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設

施設名		施設数		施設名		施設数	
		25年度	26年度			25年度	26年度
1	破碎機等	240	243	8	打綿機	484	484
2	ふるい	87	88	9	乾式研磨機	535	532
3	木材チップ堆積場	40	41	10	木材加工用丸のこ盤等	4,210	4,211
4	コンベア等	183	185	11	吹付塗装施設	2,753	2,759
5	木材チップ風送施設	38	38	12	別珍コール天仕上施設	30	30
6	穀物用製粉機	65	65	施設数計		8,671	8,662
7	石灰製品化施設	6	6	工場・事業場数		3,482	3,311

・平成18年4月1日から規制が開始された揮発性有機化合物排出施設は、平成26年度末で届出工場・事業場数（施設数）が60(204)。（表Ⅳ-5-(1)-7）

【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-7) 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設

施設名		施設数	
		25年度	26年度
1	化学製品製造用に供する乾燥施設	24	25
2	塗装施設（吹付塗装）	29	30
3	塗装用の乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装を除く）	44	41
4	印刷回路用銅張積層版、粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	73	73
5	接着の用に供する乾燥施設	7	8
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷）	6	6
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷）	12	12
8	工業の用に供するVOCによる洗浄施設	1	1
9	貯蔵タンク	8	8
施設数計		204	204
工場・事業場数		63	60

(アスベスト（特定粉じん）)

・アスベストは、断熱性、耐薬品性、電気絶縁性等優れた特性から建材、シール材、ブレーキ材等様々なものに昭和35年以降大量に使用されてきたが、製造工場等から大気環境中に飛散したアスベストを吸い込んだことが原因と見られる中皮腫などの被害が工場周辺の住民等から報告。

- ・ 県内の特定粉じん発生施設（解綿用機械、切断機械等）については、すべての廃止を平成18年に確認。
- ・ 現在吹付けアスベスト等を使用する建物の解体・改修作業については、大気汚染防止法に基づき届出及び作業基準が遵守義務。
- ・ 平成26年度の大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業届出件数は75件（25年度：63件）。

【生活環境課】

（環境大気）

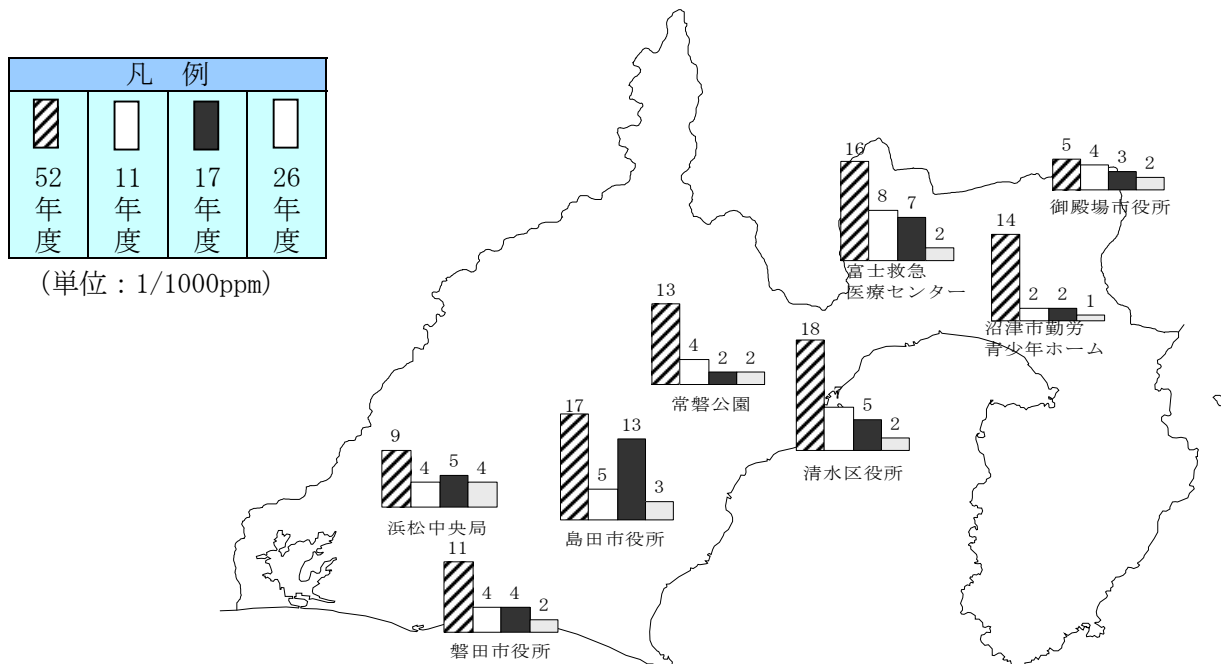
- ・ 平成26年度末現在、県内に設置されている一般環境大気測定局58局、自動車排出ガス測定局10局の合計68測定局で大気汚染の常時監視を実施。
- ・ 一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成。微小粒子状物質については18測定局で、また、光化学オキシダントについては依然としてすべての測定局で環境基準を未達成。（表IV-5-(1)-8）
- ・ 自動車排出ガス測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質について、すべての測定局で環境基準を達成。微小粒子状物質については2測定局で環境基準を未達成。

（表IV-5-(1)-8） 大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局	
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	有効測定局数	34	33	1	1
	達成局数	34	33	1	1
	達成率 (%)	100	100	100	100
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	有効測定局数	49	48	9	9
	達成局数	49	48	9	9
	達成率 (%)	100	100	100	100
一 酸 化 炭 素 (CO)	有効測定局数	3	3	9	9
	達成局数	3	3	9	9
	達成率 (%)	100	100	100	100
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	有効測定局数	44	43	9	9
	達成局数	44	43	9	9
	達成率 (%)	100	100	100	100
微 小 粒 子 状 物 質 (PM _{2.5})	有効測定局数	14	20	4	4
	達成局数	5	2	2	2
	達成率 (%)	36	10	50	50
光化学オキシダント (O _x)	有効測定局数	44	43		
	達成局数	0	0		
	達成率 (%)	0	0		

- ・ 二酸化硫黄 (SO₂) は、一般環境大気測定局34局（有効測定局33局）、自動車排出ガス測定局1局（有効測定局1局）で測定の結果、すべての測定局で環境基準を達成。（図IV-5-(1)-8）

(図IV-5-(1)-8) 主要測定局における二酸化硫黄の年平均値の推移



- ・二酸化窒素 (NO₂) については、一般環境大気測定局49局 (有効測定局48局) では、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局はなく、すべての測定局において環境基準を達成。自動車排出ガス測定局10局 (有効測定局9局) においても、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた測定局はなく、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の測定局が3局あったが、すべての測定局において環境基準を達成。(表IV-5-(1)-9)
- ・静岡地域 (静岡市 (旧静岡市の一部))、清水地域 (静岡市 (旧清水市、旧由比町)) 及び富士地域 (富士市 (旧富士市、旧富士川町)、富士宮市 (旧富士宮市、旧芝川町)、静岡市 (旧蒲原町)) を濃度の上位3局の二酸化窒素 (NO₂) の平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの間にある地域として指定。(表IV-5-(1)-10)

(表IV-5-(1)-9) 平成26年度二酸化窒素の日平均値の98%値がゾーン内の測定局

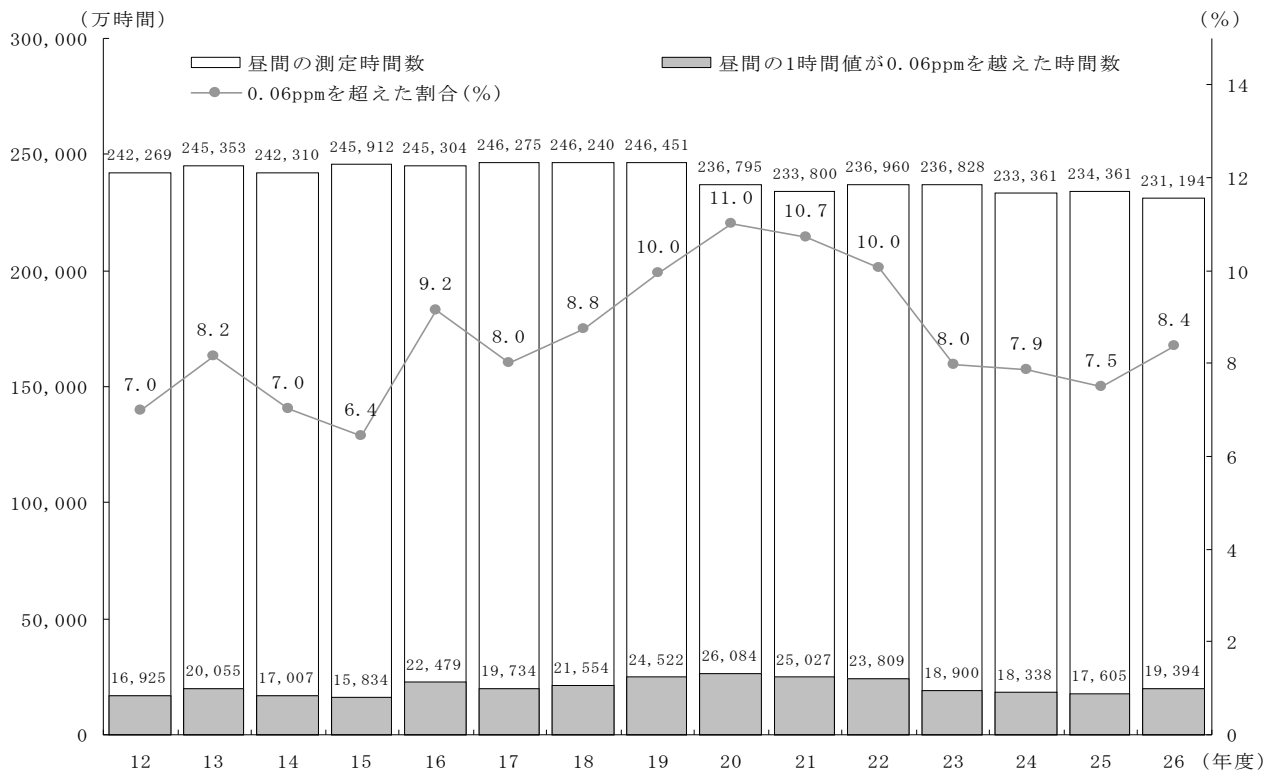
市町名		測定局	用途地域	日平均値の年間98%値 (ppm)
自排局	富士市	自排宮島	住	0.042
		自排塔の木	住	0.040
	静岡市 (清水区)	自排神明	準	0.041

(表IV-5-(1)-10) 二酸化窒素に係る各地域における環境基準との対比

地域名	昭和54年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	0.04 ppm 未満	0.04 ppm ~ 0.06 ppm	0.06 ppm を超える	0.04 ppm 未満	0.04 ppm ~ 0.06 ppm	0.06 ppm を超える	0.04 ppm 未満	0.04 ppm ~ 0.06 ppm	0.06 ppm を超える	0.04 ppm 未満	0.04 ppm ~ 0.06 ppm	0.06 ppm を超える
静岡	8	1	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0
清水	8	2	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0
富士	12	5	0	13	0	0	13	0	0	13	0	0

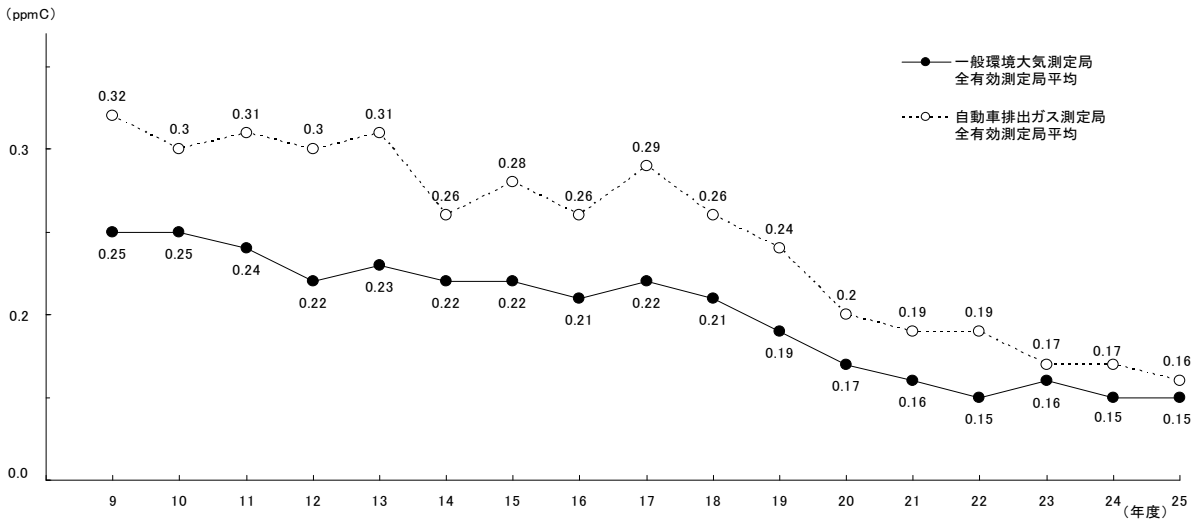
- ・一酸化炭素 (CO) は、一般環境大気測定局 4 局 (有効測定局 3 局)、自動車排出ガス測定局 9 局 (有効測定局 9 局) で測定の結果、すべての有効測定局で環境基準を達成。
- ・浮遊粒子状物質 (SPM) は、一般環境大気測定局 45 局 (有効測定局 43 局)、自動車排出ガス測定局 10 局 (有効測定局 9 局) で測定の結果、すべての有効測定局で環境基準を達成。
- ・光化学オキシダント (O_3) は、一般環境大気測定局 44 局 (有効測定局 43 局) で測定の結果、依然としてすべての局で環境基準を未達成。(図IV-5-(1)-9)

(図IV-5-(1)-9) 光化学オキシダントの昼間1時間値が0.06ppmを超えた時間数の経年変化

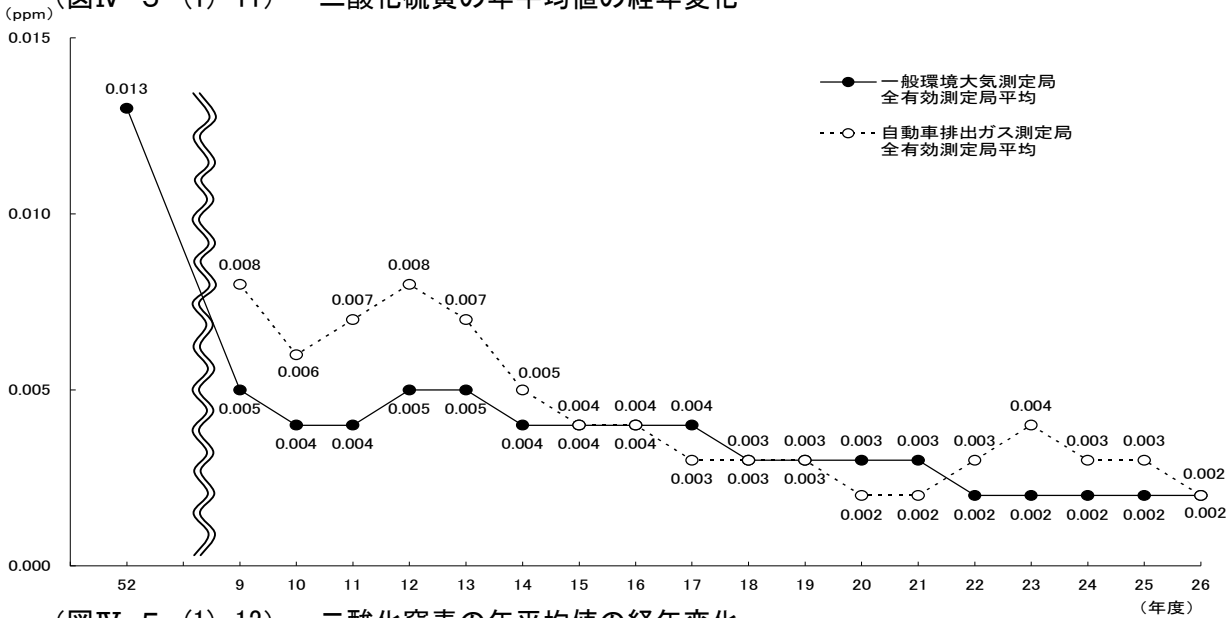


- ・微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、平成21年9月9日に新たに環境基準を設定。平成26年度末現在、一般環境大気測定局21局、自動車排出ガス測定局6局に自動測定器を設置。平成26年度の測定結果は、一般環境大気測定局で18局、自動車排出ガス測定局で2局が環境基準を未達成。
- ・非メタン炭化水素は、一般環境大気測定局14局 (有効測定局13局) 及び自動車排出ガス測定局9局 (有効測定局9局) で測定の結果、一般環境測定局9局、自動車排出ガス測定局7局で、国が示した指針値 (光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値0.20ppmC~0.31ppmC) を超過。
- ・有害大気汚染物質の環境モニタリングを実施した結果、環境基準の定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては一般環境測定10地点及び沿道測定3地点のすべてで環境基準を達成。
- ・自動車単体の大気汚染物質の排出量は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の逐次強化に伴い、大幅に削減。自動車排出ガス測定局の主な大気汚染物質の年平均値の経年変化は、近年減少・横ばい傾向。(図IV-5-(1)-10~14)

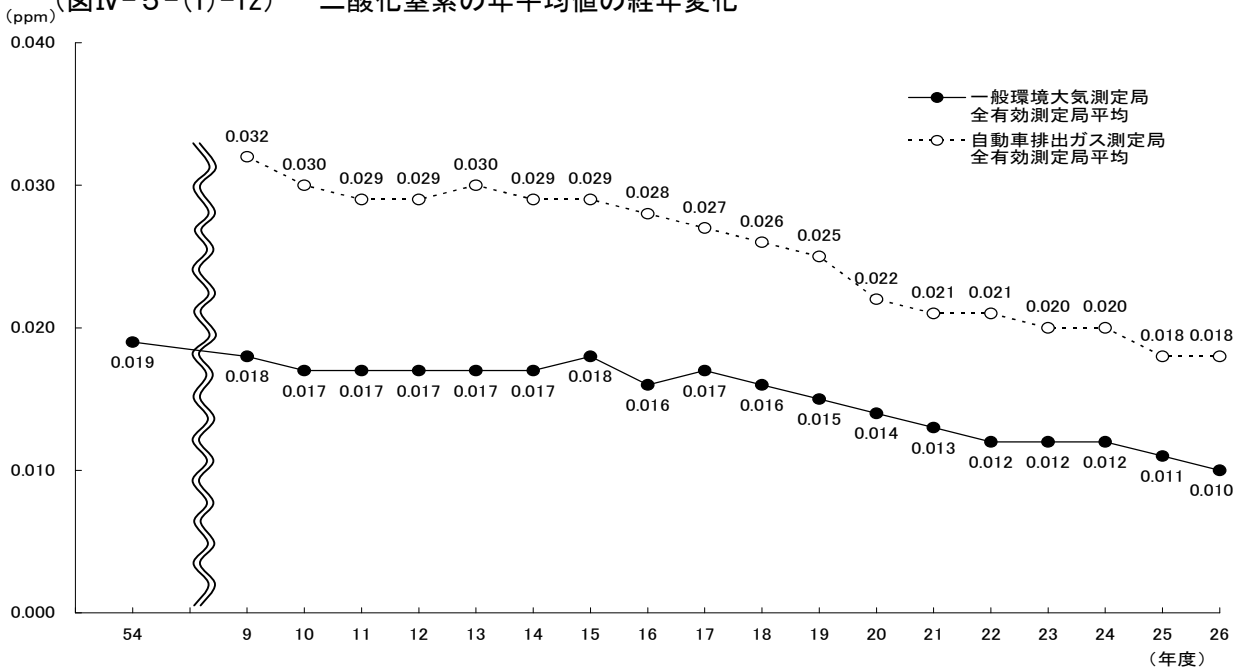
(図IV-5-(1)-10) 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化



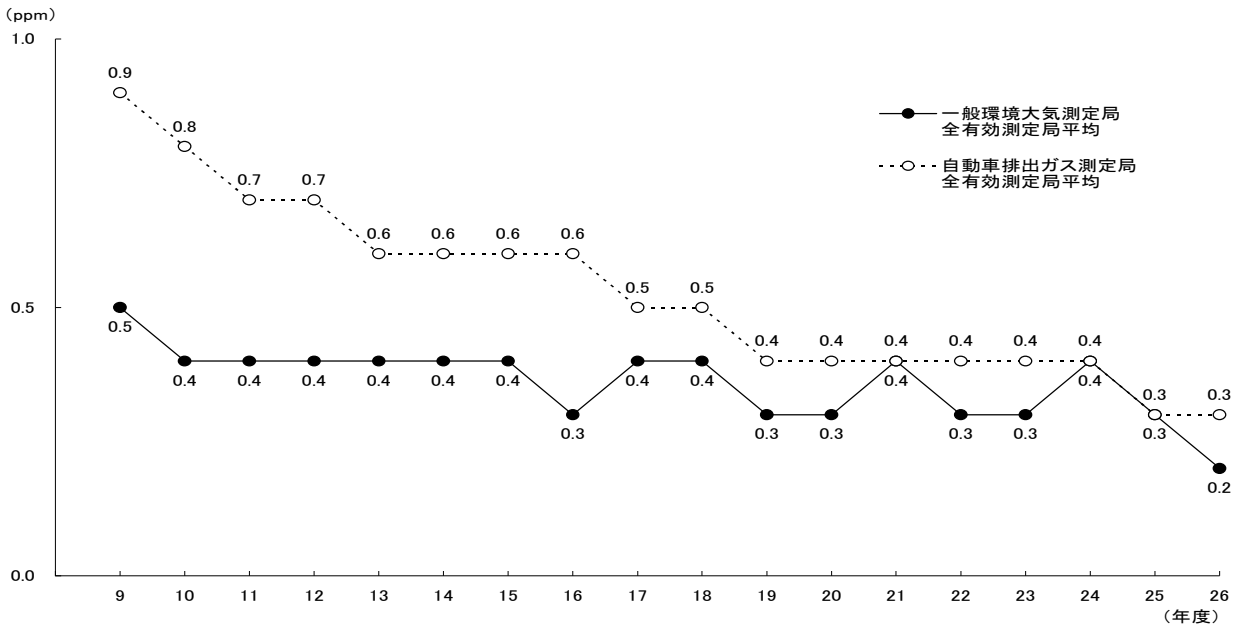
(図IV-5-(1)-11) 二酸化硫黄の年平均値の経年変化



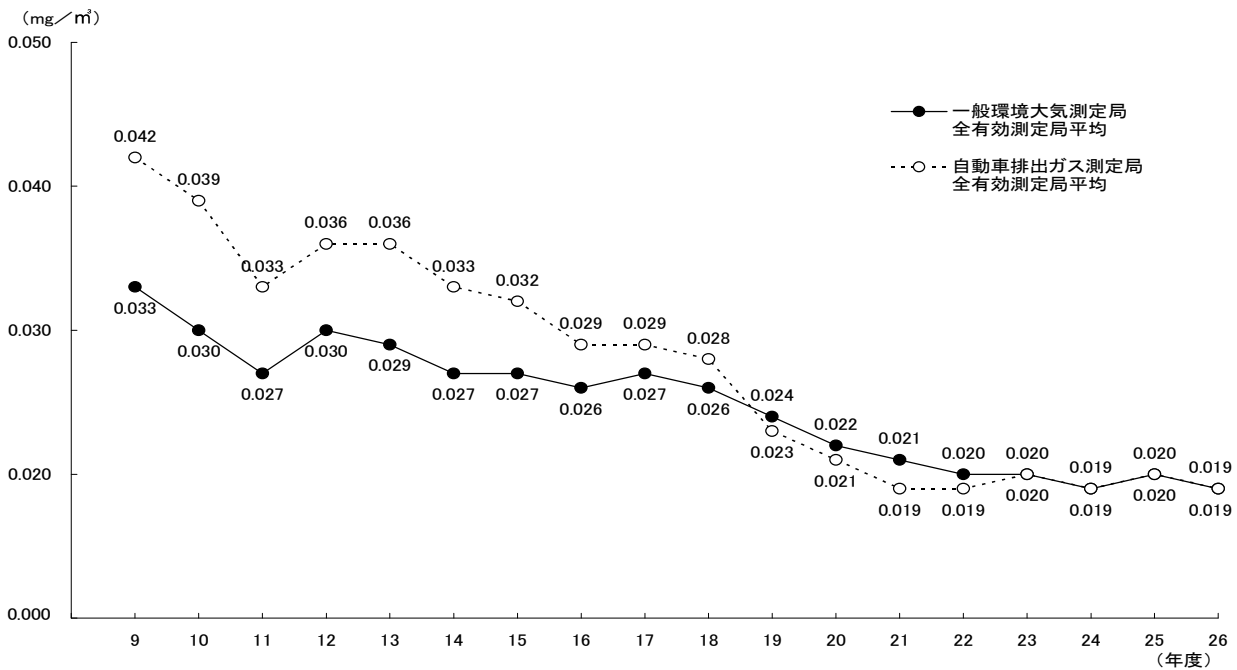
(図IV-5-(1)-12) 二酸化窒素の年平均値の経年変化



(図IV-5-(1)-13) 一酸化炭素の年平均値の経年変化



(図IV-5-(1)-14) 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化



・平成25年度末現在、県内での低公害車普及台数は、低排出ガスガソリン車を中心に447,470台にのぼり、全自動車保有台数（大型特殊自動車等は除く）に占める割合は27.5%（全国平均25.7%）。（表IV-5-(1)-11） 【生活環境課】

(表IV-5-(1)-11) 静岡県の低公害車普及台数（平成25年度末）

車種	電気	FCV	CNG (H21NOx 10%低減)	PHV	クリーンディーゼル 乗用	ガソリン 低公害車	ディーゼル 低公害車	合計
台数	1,849	0	121	883	6,171	424,473	13,973	447,470

(注1) 国土交通省調べ

(注2) ガソリン低公害車とは、平成17年排ガス規制75%低減であって平成27年燃費基準達成又は平成17年排ガス規制50%低減であって平成27年度燃費基準+5%以上達成率車をいう。

(注3) ディーゼル低公害車とは、平成21年排ガス規制NOx・PM10%低減であって平成27年度燃費基準達成又は平成21年排ガス規制であって平成27年度燃費基準+5%以上達成率車をいう。

(騒音・振動)

- ・著しい騒音（振動）を発生する施設のうち、騒音規制法（振動規制法）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により規定されている特定施設を設置するときには、事前に届出。
- ・平成26年度末における著しい騒音を発生する施設（特定施設）数は合わせて254,559施設、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）は合わせて38,716施設。（表Ⅳ-5-(1)-12）
- ・平成26年度末における著しい振動を発生する施設（特定施設）数は86,641施設、特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）は12,560施設。（表Ⅳ-5-(1)-13）

(表Ⅳ-5-(1)-12「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況
(平成26年度末)

特定施設の種類	特定工場等数				特定施設数			
	騒音規制法	生活環境保全条例	計	構成比(%)	騒音規制法	生活環境保全条例	計	構成比(%)
金属加工機械	3,799	7,387	11,186	28.9	24,106	51,917	76,023	29.9
空気圧縮機等	5,045	2,865	7,910	20.4	29,720	22,797	52,517	20.6
土石用破砕機等	262	81	343	0.9	831	308	1,139	0.4
織機	1,402	469	1,871	4.8	21,257	24,913	46,170	18.1
建設用資材製造機械	165	64	229	0.6	259	132	391	0.2
穀物用製粉機	18	34	52	0.1	140	38	178	0.1
木材加工機械	2,783	3,308	6,091	15.7	7,576	9,746	17,322	6.8
抄紙機	112	119	231	0.6	398	603	1,001	0.4
印刷機械	781	67	848	2.2	2,928	361	3,289	1.3
合成樹脂用射出成形機	549	137	686	1.8	6,020	1,972	7,992	3.1
鋳造型機	115	73	188	0.5	461	326	787	0.3
クーリングタワー	-	1,264	1,264	3.3	-	4,177	4,177	1.6
集じん機	-	890	890	2.3	-	4,893	4,893	1.9
冷凍機	-	6,927	6,927	17.9	-	38,680	38,680	15.2
県計	15,031	23,685	38,716	-	93,696	160,863	254,559	-
前年度比	101.0	101.7	101.4	-	98.5	101.5	100.4	-
(参考)平成25年度末	14,878	23,297	38,175	-	95,161	158,474	253,635	-

(注) 県生活環境課調べ
クーリングタワー、集じん機、冷凍機については、騒音規制法の規制対象外

(表Ⅳ-5-(1)-13) 「振動規制法」及び「生活環境保全条例」に基づく特定工場等及び特定施設の設置状況(平成26年末)

特定施設の種類	特定工場等数				特定施設数			
	振動規制法	生活環境保全条例	計	構成比(%)	振動規制法	生活環境保全条例	計	構成比(%)
金属加工機械	3,127	666	3,793	30.2	19,071	6,880	25,951	30.0
圧縮機	3,699	1,455	5,154	41.0	15,532	9,855	25,387	29.3
破砕機等	261	82	343	2.7	829	286	1,115	1.3
織機	1,321	89	1,410	11.2	20,263	1,844	22,107	25.5
コンクリートブロックマシン等	45	11	56	0.4	123	28	151	0.2
木材加工機械	227	60	287	2.3	354	189	543	0.6
印刷機械	375	51	426	3.4	2,271	199	2,470	2.9
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機械	54	24	78	0.6	201	126	327	0.4
合成樹脂用射出成形機	688	178	866	6.9	5,959	2,161	8,120	9.4
鋳造型機	130	17	147	1.2	429	41	470	0.5
県計	9,927	2,633	12,560	-	65,032	21,609	86,641	-
前年度比	107.7	105.1	107.1	-	107.8	101.4	106.2	-
(参考)平成25年度末	9,218	2,506	11,724	-	60,302	21,312	81,614	-

(注) 県生活環境課調べ
・建設作業のうち著しい騒音（振動）を発生する作業について、特定建設作業として騒音規制法（振動規制法）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により事前に届出。

・平成 26 年度中の届出件数は、騒音が 2,139 件、振動が 1,204 件。(表IV-5-(1)-14、表IV-5-(1)-15)

(表IV-5-(1)-14) 平成 26 年度騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定建設作業の届出状況

作業の種類	騒音規制法	生活環境保全条例	合計
くい打機等を使用する作業	167	37	204
びょう打機を使用する作業	0	0	0
さく岩機を使用する作業	910	79	989
圧縮機を使用する作業	159	24	183
コンクリートプラント機等を設けて行う作業	8	3	11
バックホウを使用する作業	583	82	665
トラクターショベルを使用する作業	11	6	17
ブルドーザーを使用する作業	50	20	70
合計	1,888	251	2,139
前年度比 (%)	89.6	128.1	92.9
(参考) 平成 25 年度末	2,106	196	2,302

(注) 県生活環境課調べ

(表IV-5-(1)-15) 平成 26 年度振動規制法及び生活環境保全条例に基づく特定建設作業の届出状況

作業の種類	振動規制法	生活環境保全条例	合計
くい打機等を使用する作業	155	38	193
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	7	1	8
ブレイカーを使用する作業	919	84	1,003
合計	1,081	123	1,204
前年度比 (%)	92.0	109.8	93.6
(参考) 平成 25 年度末	1,175	112	1,287

(注) 県生活環境課調べ

・自動車騒音は、全市で騒音規制法に基づく常時監視を実施。平成 26 年度の面的評価の結果、217,414 戸中 206,432 戸 (適合率 94.9%) で環境基準を達成。(表IV-5-(1)-16)

・騒音規制法において自動車騒音の限度として定められた「要請限度」の平成 26 年度の超過状況は、83 地点測定した内、全時間帯において 2 地点 (2.4%) が超過。(表IV-5-(1)-17)

(表IV-5-(1)-16) 平成 26 年度自動車騒音の環境基準達成状況

評価総 区間延長 (km)	対象戸数 (戸)	達成状況(戸)				達成状況 (%)			
		昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
1,927.4	217,414	206,432	3,245	626	7,111	94.9	1.5	0.3	3.3

(注) 県生活環境課調べ。

(表IV-5-(1)-17) 平成 26 年度自動車騒音に係る要請限度の超過状況

区分	測定数	昼間(6~22時)		夜間(22~6時)		全時間帯	
		超過数	超過率(%)	超過数	超過率(%)	超過数	超過率(%)
区域別	区域 1	3	0	0	0	0	0
	区域 2	15	0	0	0	0	0
	区域 3	65	0	0	0	2	3.1
	合計	83	0	0	0	2	2.4
※道路別	東名高速道路	20	0	0	0	0	0
	一般国道	41	0	0	0	1	2.4
	一般県道	15	0	0	0	0	0
	市町道	7	0	0	0	1	14.3
	合計	83	0	0	0	2	2.4

(注) 県生活環境課調べ

※ 要請限度は、実際には、連続する 7 日間のうち 3 日間の測定が必要です。

- ・新幹線鉄道騒音は、軌道中心から 25m の地点では 27 測点中 11 測点、50m の地点では 26 測点中 18 測点で環境基準を達成。(表IV-5-(1)-18)

(表IV-5-(1)-18) 平成 26 年度新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況

地域の類型 (環境基準)	地域の区分	軌道中心からの距離別達成状況					
		12.5 m		25 m		50 m	
		達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)
類型 I (70 デシベル)	住居系地域	0 (1)	0	8 (24)	33.3	15 (23)	65.2
類型 II (75 デシベル)	商工業系地域	-	-	3 (3)	100	3 (3)	100
合 計		0 (1)	0	11 (27)	40.7	18 (26)	69.2

(注) 静岡県、静岡市、浜松市、富士市調べ。

- ・新幹線鉄道に係る振動は、すべての地点で指針値を達成。(表IV-5-(1)-19)

(表IV-5-(1)-19) 平成 26 年度新幹線鉄道振動に係る指針値達成状況

地域の類型 (環境基準)	地域の区分	軌道中心からの距離別達成状況					
		12.5 m		25 m		50 m	
		達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)	達成数 (測点数)	達成率 (%)
類型 I (70 デシベル)	住居系地域	1 (1)	100	11 (11)	100	8 (8)	100
類型 II (70 デシベル)	商工業系地域	-	-	1 (1)	100	1 (1)	100
合 計		1 (1)	100	12 (12)	100	9 (9)	100

(注) 静岡県、浜松市、富士市調べ。

- ・富士山静岡空港周辺の実態調査では、すべての地点で環境基準を達成。
- ・航空自衛隊浜松基地周辺の実態調査では、2 地点中 1 地点で環境基準を未達成。(表IV-5-(1)-20)

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-20) 平成 26 年度航空機騒音に係る環境基準達成状況

【富士山静岡空港周辺】

調査地点	環境基準の地域類型	基準値 (Lden)	測定値 (Lden)	達成状況
島田市湯日 (1)	II	62	42	達成
島田市湯日 (2)			46	達成
牧之原市坂口			37	達成
牧之原市坂部			48	達成
島田市切山			47	達成
吉田町神戸			48	達成

(注) 県生活環境課調べ。Lden は、平成 25 年度から施行された航空機騒音を評価するための指標で「時間帯補正等価騒音レベル」という。

【浜松基地周辺】

調査地点	環境基準の地域類型	基準値 (Lden)	測定値 (Lden)	達成状況
浜松市西区伊佐地町	II	62	60	達成
浜松市東区有玉西町			63	未達成

(注) 浜松市調べ

(悪臭)

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき悪臭苦情の特に発生しやすい施設を悪臭に係る特定施設として規定し、事前に届出。届出者は悪臭防止対策を実施。
- ・平成26年度末現在、924の工場・事業場において1,699の特定施設が届出。(表IV-5-(1)-21)

【生活環境課】

(表Ⅳ-5-(1)-21) 平成26年度生活環境保全条例に基づく悪臭に係る特定施設の設置状況

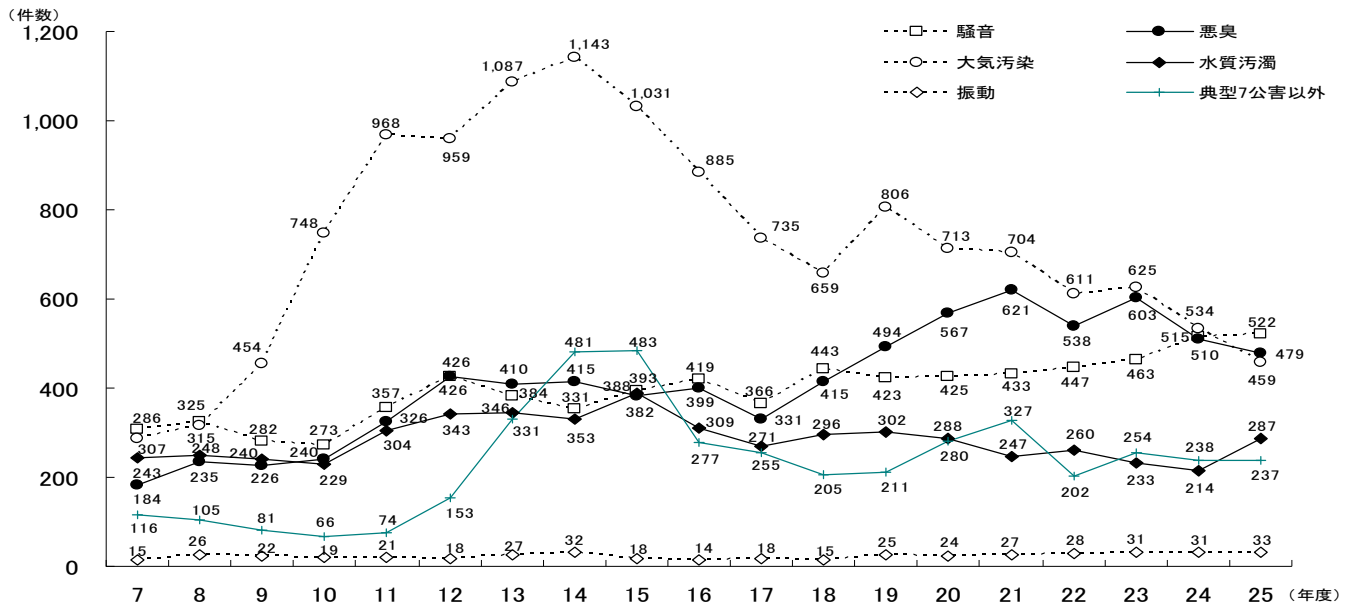
特定施設の種類		工場等数	施設数
1	セロファン製膜施設	0	0
2	アスファルト含浸紙又はコールタール含浸紙の製造の用に供する連続式含浸施設	4	5
3	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	33	73
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設	8	28
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	21	167
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設	5	27
7	木材チップの堆積場であって、面積が1,000㎡以上のもの	7	9
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設		
	(1) 蒸煮施設	8	13
	(2) 湯煮施設	2	3
	(3) 真空濃縮施設	4	11
	(4) 乾燥施設	103	167
9	鶏舎であって面積が400㎡以上のもの	319	488
	豚舎であって面積が150㎡以上のもの	408	698
10	サイズの製造の用に供する反応施設	2	10
計		924	1,699

(公害苦情・公害紛争処理)

- ・最近の公害苦情の状況は、感覚的・心理的な被害が多く、住居地域における野焼きや騒音等近隣型の苦情が大きな割合を占有。
- ・平成25年度に市町が受理した公害苦情件数は2,017件で、前年度に比べて26件（1.3%）減少。平成25年度の大気汚染に関する苦情については、最も多かった平成14年度と比べると半分以下に減少。（図Ⅳ-5-(1)-15）
- ・種類別にみると、騒音が522件（25.9%）、悪臭が479件（23.7%）、大気汚染が459件（22.8%）、水質汚濁が287件（14.2%）、振動が33件（1.6%）、土壌汚染が0件（0.0%）、地盤沈下0件（0.0%）、その他典型7公害以外が237件（11.8%）。（図Ⅳ-5-(1)-16）
- ・市町別にみると、市の苦情件数は1,962件で全体の97.3%を占め、そのうち浜松市、静岡市、磐田市、富士市及び沼津市の上位5市の合計は1,059件で全体の52.5%。なお、県内35市町のうち苦情の受理がなかったのは5町。（図Ⅳ-5-(1)-17）
- ・公害苦情の発生源としては、個人が666件（33.0%）と最も多く、次いで製造業が340件（16.9%）、建設業が251件（12.4%）、サービス業が121件（6.0%）。（図Ⅳ-5-(1)-18）

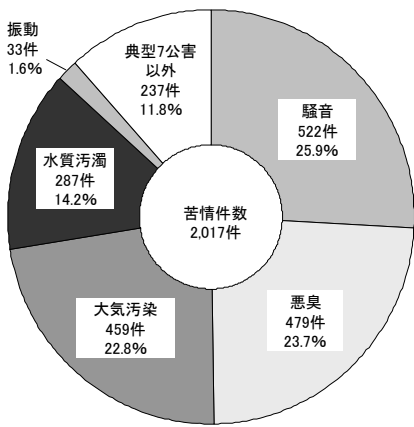
【生活環境課】

(図Ⅳ-5-(1)-15) 公害の種類別苦情処理件数の推移



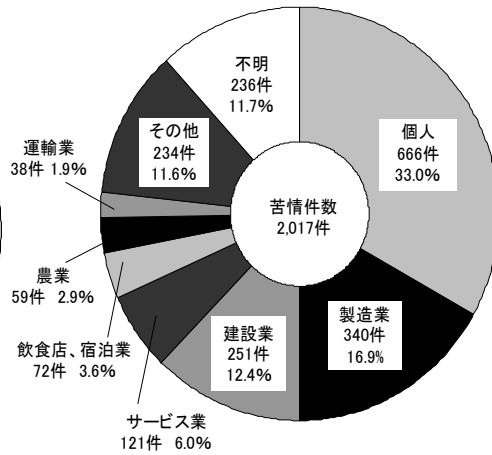
(図IV-5-(1)-16)

平成25年度公害の種類別の苦情件数



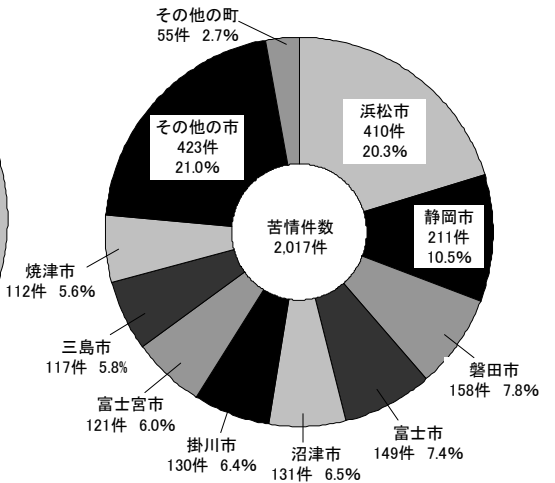
(図IV-5-(1)-17)

平成25年度公害の市町別の苦情件数



(図IV-5-(1)-18)

平成25年度公害の発生源別の苦情件数



《課題》

(生活排水)

- ・今後も、施設の整備を進めるとともに、整備済み区域については早期に接続して水質保全の効果を高めることが必要。【生活排水課】
- ・排水処理施設等の適正管理による排水基準の遵守が必要。
- ・排水の自主測定や工場、事業場からの漏えい事故の防止等自主的な取組を促進することが重要。

【生活環境課】

(環境水質)

- ・一般家庭から排出される生活排水の影響を受け水質の改善が見られない河川等もあるため、生活排水対策が極めて重要。
- ・県民の意識の向上、合併処理浄化槽や下水道の整備等の一層の推進が必要。
- ・特に、水質汚濁が進行しやすい閉鎖性の海域（浜名湖）や湖沼（佐鳴湖）については、生活排水対策、産業系排水対策、浄化対策など各種施策を総合的に推進することが必要。

【生活環境課】

(地下水)

- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は1地点で基準超過が判明。この原因は、肥料に由来する面的汚染であることが多く、早急な対策が必要。（表IV-5-(1)-2）

【生活環境課】

(土壌環境)

- ・土壌汚染対策は、法に基づき適切な対応を事業者等に指導しているが、自主調査により発見された土壌汚染についても法に準じた事業者の自主的な取組が必要。

【生活環境課】

(工場・事業場からの大気汚染)

- ・事業場からの汚染物質の排出は、大気汚染防止法や静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制されているため、排出基準の遵守状況を立入検査などにより確認するとともに、排出量の削減の指導が必要。
- ・一方、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどの大気汚染は、発生源から排出されるばかりでなく、二次的に生成されることなどその発生の機構が複雑であることから、事業者による窒素酸化物や非メタン炭化水素の削減など自主的な取組を促進することも重要。

【生活環境課】

(アスベスト（特定粉じん）)

- ・建築物の耐用年数などから、今後吹付け石綿が使用された建築物の解体が増加するため、アスベストが大気環境中へ飛散しないよう監視の強化が必要。
- ・アスベストの大気環境への飛散防止は、アスベスト排出作業の監視、住民・事業者に対するアスベストの取扱い関係法令等の周知、国や建設・厚生関係等他部局との連携が重要。

【生活環境課】

(環境大気)

- ・工場・事業場に対する規制・指導と併せて、自動車排出ガスによる汚染の低減や事業者の自主的管理による有害物質排出抑制などの取組が必要。
- ・交通流対策による交通混雑の緩和や大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の普及等、環境への負荷の軽減に向けた継続的な取組が必要。

【生活環境課】

(騒音・振動)

- ・公害苦情全体に占める騒音・振動苦情の割合は、騒音が25.9%、振動1.6%。騒音苦情に着目すると、その発生源のおおむね半数は建設業と製造業。(図IV-5-(1)-16、図IV-5-(1)-19)
- ・自動車、新幹線鉄道及び航空機の交通騒音については、維持することが望ましい基準である環境基準を達成していない地点があるため、発生源ごとの実情を踏まえ、それぞれ適切な対策を講じる取組が必要。

【生活環境課】

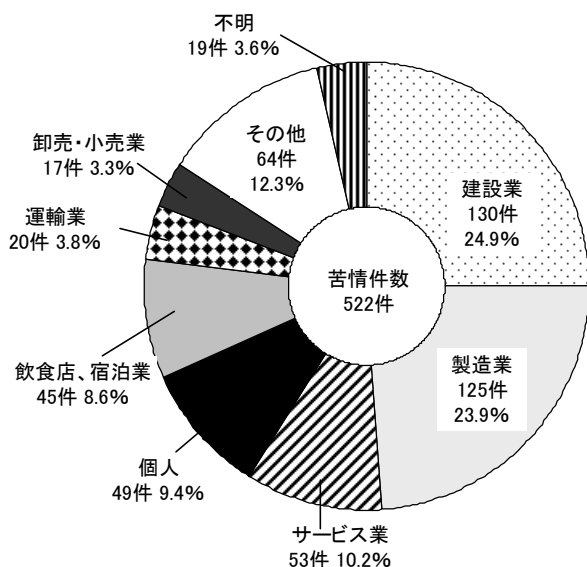
(悪臭)

- ・悪臭の苦情は公害苦情全体の23.7%。
- ・発生源は、農業や製造業、サービス業、家庭生活など多様で、問題解決が困難なものが増加。

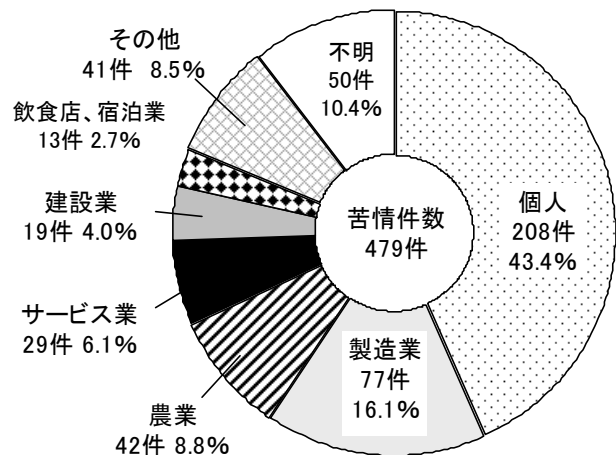
(図IV-5-(1)-16、図IV-5-(1)-20)

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-19) 平成25年度騒音に関する公害苦情件数の発生源割合



(図IV-5-(1)-20) 平成25年度悪臭に関する公害苦情件数の発生源割合



(公害苦情・公害紛争)

- ・公害苦情は、発生源が多様化する傾向にあり、苦情の内容もこれまでの産業型公害から住民の生活に密着した都市型・生活型公害に移行。
- ・苦情が長期化し、公害紛争状態となることを防ぐためにも、苦情対応の最前線にいる市町と県が連携しながら事案に対応し、柔軟に対応していくことが必要。

【生活環境課】

《施策の展開》

ア 適切な生活排水処理施設整備の推進

(ア) 静岡県生活排水処理長期計画の推進

- ・生活排水課が中心となり「静岡県生活排水処理長期計画」（下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水等の処理施設の整備）を着実に推進。

【生活排水課】

(イ) 合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理の確保

(表IV-5-(1)-22) 合併処理浄化槽の設置状況
(国の交付金を活用した市町村の補助事業による設置基数)

- ・し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、下水道とほぼ同等の性能を持ち、短期間で設置できるため、下水道等の集合処理が不向きな地域や下水道整備に長期間を要する地域における生活排水処理施設として、河川等公共用水域の水質保全に有効。

年度	実施市町村	設置基数
平成 22 年度	23 市 10 町	4,978 基
平成 23 年度	23 市 10 町	5,055 基
平成 24 年度	22 市 10 町	5,182 基
平成 25 年度	22 市 10 町	5,334 基
平成 26 年度	22 市 10 町	4,766 基

(注) 県生活排水課調べ

- ・県では、国の浄化槽設置整備事業（交付金）に併せ県費補助事業を創設し、設置を促進（政令指定市は除く）。
- ・平成26年度には、32市町が国の交付金を活用して4,766基に対して補助を実施。

【生活排水課】

- ・生活排水処理施設が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要であり、特に設置者個人が管理責任を負う合併処理浄化槽については、浄化槽法に基づく維持管理確保が課題。
- ・このため、大型浄化槽等の立入指導や新規設置者を対象とする講習会等により、保守点検、清掃、法定検査からなる適正な維持管理を推進。

【廃棄物リサイクル課、生活環境課、生活排水課】

(ウ) 農業・漁業集落排水施設の整備

- ・農業・漁業集落における生活環境の向上と、河川・海洋の水質保全の確保を図るため、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設を整備する集落排水（下水道）事業を着実に推進。

【生活排水課、漁港整備課】

(エ) 下水道の整備と維持管理

- ・市町が実施する公共下水道事業は、平成 26 年度末現在 29 市町で実施中であり、その全ての市町で供用を開始。

【生活排水課】

(表Ⅳ-5-(1)-23) 平成26年度下水道事業実施市町及び水道普及状況

(平成27年3月31日現在)

市町の別	事業実施・未実施の別	供用・未供用の別	市町名	人口 (人) (A)	処理人口 (人) (B)	処理面積 (ha)	人口普及率 (%) (B/A)
市 (23市)	事業実施中 (22市)	供用中 (22市)	静岡市	713,564	588,957	8,797.6	82.5%
			浜松市	808,959	644,662	13,918.7	79.7%
			沼津市	201,804	116,309	1,918.5	57.6%
			熱海市	38,284	25,443	701.8	66.5%
			三島市	111,616	89,506	1,254.4	80.2%
			富士宮市	134,866	69,884	1,445.3	51.8%
			伊東市	71,782	28,012	578.0	39.0%
			島田市	100,646	10,564	205.3	10.5%
			富士市	257,215	188,875	3,902.0	73.4%
			磐田市	170,548	137,291	3,119.7	80.5%
			焼津市	142,453	31,924	545.6	22.4%
			掛川市	117,450	36,114	1,036.2	30.7%
			藤枝市	146,427	61,165	1,065.9	41.8%
			御殿場市	88,976	31,229	578.3	35.1%
			袋井市	87,155	36,825	810.8	42.3%
			下田市	23,444	10,628	278.2	45.3%
			裾野市	53,078	20,082	337.0	37.8%
			湖西市	61,027	25,361	542.5	41.6%
			伊豆市	32,678	17,349	599.0	53.1%
	御前崎市	33,835	13,832	669.1	40.9%		
菊川市	47,679	10,869	275.7	22.8%			
伊豆の国市	49,787	33,386	793.9	67.1%			
	事業未着手(1市)		47,499				
市 計				3,540,772	2,228,267	43,373.5	62.9%
町 (12町)	事業実施中 (7町)	供用中 (7町)	南伊豆町	8,841	2,321	115.7	26.3%
			函南町	38,514	26,386	436.7	68.5%
			清水町	32,585	19,133	322.0	58.7%
			長泉町	42,272	29,619	450.6	70.1%
			小山町	19,338	4,386	202.2	22.7%
			吉田町	29,762	11,530	259.0	38.7%
			森町	19,220	3,939	141.2	20.5%
		事業未着手(5町)		44,513			
町 計				235,045	97,314	1,927.4	41.4%
県 計 (35市町中29市町事業実施)				3,775,817	2,325,581	45,301.0	61.6%

※行政人口は、H24.7法改正により住民基本台帳人口は『外国人込み』

処理人口は供用開始公示済み人口であり、平成27年4月1日公示分を含む。

イ 工場・事業場への自主管理の促進や常時監視の強化

(ア) 工場・事業場の排水対策

- 県では、水質汚濁防止法に基づき、一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難な水域において、より厳しい上乘せ基準を設定。
- 静岡県生活環境の保全等に関する条例では、ニッケルメッキの用に供する電気めっき施設等を特定施設に規定するとともに、ニッケル含有濃度については排水基準を県独自に設定。

- ・県及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）は、水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例により規定された特定事業場に対し立入検査を実施し、法・条例に違反していることが判明した場合には行政処分又は行政指導を実施。
- ・平成26年度に県及び政令市が実施した特定事業場に対する立入検査件数は1,048件で、行政処分又は文書による行政指導を行った件数は35件、その割合は4.2%。（表Ⅳ-5-(1)-24）【生活環境課】

（表Ⅳ-5-(1)-24）平成26年度水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく特定事業場立入検査の実施状況

規制対象 事業場数	総立入 事業場数	採水を伴う 立入事業場数	行政処分		行政指導	合 計
			一時停止命令	改善命令		
2,142 (990)	1,048 (432)	828 (328)	0 0	0 0	35 (15)	35 (15)
業種						
製紙	113 (106)	112 (106)	0 0	0 0	4 (4)	4 (4)
メッキ・機械 器具製造	275 (132)	181 (82)	0 0	0 0	10 (7)	10 (7)
染色	6 (5)	4 (3)	0 0	0 0	1 (0)	1 (0)
食料品	171 (47)	129 (40)	0 0	0 0	12 (3)	12 (3)
旅館	79 (14)	67 (4)	0 0	0 0	1 (0)	1 (0)
その他	404 (128)	335 (93)	0 0	0 0	7 (1)	7 (1)

（注）（ ）内は水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市）の数

(イ) 環境水域における保全対策

- ・42 河川・2 湖沼・全前面海域について環境基準の類型を設定。
- ・環境基準が既に設定されている河川についても、各水域の水質の状況や将来の予測を考慮し、環境基準の見直しを実施（平成6年度から平成21年度までに、36 水域について調査・解析を行い、18 水域について上位類型に変更）。
- ・水生生物の保全に係る水質環境基準について、平成17年から平成23年までに40 河川1 湖沼、58 水域について調査・解析を行い、平成25年度までにこれらの水域について類型を設定。

【生活環境課】

(ウ) 地下水汚染対策

- ・県、国土交通省及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）では、「地下水質の測定計画」を策定し、これに基づき、県内全域の状況を把握するための環境モニタリング及び汚染が判明した地区を監視する定点モニタリングを実施。
- ・環境モニタリングや事業場による自主調査により地下水汚染が発見された場合には、周辺井戸の調査や飲用指導を実施するとともに、原因事業場等の土壌や地下水の汚染浄化措置の指導を実施。
- ・硝酸性窒素による汚染は、事業所に起因する従来の汚染と異なり、農用地への肥料施用が原因となることもあるため、農山村共生課と協力して施肥削減対策を推進。

【生活環境課】

(エ) 土壌汚染対策

- ・水質汚濁防止法に基づき、有害物質を取り扱う事業所に対して立入検査を実施し、汚染の未然防止や除去等に対して指導を実施。
- ・土壌汚染対策法の施行から平成26年度末までに、県内において法に基づく指定区域（土壌が指定

基準を超過して汚染があった土地)の指定は 56 件 (そのうち汚染の除去等により指定を解除したものは 30 件)。(表IV-5-(1)-25) 【生活環境課】

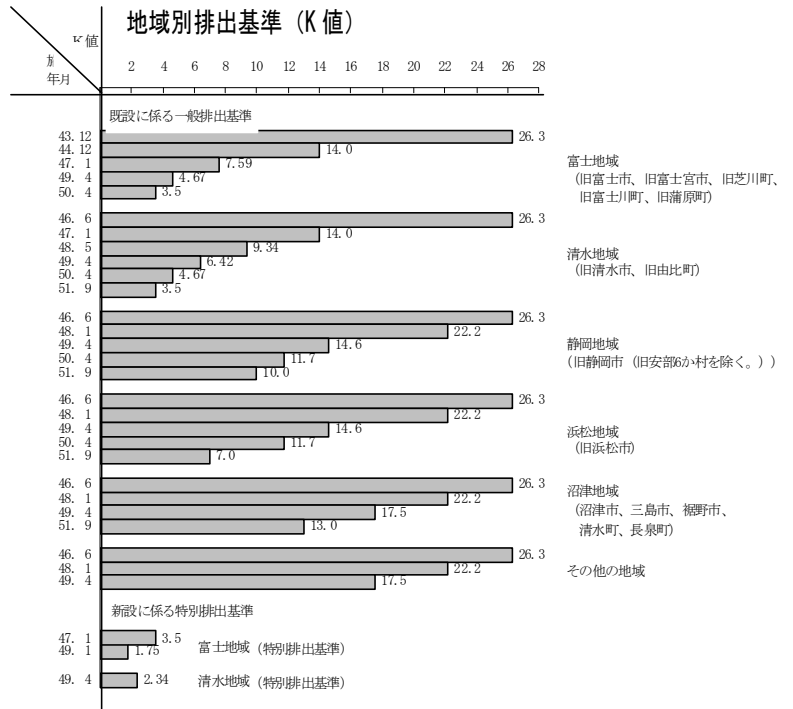
(表IV-5-(1)-25) 「土壌汚染対策法」に基づく指定区域(平成 26 年度末現在)

	県内						全国 (25 年度)
	県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	計	
指定した区域	30	7	7	11	1	56	2,106
うち全部解除した区域	18	2	4	5	1	30	811

(オ) 工場・事業場からの大気汚染の防止

- ・工場・事業場から排出される大気汚染物質に対しては、その汚染物質に応じた規制を実施。
- ・硫黄酸化物の規制は、各地域の汚染の程度と施設の排出口の高さに応じた硫黄酸化物の許容排出量 (K 値規制) により実施。(図 IV-5-(1)-21)
- ・K 値規制のみでは環境基準の達成・維持が困難な地域については総量規制が導入され、本県では富士地域で適用。(表IV-5-(1)-26)。
- ・燃料中の硫黄分については、県の低硫黄化指導基準により、地域を定めて指導を実施。(表IV-5-(1)-27)

(図IV-5-(1)-21) 大気汚染防止法における硫黄酸化物の



(表IV-5-(1)-26) 硫黄酸化物に関する総合削減計画並びに総量規制基準及び燃料使用基準

地域	市町名	硫黄酸化物総量削減計画 硫黄酸化物量 (Nm ³ /h)		既設 新設別	規制基準	
		1号総量	2号総量		総量規制基準 特定工場等	燃料使用基準 (特定工場等以外)
富士地域	旧富士市	1号総量	1,630.2	既設	Q = 2.8W ^{0.8}	燃料中の 硫黄分 0.5%
		2号総量	1,393.8			
		3号総量	515.9	既設	Q = 2.8W ^{0.8} + 0.3 × 2.8 × { (W + W _i) ^{0.8} - W ^{0.8} }	
		4号総量	488.8			
静岡地域	旧富士宮市 旧芝川町 旧富士川町 旧蒲原町	1号総量	224.8	既設	Q = 3.0W ^{0.8}	燃料中の 硫黄分 0.8%
		2号総量	167.2			
		3号総量	119.5	新設	Q = 3.0W ^{0.8} + 0.5 × 3.0 × { (W + W _i) ^{0.8} - W ^{0.8} }	
		4号総量	86.9			
地域全体の削減量		65.8%				

(表IV-5-(1)-27) 低硫黄化指導基準及び実施時期

地域	対象規模	燃料中硫黄分	実施時期
沼津・三島	燃料使用量 15,000kg/h 以上の 2 工場	0.8% 以下	52.7
	燃料使用量 1,500kg/h 以上 ~ 15,000kg/h 未満 又は 2,000 トン/年以上	1.0% 以下	
清水 (旧由比町を除く。)	燃料使用量 1kl/日以上	1.0% 以下	51.12
	上記以外中小工場	1.5% 以下	
浜松	燃料使用量 900kg/h 以上	1.5% 以下	51.12

- ・窒素酸化物の排出規制は、施設の種類及び規模ごとに全国一律で行われており、26種類のばい煙発生施設が対象。
- ・ばいじんは、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められており、大気汚染防止法で27種類、静岡県生活環境の保全等に関する条例により1種類のばい煙発生施設が規制対象。
- ・一般粉じんは、大気汚染防止法で5種類の施設、静岡県生活環境の保全等に関する条例により12種類の一般粉じん発生施設が規制対象となっており、施設ごとに構造及び管理基準を設定。
- ・揮発性有機化合物については、施設の種類に応じ許容される炭素換算した排出濃度により規制。
- ・県、大気汚染防止法上の政令市（静岡市、浜松市）及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第54号）により一部権限移譲されている特例市（沼津市、富士市）が大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に規定するばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して、煙道測定及び重油抜き取り検査などの立入検査を実施。
- ・平成26年度には、県・政令市・特例市合わせて、611件の立入検査を実施。（表IV-5-(1)-28）
- ・化学物質（ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質）については、「大気汚染防止法」に、国・地方自治体・事業者・国民の役割が示されており、規制措置ではなく、自主管理を推進。

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-28) 平成26年度ばい煙発生施設等に係る立入検査の実施及び措置情況

実施主体	立入事業所数（施設数）	行政処分	行政指導	計
県	391(1,434)	0	2	2
政令市（静岡市・浜松市）	161(739)	0	22	22
特例市（沼津市・富士市）	59(248)	0	7	7
計	611(2,421)	0	31	31

(注) 県生活環境課調べ

(カ) 環境大気に係る対策の実施

- ・大気汚染防止法第22条に基づき、静

岡県内における環境大気の状態について環境基準項目を中心に常時監視を実施。

- ・平成26年度末現在、静岡県内には、一般環境大気測定局58局と自動車排出ガス測定局10局の合計68の測定局を設置。（図IV-5-(1)-22、表IV-5-(1)-29）

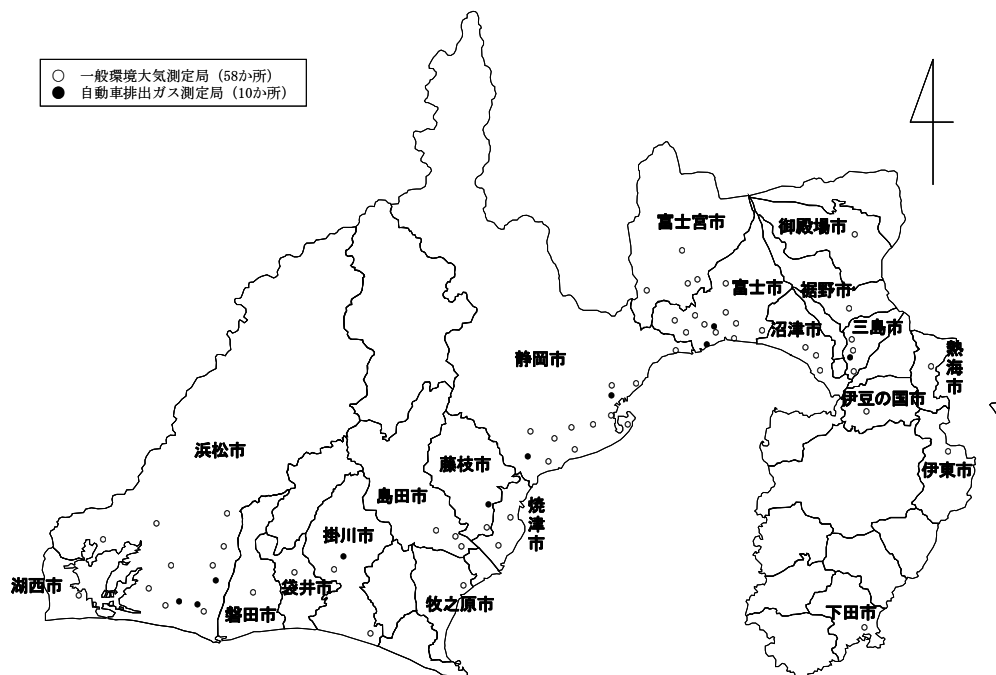
- ・監視・測定の結果は、毎年度定期的に公表。

(表IV-5-(1)-29) 大気監視項目別の測定地点数
(平成26年度末現在)

監視項目	一般環境大気 測定地点数	自動車排出ガス 測定地点数
二酸化硫黄	33	1
二酸化窒素	49	10
一酸化炭素	4	9
浮遊粒子状物質	44	10
微小粒子状物質	21	6
光化学オキシダント	43	0
非メタン炭化水素	14	9

【生活環境課】

(図Ⅳ-5-(1)-22) 大気監視の状況 (平成 26 年度末現在)



(キ) 騒音・振動対策

- ・騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、著しい騒音や振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定工場）を対象に発生する騒音や振動を規制。
- ・同様に、建設作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）を対象に発生する騒音や振動を規制。
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例により、深夜の騒音に係る営業時間や、拡声機の使用について制限を設定。
- ・特定工場・特定建設作業における騒音・振動対策等の届出の受理、計画変更勧告、改善勧告及び改善命令等については市町の事務であり、県では、これらの市町に対し、研修等を通じて事務及び技術的支援を実施。 【生活環境課】

(ク) 臭気対策

- ・市町では、悪臭を発生させている工場その他の事業場に対して、悪臭防止法などに基づく立入検査等により指導を実施。
- ・複数の原因物質が介在する複合臭については、特定悪臭物質の濃度が基準値以下であっても悪臭苦情が発生することがあるため、物質濃度規制では対応できない場合は、人間の嗅覚で感知される悪臭の程度に関する値である「臭気指数」による規制を導入。
- ・20市7町で物質濃度規制に代わって臭気指数規制を導入。 【生活環境課】

ウ 浜名湖の水環境の保全

(ア) はまなこ環境ネットワークの活動

- ・浜名湖流域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなこ環境ネットワーク」では、各団体の活動内容の充実とレベルアップを画策。

- ・平成 26 年度は、会員間の連携と交流促進を図るための意見交換会の開催や、子供を含む一般住民を対象とした環境意識の啓発のための環境教育プログラムを実施するなど、住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜名湖の環境保全を推進。

【自然保護課】

(イ) 浜名湖クリーン作戦

- ・「浜名湖の水をきれいにする会」（会長湖西市長）では、毎年 6 月に、浜名湖一斉清掃を行っている。平成 26 年度は 6 月 1 日（日）に開催され、約 24,300 人が参加。

【自然保護課】

エ 建築物の衛生環境上の良好な状態の維持

- ・多数の人が利用する建築物の空気環境や給水などの衛生管理を確保させるために、建築物環境衛生管理基準に従い適正に維持管理されているのか、計画的に監視指導を実施。

【水利用課】

オ 鉄道騒音等の監視

(ア) 新幹線鉄道騒音・振動対策

- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準や振動に係る指針値の達成状況を把握するため、実態調査を実施。

【生活環境課】

(イ) 航空機騒音対策

- ・航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、県が航空自衛隊静岡基地周辺及び富士山静岡空港周辺で、浜松市が航空自衛隊浜松基地周辺で実態調査を実施。

【生活環境課】

(ウ) 騒音低減に係る要望

- ・新幹線鉄道騒音・振動や航空機騒音が環境基準等を超過した場合には、各事業者に対して騒音・振動低減対策の実施を要望。

【生活環境課】

カ 富士山静岡空港周辺地域の生活環境・自然環境保全対策

- ・富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、計画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策や自然環境保全対策を実施。
- ・周辺地域と調和した魅力あふれる空港づくりとして、地元 NPO 法人との協働による自然環境活用や景観形成の取り組みを実施。

【空港運営課】

キ 自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減

(ア) 低公害車の普及

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例において、県民等の努力義務として低公害車の導入を規定。
- ・低公害車普及イベントへの後援等による啓発活動に努め、低公害車の普及を促進。
- ・県では、平成 26 年度に低燃費かつ平成 21 年度低排出ガス認定車 4 台、低燃費かつ平成 17 年度低排出ガス認定車 149 台、ハイブリッド車 1 台の低公害車を導入。

【生活環境課】

(イ) 騒音の監視

- ・県内全市において、幹線道路における常時監視を実施し、環境基準の適合状況を調査。調査結果は、公表するとともに「静岡県自動車交通公害対策推進協議会」を通じて国、県の関係部局等で情報を共有し、対策を推進。

【生活環境課】

(ウ) 沿道環境の整備

- ・低騒音舗装の敷設などにより自動車交通による騒音の低減を推進。
- ・バイパスの整備や交差点改良など交通流の円滑化などにより、自動車排出ガスによる大気汚染の低減を推進。

【道路企画課】

ク アスベストの飛散防止

(ア) 解体・改修作業の監視

- ・大気汚染防止法に基づいて、吹付けアスベスト等使用建物の解体・改修作業を事前に届出。届出者は、作業基準を遵守。
- ・平成 26 年度は、県に届出のあった 75 件の作業現場のうち、49 件の立入検査を実施。

【生活環境課】

(イ) アスベストの取扱いに関する知識の普及啓発

- ・住民向けやビルオーナー向けのパンフレットを配布し、アスベストに関する正しい知識と適切な対応について啓発活動を実施。

【生活環境課】

(ウ) 静岡県アスベスト対策連絡会議の設置

- ・アスベストによる環境汚染問題は、健康被害問題、既存建物の安全対策問題、解体・改修工事の問題など様々な分野に関係しているため、他部局との連携・調整を図るため「静岡県アスベスト対策連絡会議」を設置。

【生活環境課】

(エ) 県有施設の吹付けアスベスト使用実態調査

- ・国内で未使用とされていた 3 種のアスベスト（トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）を含む建材が平成 20 年に東京都等で発見されたため、県有施設の吹付けアスベストの使用状況を 6 種について調査。
- ・調査の結果、すべての県有施設の吹付けアスベスト含有有り施設について、アスベストの除去又は処理が完了していることを確認（平成 23 年度末）。

【生活環境課】

(オ) 国・市町との連携

- ・作業保護の観点からアスベスト使用建物の解体・改修作業の届出事務を所管する厚生労働省労働局と連携して、アスベスト解体・改修作業現場の立会い確認を実施。
- ・大気汚染防止法に定められた作業基準の遵守の観点から解体作業の届出を受理する市町に対し、事業者からアスベストの使用の有無を確認するよう要請。

【生活環境課】

ケ 環境汚染の未然防止や汚染の拡大防止

(ア) 水質汚濁事故対応

- ・事故等により、公共用水域に汚染物質が漏洩・拡散した場合には、国や市町等の関係機関と連携の上、汚染の拡大防止や原因究明、浄化対策等の対応を実施し、また、原因施設の設置者等に対して流出物の回収等の原状回復措置を指導。(表IV-5-(1)-30)

(表IV-5-(1)-30) 水質事故発生状況

区分	魚のへい死	油の流出	その他	計
平成19年度	22	28	9	59
平成20年度	22	37	14	73
平成21年度	27	60	25	112
平成22年度	21	60	19	100
平成23年度	18	52	12	82
平成24年度	18	55	12	85
平成25年度	24	55	17	96
平成26年度	29	55	23	107

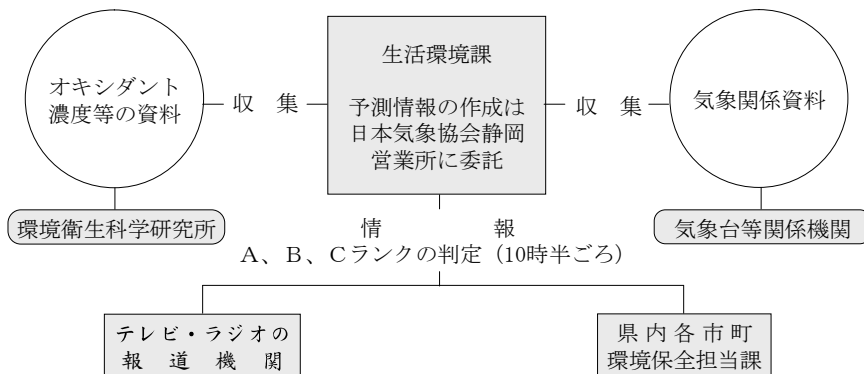
【生活環境課】

(イ) 光化学オキシダントの監視

- ・紫外線が強く気温も高い5月1日から9月30日までの間は光化学オキシダントが発生しやすいことから、毎年市町の協力を得て、光化学オキシダントの監視体制を強化。
- ・期間中は、光化学オキシダントの発生状況を予測し、その内容を「光化学オキシダント情報」として提供。(図IV-5-(1)-23)
- ・県民の健康被害の未然防止の観点から、高濃度が発生した場合、大気汚染防止法で規定された緊急時の措置(注意報の発令等)を実施。

【生活環境課】

(図IV-5-(1)-23) 光化学オキシダントに関する情報連絡網



「光化学オキシダント情報」として住民、学校等に情報提供

	放送内容	オキシダント濃度
Aランク	発生するおそれ	オキシダント濃度0.12ppm以上
Bランク	発生しやすい	オキシダント濃度0.10ppm以上0.12ppm未満
Cランク	発生しない見込	オキシダント濃度0.10ppm未満

(ウ) 公害防止計画の策定・推進

- ・公害防止計画は、既に公害が著しい又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が作成。
- ・富士地域（富士市）では平成23年度から平成29年度までの7年間を計画期間とした公害防止計画及び公害防止対策事業計画を策定。(表IV-5-(1)-31)

【生活環境課】

(表IV-5-(1)-31) 第9次富士地域公害防止計画（平成23年度～平成29年度）

策定日	平成24年3月16日	
対象地域	富士市	
目標	ダイオキシン類	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準達成
主要課題	・田子の浦港の底質汚染対策 田子の浦港のダイオキシン類による底質汚染の防止を図る。	

コ 公害紛争に関する処理

- ・公害苦情については、公害紛争処理法において地方公共団体の責務として規定され、初期の段階での苦情相談窓口を市町が担当。
- ・県では、広域的な苦情や市町において処理が困難な苦情について、測定等の技術協力をはじめ、関係機関との連絡調整・情報提供等を実施。
- ・公害に関する紛争の処理については、弁護士・医師・大学学識者12人の委員からなる「公害審査会」において紛争の解決を図るため、あっせん・調停・仲裁を実施。

【生活環境課】

サ 環境負荷低減のための事業者の総合的・自主的な取組支援

- ・一定規模以上の工場又は事業場の新設又は環境負荷の増加を伴う特定施設等を設置する場合には、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係法令に基づく届出の前に、県、政令市又は特令市と協議。

- ・協議の内容は、公害の防止に関する事項だけでなく、廃棄物の発生抑制や環境マネジメントシステムの導入等を含めた環境全般。

- ・環境への配慮をシステム的に進めていると認められるISO14001又はエコアクション21の認証を取得している工場又は事業場は、協議免除届を提出することにより協議を免除。

- ・平成26年度の協議実施件数（県扱い分）は9件で、そのうち協議免除届が提出されたものは8件。（表IV-5-(1)-32）

(表IV-5-(1)-32) 平成26年度事前協議実施件数（県扱い分）

区分	事前協議実施件数	ISO14001等取得による免除届出数	合計
食料品製造業	0	0	0
繊維工業	0	0	0
紙・パルプ製造業	0	0	0
化学工業	1	0	1
金属製品製造業	0	0	0
鍍金工業	0	0	0
電気機械器具製造業	0	2	2
輸送用機械器具製造業	0	4	4
その他	0	2	2
合計	1	8	9

【生活環境課】

(2) 化学物質の適正管理

《現状》

- ・私たちの生活は、さまざまな化学物質によって支えられているが、その中には、ダイオキシン類や環境ホルモンのように、適切な管理が行われない場合に深刻な環境汚染を引き起こしたり、また、長期間の蓄積により人の健康や生態系に重大な影響を及ぼしたりする物質が存在。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法が策定され、ダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容 1 日摂取量（人の体重 1 kg 当たり 4pg（pg-TEQ/kg/日））、環境基準値、排出基準値などが定められ、総合的なダイオキシン類削減対策を推進。
- ・平成 25 年度の全国における排出量は、約 128～130 g-TEQ/年となっており、平成 9 年に比べて約 98% 削減。
- ・県内の大気や水質等のダイオキシン類を調査した結果、平成 26 年度は大気、水質、土壌、底質及び地下水全て環境基準を達成。（表Ⅳ-5-(2)-1）

（表Ⅳ-5-(2)-1）ダイオキシン類環境実態調査結果

媒体	平成 25 年度 適合数/測定地点数	平成 26 年度 適合数/測定地点数
大気	24/24	23/23
水質	46/47	46/46
土壌	21/21	23/23
底質	46/46	44/44
地下水	23/23	23/23

【生活環境課】

《課題》

- ・化学物質の有害性の有無や影響の仕組みに係る知見の集積や科学的な解明が必要。
- ・化学物質取扱い事業所に対してより一層の化学物質の適正管理の指導が必要。

【生活環境課】

《施策の展開》

ア 排出基準遵守の指導や環境モニタリング調査の実施

- ・市町のごみ焼却施設について、法令による排出ガス規制に対応できるよう、指導を行っている。
【廃棄物リサイクル課】
- ・廃棄物焼却施設の排出ガスや焼却灰等の埋立地の放流水について、施設の構造基準や維持管理基準に従い、ダイオキシン類の排出基準を遵守するよう立入調査等により指導。
【生活環境課、廃棄物リサイクル課】
- ・県立高校等、県有施設の小型廃棄物焼却炉202基について、周辺環境汚染の未然防止を図るため、平成17年度から24年度までの8年間ですべて解体撤去。（表Ⅳ-5-(2)-2）

【生活環境課、廃棄物リサイクル課】

（表Ⅳ-5-(2)-2）県の小型焼却炉解体撤去

年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 24 年度	計
解体撤去 基数	67	66	63	5	1	202

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、廃棄物焼却施設等のダイオキシン類の自主測定（年1回以上）の実施及び測定結果の知事への報告等を事業者に対して指導し、県ホームページで公表。

【生活環境課、廃棄物リサイクル課】

- ・野焼きや小規模焼却炉による焼却について、廃棄物処理法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例による規制を遵守するよう事業者等を指導。

【生活環境課、廃棄物リサイクル課】

- ・ダイオキシン類の発生源対策として、「静岡県ごみ処理広域化計画」に基づき、広域化の推進による小規模施設の集約化を支援している。

【廃棄物リサイクル課】

- ・未然防止対策として、ダイオキシン類の主な排出原因は廃棄物の焼却行為であるため、廃棄物の発生抑制やリサイクル等を推進している。

【廃棄物リサイクル課】

イ 化学物質が検出された場合の原因究明や継続監視

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、土壌等について、ダイオキシン類の環境モニタリングを実施。

【生活環境課】

- ・田子の浦港における環境基準を超える底質ダイオキシン類含有土砂は、「田子の浦港底質（ダイオキシン類）浄化対策事業計画」に基づき、平成16年度から浚渫除去に着手。

- ・平成26年度も引き続き浚渫除去を実施。

【港湾整備課】

- ・ダイオキシン対策の推進環境基準を超える水質・底質ダイオキシン類が検出された巴川遊水地第4工区においては、対策基本計画に基づき、平成19年度から対策に着手し、平成24年度に対策工事を完了。

【河川海岸整備課】

- ・平成21年度の冬期に湖西市が実施した愛知県境（境宿地区）におけるダイオキシン類大気環境調査結果が環境基準を上回ったことを受け、越境汚染の影響も勘案し、平成22年度から環境調査を実施し、環境基準に適合していることを確認。

【生活環境課】

ウ リスクコミュニケーションの推進

(ア) P R T R制度に基づく化学物質適正管理の推進

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、排出量等の情報を県民に対して積極的に提供。

- ・事業者による有害化学物質の自主的な削減を推進。

【生活環境課】

(イ) リスクコミュニケーションを通じた地域との情報交換

- ・化学物質排出量の多い物質、業種別や大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、グラフ表示化など分かりやすくまとめた冊子及び県ホームページ等で周知。

- ・平成26年度には県内5か所で事業者、地域住民、行政が参加した環境対話集会や「化学物質管理セミナー」を開催。

- ・行政、事業者、地域住民が相互の情報交換を通じて、リスクに対する情報や認識を共有することによって、化学物質に対する正しい理解と工場等での化学物質排出削減対策を促進。

【生活環境課】

エ 未規制化学物質等による環境汚染の実態調査

(ア) 内分泌かく乱化学物質

- ・魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとされた、ノニルフェノール、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールAの3物質の調査を実施。【生活環境課】

(イ) 「P R T R制度」対象化学物質

- ・N, N' -ジメチルドデシルアミン=N-オキシド(DDAO)、O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(EPN)の2物質について6地点で調査。【生活環境課】

(ウ) 残留性有機汚染物質(POPs条約規制物質)

- ・パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩、パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩の2物質について6地点で調査を実施。【生活環境課】

(エ) 有機スズ化合物

- ・トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物について、環境省が定めた水質評価指標値(0.01 μg/l)を過去5年間の調査で超過した港湾2地点について継続調査を実施。

【生活環境課】

(オ) 環境省委託事業

- ・環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、環境中の化学物質の実態把握を実施。

【生活環境課】

(3) 花と緑あふれる生活空間の創造

《現状》

- ・平成26年度の県政世論調査では、「身近にある公園や歩道等の花や緑の量を十分だと思う県民の割合」は55.5%となり、50%前後で推移。

【環境ふれあい課】

《課題》

- ・緑化関係団体と連携し、緑化ボランティア団体の活動支援を進めるほか、技術面も含めた研修によるボランティアの資質向上に取り組んでいく必要がある。また、保育園などの公共的空間の芝生緑化への支援や管理しやすい芝生の研究調査を進め、芝生文化の創造を図ることが必要。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 緑化を実践する人づくりの推進

(表IV-5-(3)-1) グリーンバンク事業の実績 (単位：か所、千

- ・「ふじのくにの魅力高め
る花と緑のまちづくり計
画」に基づき、まちの花
と緑の量的・質的な充実
を図るため、関係部局や
緑化関係団体と連携し、
公共的空間の緑化や更な
る県民参加による持続的な緑化を促進。

円) 区分	平成25年度		平成26年度	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費
草花種子球根、緑化木配布	4,843 団体	21,725	8,726 団体	19,240
緑化グループ支援	194 団体	30,746	162 団体	24,535
緑化ボランティア研修	1,705 人	8,111	1,104 人	8,324
公共的施設の緑化	15 か所	36,611	4 か所	11,500
優良景観樹木の保全	25 か所	33,876	28 か所	33,707
四季を彩る森林景観づくり	45 か所	48,660	42 か所	11,171

- ・(公財) 静岡県グリーンバンクの実施する緑化事業への助成を通じ、県民に緑の大切さの普及啓発や県民の緑化活動への技術的支援を行うとともに、緑化ボランティアの養成研修や緑化活動を支援した。平成 26 年度には、延べ 8,888 団体の緑化活動の支援を実施。(表IV-5-(3)-1)

【環境ふれあい課】

イ 公共的な空間の緑化の推進

- ・(公財) 静岡県グリーンバンクの緑化事業に助成し、社会福祉施設、病院、幼稚園などの緑化工事や、松・桜並木等の保全等を行った。平成 26 年度には 4 か所の公共的施設等の緑化を実施。(表IV-5-(3)-1)
- ・芝生を活用した都市緑化を促進するため、平成 24 年度から「芝草文化創造プロジェクト」を実施しており、「芝生緑化の促進」と「研究調査」の両輪により芝生地を拡大を目指している。「芝生緑化の促進」では、(公財) 静岡県グリーンバンクと連携し、県内の学校や公園などに芝生を広げる活動に対し支援を進めている。「研究調査」では、平成 24 年度に磐田市にある静岡県農林技術研究所内に設置した芝草研究所が低コストで管理しやすい芝生の研究調査を実施。

【環境ふれあい課】

ウ 都市公園や緑地整備の促進

- ・官民一体となって都市における緑とオープンスペースの保全・創出を推進させるため、市町が作成する「緑の基本計画」の策定に対し、技術的な助言。
- ・県民がゆとりと憩いを感じる、身近な緑の空間を創出するため、市町に対する助成等により、都市公園の整備を推進。
- ・平成 26 年度は、藤枝市の駅西公園ほか、6 市 8 公園の整備に対し助成。

【公園緑地課】

エ 豊かさを実感できる魅力的な住まいづくりの推進

- ・“ふじのくに” ならではの多様なライフスタイルやライフステージに対応する「豊かな暮らし空間創生」の普及啓発。
- ・「豊かな暮らし空間創生推進協議会」と連携し、市町や事業者に対する研修会やアドバイザー派遣等の実施(平成 26 年度)。

【住まいづくり課】

オ 協働による美化活動の推進

- ・地域や企業、行政の協働による「しずおかアダプト・ロードプログラム」により、環境保全活動を推進。(第 1 章第 1 節(3)ウ参照)【道路保全課】
- ・県営都市公園では、指定管理者による自主事業として、各公園でボランティアとの協働や県民の参加による植栽イベントや花壇の管理、自然観察会などを実施。
- ・平成 25 年度は、花いっぱい運動(静岡県草薙総合運動場)、自然観察会・自然学校(静岡県富士山こどもの国)、チューリップまつり・秋の七草まつり(吉田公園)、こども自然楽校(浜名湖ガーデンパーク)、こども自然楽校(遠州灘海浜公園)、ホテル観賞(愛鷹広域公園)、エコパ自然塾、大人の自然塾(小笠山総合運動公園)等を実施。

【公園緑地課】

(4) 環境アセスメントの実施の指導

《現状》

- ・環境影響評価制度は、大規模な開発事業の実施に際し、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、事前に環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴くことなどにより十分な環境保全措置を講じ、環境影響の回避、低減を図るための制度。
- ・本県では、環境影響評価法の対象事業に加え、法の対象に満たない規模や対象外の事業種について静岡県環境影響評価条例の対象とし、県内で実施される大規模開発事業について幅広く環境影響評価を実施。」

【生活環境課】

《課題》

- ・東日本大震災以降、電力需給のひっ迫等による早急な電源確保の必要性から、既設の工場において自家発電施設を新設するケースが増加。
- ・平成 28 年には電気事業法の改正により電力の小売が全面自由化される予定であり、社会情勢の変化に応じた環境影響評価制度の運用。

【生活環境課】

《施策の展開》

ア 環境影響評価の推進

(ア) 静岡県環境影響評価条例の改正

- ・平成 25 年 4 月から条例対象事業の「工場等の建設」のうち、既設工場において一定規模以上の排出ガス量が増加する場合は、アセスメントの要否を個別に判定する第 2 種事業に位置付け。
- ・平成 27 年 1 月から「工場等の建設」のうち、燃料の全てにバイオマスを使用する場合に限り、アセスメント対象要件の排出ガス量を緩和。

【生活環境課】

(5) 調査・研究の充実

《現状》

- ・科学技術の発達や産業の発展等により、現在の環境問題は複雑かつ多様化。
- ・その解決を図るためには、調査や研究、技術開発を行っていくことが必要。

【研究調整課】

《課題》

- ・民間事業者等による調査・研究の支援にとどまらず、国や市町、大学、民間事業者等との連携を図りつつ、地域のニーズに応じた調査・研究を進めていくことが必要。

【研究調整課】

《施策の展開》

ア 農林技術研究所

- ・「場の力」を活用した地域経済の活性化、豊かさを支える農林業の強化、住んでよし訪れてよし豊かな農山村に向け研究を推進。（表IV-5-(5)-1） 【研究調整課】

（表IV-5-(5)-1）平成26年度の主な環境関係研究テーマ

本所	収量と内容成分を向上させるナタネ粕、米ぬかを用いたチンゲンサイ栽培方法の開発
	雑草・害虫を抑制する水田畦畔管理技術の開発
	施設園芸作物における進化型 IPM を構成する要素技術の開発
	IPM（総合的病害虫管理）によるネギ属作物の安定生産技術の開発
	牛ふん堆肥中の肥料成分を活用する施肥量削減技術の開発
茶業研究センター	リン酸及びカリの土壌中含量に応じた省資源的な施用基準の策定
	ハマキガ類の殺虫剤抵抗性機構の解明と抵抗性診断技術の開発
果樹研究センター	温暖化に対応したカンキツ果皮障害軽減技術と新作型の開発
	カンキツ主要害虫の土着天敵を活用する総合的病害虫管理体系の確立
森林・林業研究センター	ヒトと環境に優しい柑橘における年1回施肥法の確立
森林・林業研究センター	針葉樹人工林伐採後の早期森林再生技術に関する研究

イ 畜産技術研究所

- ・畜産物の生産活動に伴う環境負荷を低減するための、家畜排せつ物の適正処理と資源としての有効利用技術の開発等を実施。（表IV-5-(5)-2） 【研究調整課】

（表IV-5-(5)-2）平成26年度の主な環境関係研究テーマ

本所	地域資源を活用した特色ある牛肉の生産技術に関する研究
中小家畜研究センター	複合肥料原料としての豚ふん堆肥調整技術の開発
	堆肥生産過程における臭気抑制技術の検討

ウ 水産技術研究所

- ・「海・川の恵みの持続的利用の確保」の目標に向け研究を推進。（表IV-5-(5)-3） 【研究調整課】

（表IV-5-(5)-3）平成26年度の主な環境関係研究テーマ

養鱒業の発展を担う安全・安価で環境にやさしい代替飼料の開発研究
低・未利用魚の利用促進に向けた流通・加工特性の解明

エ 工業技術研究所

- ・環境分野をビジネス戦略と考える活力ある県内企業を育成するため、環境関連技術の研究開発を実施。（表IV-5-(5)-4） 【研究調整課】

（表IV-5-(5)-4）平成26年度の主な環境関係研究テーマ

本所	電気化学手法による Fe-Mo 合金めっき電解条件の最適化
	無線・自立型センサモジュールの開発ー風力発電機監視システムへの応用ー
	低温域水熱処理を利用した余剰汚泥からのエネルギー回収技術の開発
沼津※	低消費電力化を実現させた次世代型ホモゲナイザーの開発
富士※	デジタル印刷物のリサイクル適正評価法の開発と古紙原料への混入の影響評価

※工業技術支援センター

オ 環境衛生科学研究所

- 試験検査、調査研究、危機管理、技術指導、環境教育、情報の収集・成果の公表等を実施。（表IV-5-(5)-5） 【環境政策課】

（表IV-5-(5)-5）平成26年度の主な環境関係研究テーマ

静岡県東部地域の豊富な水資源を活用したマイクロ水力発電に関する研究
居住環境におけるホルムアルデヒド発生源のオンサイトスクリーニング法の開発
県内一般廃棄物最終処分場の廃止可能時期の予測及び早期化に関する研究
浜名湖の流動と水質環境に関する研究
地下水の硝酸性窒素汚染対策に関する研究
県内におけるPM2.5高濃度発生事例の検証と緊急時対策手法の検討

カ 試験研究機関の連携による研究の推進

- 産業技術の高度化や異なる技術分野の相互連携など産業界の技術動向に対応し、県の重要政策課題を技術的に解決するため、試験研究機関の枠を越えた「新成長戦略研究」を実施。（表IV-5-(5)-6） 【研究調整課】

（表IV-5-(5)-6）新成長戦略研究の環境関係研究テーマ

研究テーマ	研究期間	中核研究機関
イノシシと戦う集落づくりと森林づくりに必要なシカ管理技術に関する研究	平成25年～27年度	農林技術研究所森林・林業研究センター、環境衛生科学研究所
分散型エネルギー社会に貢献する小型メタン発酵プラントの開発	平成26年～28年度	工業技術研究所、農林技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所

キ 国や他の地方公共団体、民間の研究機関等との連携の強化

- 県試験研究機関は、科学技術の急速な進歩や行政課題の多様化などを背景に、国の研究機関、独立行政法人、大学・高専等の外部研究機関や民間企業との共同研究に積極的に取り組み、産学官の連携を強化。 【研究調整課】

ク 成果の普及

- 県試験研究機関は、調査・研究成果の普及を目的に、研究発表会の開催や情報誌の編集・発行、インターネットのホームページを通じた情報発信等を実施。
- 経済産業部研究調整課では、企業や一般県民等を対象に各分野の試験研究機関が合同で参加する研究成果発表会を開催するとともに、新成長戦略研究の成果集を年1回発行。
- 農林技術研究所では、本所及び各センターで研究発表会を開催するとともに、「研究報告」、「試験成績概要集」（本所及び各センター年1回発行）、「試験研究成果情報」、「あたらしい農業技術」、「あたらしい林業技術」、「農林技術研究所NEWS」を編集・発行。
- 畜産技術研究所では、関係業界に対する研究発表会に加え、新たに消費者を対象とした成果発表会を開催。また、「研究報告書」、「試験成績概要集」、「あたらしい農業技術」、「畜技研だより」などを編集・発行。
- 水産技術研究所では、毎年、研究発表会を開催するとともに、「研究報告」、「あたらしい水産技術」、「事業報告」を年1回発行するほか、4種類の広報誌を発行。
- 工業技術研究所では、研究発表会や環境関連技術を含んだ技術講習会を開催。また、「研究報告」、

「研究成果事例集」、「静岡県工業技術情報」を編集・発行するほか、本所及び各工業技術支援センターで「NEWS」を発行。

【研究調整課】

- ・環境衛生科学研究所では、業務研究発表会を開催するとともに、各種学会や研究発表等での発表報告や、論文発表を実施。また、環境衛生科学研究所情報誌「環衛レポート」を年3回発行するほか、「静岡県環境衛生科学研究所報告」を年1回発行。

【環境政策課】